一、本会議の審議概要

○昭和五十九年十二月一日　土曜日

開会　午前十時二分

日程第　一　議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員石井道子君を議院に紹介した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネ

備考

ルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名から成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩　午前十時五分

再開　午前十時三十七分

議員竹内潔君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、大川清幸君が哀悼の辞を述べた。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員八百板正君、裁判官訴追委員大島友治君、長田裕二君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に寺田熊雄君、裁判官訴追委員に西村尚治君、成相善十君、検察官適格審査会委員に八百板正君、同予備委員に安武洋子君、国土審議会委員に梶木又三君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に伊江朝雄君、北海道開発審議会委員に工藤万砂美君、日本ユネスコ国内委員会委員に杉山令肇君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、臨時教育審議会委員に天谷直弘君、有田一壽君、飯島宗一君、石井威望君、石川忠雄君、内田健三君、岡野俊一郎君、岡本道雄君、金杉秀信君、木村治美君、香山

健一君、小林登君、齋藤正君、齊藤斗志二君、須之部量三君、瀬島龍三君、溜昭代君、堂垣内尚弘君、戸張敦雄君、中内功君、中山素平君、細見卓君、三浦知寿子君、水上忠君、宮田義二君、公正取引委員会委員に妹尾明君、国家公安委員会委員に髙辻正己君、公害等調整委員会委員に小玉正任君、森五郎君、公害健康被害補償不服審査会委員に島田晋君、公安審査委員会委員長に川島一郎君、同委員に佐藤正二君、鈴木俊子君、平田秋夫君、電波監理審議会委員に岡村総吾君、舘野繁君、日本電信電話公社経営委員会委員に佐治敬三君、西川正次郎君、渡辺文夫君、公共企業体等労働委員会委員に堀秀夫君、地方財政審議会委員に武田隆夫君を任命したことを承認又は同意することに決した。

散会　午前十時五十六分

○昭和五十九年十二月十四日　金曜日

開会　午前十時二分

日程第　一　日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第　二　日本電信電話株式会社法案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

日程第　三　電気通信事業法案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

日程第　四　日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

右の三案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第　五　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会　午前十時五十六分

○昭和五十九年十二月二十一日　金曜日

開会　午前十時七分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力安全委員会委員に内田秀雄君、田島英三君、山本寛君、科学技術会議議員に芦原義重君、武安義光君、公害健康被害補償不服審査会委員に岸野駿太君、島田晋君、中央更生保護審査会委員に緒方節郎君、西岡正之君、社会保険審査会委員に松浦十四郎君、山縣習作君、運輸審議会委員に安田道夫君、日本放送協会経営委員会委員に天野歓三君、池田敬子君、岩村精一洋君、永倉三郎君、林卓男君、労働保険審査会委員に田中清定君、宮野美宏君を任命することに同意することに決した。

（衆議院議決）

一二・一九　国民年金法等の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第三六号）（修正）

一二・二〇　日本電信電話株式会社法案（第百一回国会閣法第七二号）（可決、成立）

電気通信事業法案（第百一回国会閣法第七三号）（可決、成立）

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会閣法第八〇号）（可決、成立）

日程第　一　国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　二　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　三　特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　四　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　五　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　六　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

国民年金法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、増岡厚生大臣から趣旨説明があつた後、高杉廸忠君、中野鉄造君、安武洋子君、伊藤郁男君がそれぞれ質疑をした。

常任委員長辞任の件

右の件は、運輸委員長矢原秀男君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、運輸委員長に鶴岡洋君を指名した。

散会　午後零時三分

○昭和六十年一月二十五日　金曜日

開会　午後二時一分

議員新谷寅三郎君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、藤田正明君が哀悼の辞を述べた。

議員美濃部亮吉君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、金丸三郎君が哀悼の辞を述べた。

休憩　午後二時二十一分

再開　午後三時一分

国土審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、矢原秀男君を指名した。

日程第　一　国務大臣の演説に関する件

一・二五　開会式

（衆議院）

一・二五　国務大臣の演説

二八・二九　演説に対する質疑

中曽根内閣総理大臣は施政方針に関し、安倍外務大臣は外交に関し、竹下大蔵大臣は財政に関し、金子国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後四時四十二分

○昭和六十年一月二十九日　火曜日

開会　午前十時一分

議員村田秀三君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、降矢敬義君が哀悼の辞を述べた。

日程第　一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

小野明君、古賀雷四郎君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会　午後零時四十二分

○昭和六十年一月三十日　水曜日

開会　午前十時一分

日程第　一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

鈴木一弘君、立木洋君は、それぞれ質疑をした。

休憩　午前十一時四十七分

再開　午後一時六分

休憩前に引続き、小西博行君、鈴木和美君、中西珠子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後三時三十八分

○昭和六十年二月十三日　水曜日

開会　午後二時一分

議長は、新たに当選した議員服部安司君を議院に紹介した後、同君を建設委員に指名した。

北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、高木正明君、工藤万砂美君を指名した。

昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）

昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第一　昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨

（衆議院議決）

二・九　昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）

昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）

時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　二　昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　三　昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会について発言があつた。

散会　午後二時三十三分

○昭和六十年三月二十日　水曜日

開会　午前十時二分

議長は、新たに当選した議員添田増太郎君を議院に紹介した後、同君を逓信委員に指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に佐野弘吉君、原子力委員会委員に向坂正男君、宇宙開発委員会委員に齋藤成文君、日本銀行政策委員会委員に川出千速君、村本周三君、中央社会保険医療

（衆議院議決）

三・九　法人税法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

協議会委員に圓城寺次郎君、鉄道建設審議会委員に上山善紀君、山田明吉君、宮崎輝君、宇野収君、大和田啓氣君、川勝堅二君、八十島義之助君、山口真弘君を任命することに同意することに決し、商品取引所審議会会長に別府正夫君、同委員に神崎克郎君、久保田晃君、酒巻俊雄君、杉山克己君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、鈴木和美君、桑名義治君、近藤忠孝君、山田勇君がそれぞれ質疑をした。

日程第　一　道路運送法の一部を改正する法律案（梶原清君外二名発議）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会　午後零時十一分

○昭和六十年三月二十七日

開会　午前十時一分

国務大臣の報告に関する件（昭和六十年度地方財政計画について）

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、古屋自治大臣から報告及び趣旨説明があつた後、上野雄文君、中

（衆議院議決）

三・二六　地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

野明君がそれぞれ質疑をした。

日程第　一　市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会　午前十一時十七分

○昭和六十年三月二十九日　金曜日

開会　午前十時十一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、社会保険審査会委員長に河角泰助君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

日程第　一　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第　二　公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　三　山村振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第　四　果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三は全会一致をもつて可決、日程第四は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決された。

日程第　五　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　六　総務庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第五は可決、日程第六は全会一致をもつて可決された。

日程第　七　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　八　特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第七は全会一致をもつて可決、日程第八は可決された。

日程第　九　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇　供託法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一一　法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一二　租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三　入場税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一四　あへん特別会計法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一五　関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の五案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一一及び第一二に対する討論の後、日程第一一、第一二及び第一五は可決、日程第一三及び第一四は全会一致をもつて可決された。
日程第一六　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）
右の件は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。
日程第一七　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
右の両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。
参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会　午前十一時六分

○昭和六十年四月五日　金曜日

開会　午後五時五十一分

昭和六十年度一般会計予算

昭和六十年度特別会計予算

昭和六十年度政府関係機関予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、替成一三四、反対一〇六にて可決された。

日程第　一　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会　午後七時二十七分

○昭和六十年四月十二日　金曜日

開会　午前十時一分

対外経済問題に関する緊急質問

昭和六十年度一般会計予算

昭和六十年度特別会計予算

昭和六十年度政府関係機関予算

（衆議院予算委員会）

二・一二、一三　公聴会

三・七、八　分科会

三・九　可決

（衆議院本会議）

三・九　可決

（参議院予算委員会）

二・二〇、二一　委員派遣（長崎・兵庫・新潟地方公聴会）

三・一四　集中審議（財政・経済）

三・二六　公聴会

三・二九　集中審議（外交・防衛）

四・二、三、四　委嘱審査

四・五　可決

（参議院本会議）

四・五　可決

（衆議院）

四・一一　国際貿易摩擦問題に関する緊急質問

右の件は、鳩山威一郎君、竹田四郎君、田代富士男君、市川正一君、井上計君がそれぞれ質問をした。

日程第　一　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第　二　中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第　三　日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会　午後零時三十三分

○昭和六十年四月十七日　水曜日

開会　午後二時三十二分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案を審査するため委員三十名から成る補助金等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に坂本朝一君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

（衆議院議決）

四・一六　国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（閣法第八号）

（修正）

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、赤桐操君、多田省吾君、神谷信之助君、田渕哲也君がそれぞれ質疑をした。

日程第　一　万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件

日程第　二　万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第　三　小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第　四　郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

日程第　五　郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

右の五件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第　六　繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　七　証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　八　道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

散会　午後四時五十八分

○昭和六十年四月二十四日　水曜日

開会　午前十時二分

北方領土問題の解決促進に関する決議案（堀江正夫君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、堀江正夫君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

安倍外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第　一　情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　二　商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　三　住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　四　電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

四・一九　児童扶養手当法の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第四一号）（修正）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　五　国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第　六　証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　七　郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　八　お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第　九　国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一〇　地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一一　農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一二　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三　農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

四・二四　国民年金法等の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第三六号）（参議院回付案に同意）

〃　彭真・中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長の演説（衆議院議場）

四・二六　衆議院会期延長議決（五十七日間）

四・二九～五・七　内閣総理大臣の海外出張（第十一回主要国首脳会議）

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一四　国民年金法等の一部を改正する法律案（第百一回国会内閣提出、第百二回国会衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

散会　午前十一時十分

○昭和六十年五月十日　金曜日

開会　午前十時一分

日程第　一　国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第　二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

日程第　三　職業訓練法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第二に対する討論の後、日程第二は委員長報告のとおり修正議決、日程第三は可決された。

日程第　四　国務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の帰国報告）

（衆議院）

五・九　内閣総理大臣の帰国報告、同質疑

右の件は、中曽根内閣総理大臣から報告があつた後、初村滝一郎君、野田哲君、服部信吾君、上田耕一郎君、柳澤錬造君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後一時三十四分

○昭和六十年五月十三日　月曜日

開会　午後二時四十一分

日程第　一　漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

散会　午後二時四十五分

○昭和六十年五月十七日　金曜日

開会　午前十時一分

日程第　一　国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

（衆議院議決）

五・一七　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案（閣法第五九号）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

日程第　二　貿易研修センター法を廃止する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第　三　基盤技術研究円滑化法案（内閣提出、衆議院送付）
右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
日程第　四　国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、補助金等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。
日程第五乃至第八の請願
右の請願は、農林水産委員長の報告を省略し、全会一致をもつて委員会決定のとおり採択することに決した。
散会　午前十時二十五分

○昭和六十年五月二十四日　金曜日

開会　午前十時二分
日程第　一　国務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年度沿岸漁業等の施策について）
右の件は、佐藤農林水産大臣から報告があつた後、村沢牧君、藤原房雄君がそれぞれ質

法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第六〇号）
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会閣法第八三号）（可決、成立）

疑をした。

日程第　二　千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第　三　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第　四　北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第　五　船員法の一部を改正する法律案（第百一回国会内閣提出衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　六　恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　七　半導体集積回路の回路配置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会　午前十一時二十九分

○昭和六十年五月三十一日　金曜日

開会　午前十時一分

日程第　一　国務大臣の報告に関する件（昭和五十八年度決算の概要について）

右の件は、竹下大蔵大臣から報告があつた後、目黒今朝次郎君、刈田貞子君がそれぞれ質疑をした。

日程第　二　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　三　児童扶養手当法の一部を改正する法律案（第百一回国会内閣提出、第百二回国会衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第　四　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　五　国際観光振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　六　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第四及び第五は可決、日程第六は全会一致をもつて承認することに決した。

（衆議院議決）

五・三一　児童扶養手当法の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第四一号）（参議院回付案に同意）

日程第　七　中小企業技術開発促進臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　八　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第七は全会一致をもつて可決、日程第八は承認することに決した。

日程第　九　農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第九は可決、日程第一〇は承認することに決した。

日程第一一　司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一二　日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一四　登記特別会計法案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一五　昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

六・六　昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第九号）（修正）

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（修正）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会　午前十一時四十七分

○昭和六十年六月七日　金曜日

開会　午前十時一分

昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、竹下大蔵大臣から趣旨説明があつた後、大木正吾君、桑名義治君、柄谷道一君がそれぞれ質疑をした。

日程第　一　米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第　二　半島振興法案（衆議院提出）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　三　国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　四　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）（修正）

日程第　五　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　七　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　八　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の六件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第六及び第七に対する討論の後、日程第三及び第六は委員長報告のとおり修正議決、日程第四は全会一致をもつて可決、日程第五及び第七は可決、日程第八は承認することに決した。

日程第　九　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第一〇　住居表示に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一一　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一二　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会　午後零時四十五分

○昭和六十年六月十九日　水曜日

開会　午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、科学技術会議議員に米澤滋君、宇宙開発委員会委員に吉山博吉君、公正取引委員会委員に宮代力君、公害等調整委員会委員に小熊鐵雄君、運輸審議会委員に横田不二夫君を任命することに同意することに決し、公正取引委員会委員に海原公輝君、公害等調整委員会委員に三ッ木正次君、電波監理審議会委員に芦部信喜君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

日程第　一　昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書

日程第　二　昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第　三　昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第二及び第三は委員長報告のとおり異議がな

いと決した。

日程第　四　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　五　住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　六　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第四及び第五は全会一致をもつて可決、日程第六は可決された。

日程第　七　農業者年金基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　八　昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第　九　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一〇　工場抵当法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一一　地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案（内

閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一二　日本道路公団法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一三　児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一四　優生保護法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第一五　栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一三は可決、日程第一四及び第一五は全会一致をもつて可決された。

散会　午前十時四十三分

○昭和六十年六月二十四日　月曜日

開会　午前十時七分

日程第　一　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第　二　日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第　三　昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　四　国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第　五　産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査特別委員長から報告があつた。

外交・総合安全保障に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査特別委員長から報告があつた。

エネルギー対策樹立に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、エネルギー対策特別委員長から報告があつた。

日程第六乃至第六〇の請願

右の請願は、逓信委員長外九委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、情報公開法案（参第二号）

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、人事訴訟手続法の一部を改正する法律案（参第七号）

一、集団代表訴訟に関する法律案（第百一回国会参第六号）

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第百一回国会参第一〇号）

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第百一回国会参第一七号）

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百一回国会参第一一号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百一回国会参第一六号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、林業労働法案（参第五号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、都市緑化促進法案（第百一回国会参第九号）
一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会
一、昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書
一、昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

国民生活・経済に関する調査特別委員会
一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会
一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会
一、海洋開発基本法案（第百一回国会参第七号）
一、海洋開発委員会設置法案（第百一回国会参第八号）

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

常任委員長辞任の件

右の件は、内閣委員長大島友治君、地方行政委員長金丸三郎君、法務委員長大川清幸君、外務委員長平井卓志君、大蔵委員長藤井裕久君、文教委員長真鍋賢二君、社会労働委員長遠藤政夫君、農林水産委員長北修二君、商工委員長降矢敬義君、逓信委員長松前達郎君、建設委員長本岡昭次君、予算委員長長田裕二君、決算委員長佐藤三吾君、懲罰委員長志村愛子君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、内閣委員長に亀長友義君、地方行政委員長に増岡康治君、法務委員長に二宮文造君、外務

委員長に最上進君、大蔵委員長に山本富雄君、文教委員長に林寛子君、社会労働委員長に岩崎純三君、農林水産委員長に成相善十君、商工委員長に下条進一郎君、逓信委員長に大森昭君、建設委員長に小山一平君、予算委員長に安田隆明君、決算委員長に丸谷金保君、懲罰委員長に森田重郎君を指名した。

裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、裁判官訴追委員成相善十君、矢田部理君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員及び北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官訴追委員に桧垣徳太郎君、瀬谷英行君、北海道開発審議会委員に対馬孝且君を指名した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会、午前十時五十九分

二、議案の審議経過

(1) 議案件数表

	提出	成立	参議院 継続	参議院 未了	衆議院 継続	衆議院 未了	備考
閣法 新規	八四	七七			五	二	
閣法 参継	六	六					
閣法 衆継	四	二			二		
参法 新規	七	一	三	三			
参法 参継	九		八	一			
衆法 新規	三九	一四			二一	四	
衆法 衆継	二四				二二		撤回二
予算	六	六					
条約	一三	一三					
議決	一四				一四		
承認	五	五					
予備費 新規	六				六		
予備費 衆継	三				三		
決算 新規	四		三	一			
決算 その他 継続	四	四					
決議案	一	一					
規程案	一	一					

議案件名一覧

（件名の上の数字は提出番号、件名の下の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。）

◉内閣提出法律案（九四件）（うち前国会から継続一〇件）

●両院通過（八五件）（うち前国会から継続八件）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

二　特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

三　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

四　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

五　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

六　昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

七　昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

八　国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（修）

九　昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（修）

一〇　国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案（修）

一一　産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（修）

一二　公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

一三　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一四　供託法の一部を改正する法律案

一五　法人税法の一部を改正する法律案

一六　租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

一七　国立学校設置法の一部を改正する法律案（修）

一九　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤

務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（修）

二〇　電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案

二一　地方税法等の一部を改正する法律案

二二　郵便法の一部を改正する法律案

二三　お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

二四　地方交付税法等の一部を改正する法律案

二五　国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

二六　恩給法等の一部を改正する法律案（修）

二七　国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）

二八　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（修）

二九　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（修）

三〇　繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

三一　職業訓練法の一部を改正する法律案

三二　市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

三三　入場税法の一部を改正する法律案

三四　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

三五　特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

三六　道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案

三七　住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

三八　基盤技術研究円滑化法案

三九　農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案（修）

四〇　中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

四一　日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案
四二　情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案
四三　貿易研修センター法を廃止する等の法律案
四四　総務庁設置法等の一部を改正する法律案
四五　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
四六　特許法等の一部を改正する法律案
四七　農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案
四八　農業災害補償法の一部を改正する法律案
四九　司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
五〇　証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案
五一　道路交通法の一部を改正する法律案
五二　果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案《修》
五三　あへん特別会計法を廃止する法律案
五四　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
五五　国際観光振興会法の一部を改正する法律案
五六　関税暫定措置法の一部を改正する法律案
五七　地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案
五八　国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
五九　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案（修）《修》（衆議院同意）
六〇　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
六一　農業者年金基金法の一部を改正する法律案
六二　商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
六三　半導体集積回路の回路配置に関する法律案
六四　中小企業技術開発促進臨時措置法案
六五　日本開発銀行法の一部を改正する法律案
六六　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

六七　登記特別会計法案
六八　昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
六九　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
七〇　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
七一　地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
七二　昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（修）
七三　住民基本台帳法の一部を改正する法律案
七四　著作権法の一部を改正する法律案
七五　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案
七六　国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
七七　証券取引法の一部を改正する法律案
七八　児童手当法の一部を改正する法律案（修）
第百一回国会三六　国民年金法等の一部を改正する法律案（修）《修》（衆議院同意）
第百一回国会四一　児童扶養手当法の一部を改正する法律案（修）《修》（衆議院同意）
第百一回国会七二　日本電信電話株式会社法案《修》
第百一回国会七三　電気通信事業法案《修》
第百一回国会七九　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
第百一回国会八〇　日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案《修》
第百一回国会八三　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案《修》
第百一回国会八四　船員法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（七件）（うち前国会から継続二件）

一八　日本体育・学校健康センター法案

八一　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

八二　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

八三　農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

八四　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

第百一回国会六七　医療法の一部を改正する法律案

第百一回国会八二　公職選挙法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（二件）

七九　厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

八〇　職業安定法等の一部を改正する法律案

◉本院議員提出法律案（一六件）（うち前国会から継続九件）

●両院通過（一件）

一　道路運送法の一部を改正する法律案

●本院継続（一一件）（うち前国会から継続八件）

二　情報公開法案

五　林業労働法案

七　人事訴訟手続法の一部を改正する法律案

第百一回国会六　集団代表訴訟に関する法律案

第百一回国会七　海洋開発基本法案

第百一回国会八　海洋開発委員会設置法案

第百一回国会九　都市緑化促進法案

第百一回国会一〇　刑事訴訟法の一部を改正する法律案

第百一回国会一一　学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

第百一回国会一六　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第百一回国会一七　刑事訴訟法の一部を改正する法律案

●本院未了（四件）（うち前国会から継続一件）

三　育児休業法案

四　育児休業法案

六　戦時災害援護法案

第百一回国会一二　公衆浴場法の一部を改正する法律案

◉衆議院議員提出法律案（六三件）（うち前国会から継続二四件）

●両院通過（一四件）

一　国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

二　昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

七　工場抵当法の一部を改正する法律案（修）

一一　山村振興法の一部を改正する法律案

一二　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一三　国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

一四　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

二六　半島振興法案

二七　行政書士法の一部を改正する法律案

二八　住居表示に関する法律の一部を改正する法律案

三一　日本道路公団法等の一部を改正する法律案

三三　優生保護法の一部を改正する法律案

三四　栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

三五　国会法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（四三件）（うち前国会から継続二二件）

三　学校教育法の一部を改正する法律案

四　学校教育法等の一部を改正する法律案

五　公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

六　公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案

八　児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案

九　義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

一〇　雇用保険法の一部を改正する法律案

一六　定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案
一七　家内労働法の一部を改正する法律案
一八　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案
一九　都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案
二〇　地域林業振興法案
二三　地域福祉保健活動の推進に関する法律案
二四　住宅基本法案
二九　公職選挙法の一部を改正する法律案
三〇　国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案
三二　大規模小売店舗等調整法案
三六　下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案
三七　公職選挙法の一部を改正する法律案
三八　鶏卵の需給の安定に関する法律案
三九　採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案

第百一回国会二
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案
第百一回国会五
短時間労働者保護法案
第百一回国会一〇
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
第百一回国会一一
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
第百一回国会一三
短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案
第百一回国会一四
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
第百一回国会一六
母子保健法の一部を改正する法律案
第百一回国会一七
児童福祉法の一部を改正する法律案
第百一回国会一八
地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案
第百一回国会一九
水俣病問題総合調査法案
第百一回国会二〇
環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案

第百一回国会二一　外国人登録法の一部を改正する法律案
第百一回国会二三　武器等の輸出の禁止等に関する法律案
第百一回国会二四　地域交通整備法案
第百一回国会二五　交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案
第百一回国会二六　訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
第百一回国会二八　農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案
第百一回国会二九　総合食糧管理法案
第百一回国会三〇　農民組合法案
第百一回国会三一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案
第百一回国会三二　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
第百一回国会三三　大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案

●衆議院未了（四件）

一五　原子爆弾被爆者等援護法案
二一　職業安定法の一部を改正する法律案
二三　情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法案
二五　地方公務員の給与の適正化に関する臨時措置法案

●撤回（二件）（いずれも前国会から継続）

第百一回国会四三　大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
第百一回国会四四　国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案

◉予算（六件）

●両院通過（六件）

一　昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）
二　昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）
三　昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）
四　昭和六十年度一般会計予算
五　昭和六十年度特別会計予算

六　昭和六十年度政府関係機関予算

◉条約（一三件）

●両院通過（一三件）

一　日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定の締結について承認を求めるの件

二　国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

三　千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

四　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件

五　北太平洋のおっとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件

六　米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件

七　万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件

八　万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

九　小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

一〇　郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

一一　郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

一二　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件

一三　漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◉議決を求めるの件（一四件）

●衆議院継続（一四件）

一　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）

二　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）

三　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）

四　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）

五　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）

六　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）

七　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

八　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全逓信労働組合関係）

九　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

一〇　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一一　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員

（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

一二　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一三　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）

一四　公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）

◉承認を求めるの件（五件）

●両院通過（五件）

一　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

二　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

三　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件

四　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件

五　地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

◉予備費等承諾を求めるの件（九件）（うち前国会から継続三件）

●衆議院継続（九件）（うち前国会から継続三件）

○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百一回国会提出）

○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書（その1）（第百一回国会提出）
○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百一回国会提出）
○昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
○昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
○昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
○昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
○昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
○昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

◉決算その他（八件）（うち前国会から継続四件）

●議決（四件）

○昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書（第百一回国会提出）
○昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百一回国会提出）
○昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百一回国会提出）
○日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百一回国会提出）

●継続（三件）

○昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書
○昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
○昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（一件）

○日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◉決議案（一件）

●可決（一件）

一　北方領土問題の解決促進に関する決議案

◉規程案（一件）

●可決（一件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五九、二、一三	五九、二、一三（予）	五九、二、二〇 可決	五九、二、二一 可決	五九、二、一三	五九、二、一八 可決	五九、二、一九 可決	
2	特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、一三	二、一三（予）	二、二〇 可決	二、二一 可決	二、一三	二、一八 可決	二、一九 可決	
3	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	〃	二、一三	二、一三（予）	二、二〇 可決	二、二一 可決	二、一三	二、一八 可決	二、一九 可決	
25	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案	〃	六〇、二、一三	六〇、三、一四（予）	六〇、三、二八 可決	六〇、三、二九 可決	六〇、二、一三	六〇、三、一三 可決	六〇、三、一五 可決	
26	恩給法等の一部を改正する法律案	〃	二、一三	三、五（予）	五、二三 可決	五、二四 可決	二、一三	修正 四、一八	修正 四、一九	
44	総務庁設置法等の一部を改正する法律案	〃	二、二六	三、七（予）	三、二八 可決	三、二九 可決	三、六	三、二六 可決	三、二六 可決	
57	地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案	〃	三、一五	六、五（予）	六、一三 可決	六、一九 可決	三、一九	六、四 可決	六、六 可決	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
2	情報公開法案	稲山篤君外一名（六〇、四、九）	六〇、四、一三		六〇、四、九	継続審査		六〇、四、一三（予）			
58	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案	参	六〇、三、一五	六〇、三、一八	可決 六〇、四、三	可決 六〇、四、四	大蔵 六〇、三、一五（予）	修正 可決 六〇、六、六	修正 可決 六〇、六、一一		
68	昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	三、一〇	三、一〇（予）	可決 五、三〇	可決 五、三一	大蔵 三、一〇	修正 五、二一	修正 五、三		

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本案は、昭和五十九年八月十日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を平均三・三%、七千三百十五円引き上げること。

二、諸手当の改定

1　初任給調整手当について、医療職俸給表㈠の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十一万七千六百円（現行二十万九千五百円）に引き上げるとともに、医療職俸給表㈠以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万千百円（現行四万百円）に引き上げること。

2　扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万三千二百円（現行一万二千三百円）に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ四千二百円（現行三千八百円）に引き上げること。

ただし、職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については八千九百円（現行八千三百円）に引き上げること。

3　住居手当について、家賃の月額が一万六千五百円を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額七千二百円（現行六千八百円）に引き上げること。

4　通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額一万八千三百円（現行一万七千六百円）に、運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額三千四百円（現行二千八百円）に、それぞれ引き上げること。

自転車等を使用して通勤する職員のうち、自転車等の使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である者に対する支給月額を二千六百円（現行二千四百円）に、通勤が不便であると認められる者に対する支給月額を、自転車等の使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満のときは五千円（現行四千七百円）、片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満のときは六千八百円（現行六千四百円）、片道二十キロメートル以上のときは八千七百円（現行八千二百円）に、それぞれ引き上げること。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職

員に対する支給月額についても、同様に引き上げること。

5　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万三千五百円（現行二万二千七百円）に引き上げること。

三、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月十日付の人事院の一般職の職員の給与についての勧告を政府として慎重に検討した結果、本年四月一日から平均三・四％内の改定を行い、その配分については勧告の趣旨に沿って措置することとし、そのため所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、全俸給表の全俸給月額を平均三・三％引き上げるとともに、扶養手当、住居手当、通勤手当、医師等に対する初任給調整手当等の額の改定等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、政府が独自に俸給表を作成する法的根拠、仲裁裁定と人事院勧告についての取り扱いの不公平性、ＩＬＯ報告に対する政府認識、標準生計費との関連、官房長官談話と今後の対処方針、給与改定に伴う防衛費とＧＮＰ一％枠等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

質疑を終わりましたところ、一般職職員給与法改正案に対し、穐山理事より、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合各派共同提案に係る修正案、内藤委員より、

日本共産党提出の修正案が、特別職職員給与法改正案に対し、柄谷委員より、民社党・国民連合提出の修正案が、また防衛庁職員給与法改正案に対し、柄谷委員より、公明党・国民会議、民社党・国民連合各派共同提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。

なお、これら各修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、後藤田総務庁長官及び加藤防衛庁長官より、各修正案についてそれぞれ反対の旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穐山理事より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、穐山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して坂野理事より、各修正案に反対、政府提出の三法案に賛成、公明党・国民会議を代表して太田理事より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、穐山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成、日本共産党を代表して内藤委員より、政府提出の三法案及び柄谷委員提出の特別職職員給与法改正案に対する修正案に反対、穐山理事提出の修正案に賛成、柄谷委員提出の防衛庁職員給与法改正案に対する修正案に棄権、民社党・国民連合を代表して柄谷委員より、政府提出の三法案及び内藤委員提出の修正案に反対、穐山理事及び柄谷委員提出の修正案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、まず、一般職職員給与法改正案は、内藤委員及び穐山理事提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職職員給与法改正案は、柄谷委員提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、防衛庁職員給与法改正案は、柄谷委員提出の修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

（閣法第二号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額を百六十三万二千円（現行百五十八万円）、国務大臣等の俸給月額を百十九万円（現行百十五万二千円）、内閣法制局長官等の俸給月額を百十三万七千円（現行百十万千円）とし、その他政務次官以下の俸給月額を九十六万九千円から八十四万千円（現行九十三万八千円から八十一万四千円）の範囲内で改定すること。

二、大使及び公使の俸給月額を百十九万円から六十二万三千円（現行百十五万二千円から六十万三千円）の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を三十八万三千九百円から十八万八千五百円（現行三十七万千八百円から十八万二千二百円）の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を四万千四百円（現行四万円）及び二万三千五百円（現行二万二千七百円）にそれぞれ改定すること。

五、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を九十五万九千円（現行九十二万八千円）に改定すること。

六、本法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十九年四月一日から適用すること。

委員長報告

五三ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均三・三％並びに自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均三・四％それぞれ引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生

手当の月額を六万百円（現行五万七千九百円）に増額すること。

三、営外手当の月額を六千九十円（現行五千九百三十円）に増額すること。

四、本法律は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用すること。

委員長報告

五三ページ参照

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本案は、昭和六十年三月三十一日からの定年制度の施行、民間事業における退職金の支給の実情等を勘案し、政府として国家公務員等の退職手当制度について総合的に再検討した結果、定年退職に関連する規定の整備を行うとともに、定年前にその者の事情によらないで退職することとなった者の退職手当について特例措置等を設けるほか、退職手当の支給率を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、定年制度施行に伴う退職手当に関する規定の整備

㈠ 国家公務員法第八十一条の三の規定（定年による退職の特例）により勤務延長されて退職した場合、同法第八十一条の四の規定（定年退職者の再任用）により再任用されて退職した場合及び定年に達した日以後定年退職日の前日までにその者の非違によることなく退職した場合には、定年に達したことにより退職した場合と同様に取り扱うものとすること。

㈡ 既に定年に達していることにより昭和六十年三月三十一日に退職する場合についても、定年に達したことにより退職した場合と同様に取り扱うものとすること。

㈢ 歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者に対し、定年退職等の規定を適用できるようにすること。

二、退職手当支給率の改定

㈠ 自己都合退職支給率について、勤続十一年以上十九年以下については二〇％引き下げるとともに、勤続二十五年以上二十九年以下については勤続期間に応じ約

三%から一九%引き上げること。

㈡　長期の勤続者に係る退職手当支給率について、勤続三十一年以上の一年当たり支給割合を約一〇%引き下げること。

㈢　退職手当支給率の改定に伴い、退職手当の額について所要の経過措置を講ずること。

三、定年前早期退職者に係る退職手当の特例

一定年齢以上であり、かつ、勤続期間二十五年以上である者が、定年前に、その者の事情によらないで退職することとなった場合には、退職手当の算定の基礎となる俸給月額に退職の日におけるその者に係る定年とその者の年齢との差に相当する年数一年につき二%を超えない範囲内の割合を乗じて得た額を、当該俸給月額に加えるものとすること。

四、所要の規定の整備

退職手当の支払いに関する規定、退職手当の支給を受ける遺族に関する規定、退職手当の返納に関する規定その他所要の規定の整備をすること。

五、本法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。ただし、一の㈡及び㈢の改正規定は同年三月三十一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、昭和六十年三月三十一日からの定年制度の施行、民間事業における退職金の実情、その他の事情等を勘案し、政府として国家公務員等の退職手当制度について総合的に再検討した結果、定年制度の施行に伴う退職手当に関する規定の整備を行うとともに、自己都合退職手当支給率及び長期勤続者に係る退職手当支給率を改定し、あわせて定年前にその者の事情によらないで退職することとなった者の退職手当について特例措置を設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、退職手当の官民比較のあり方、退職手当見直しのルールづくり、定年前早期退職特例措置を導入した理由等のほか、人事院勧告完全実施についての

今後の方針について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る退職手当の官民比較についての調査方法の検討等三項目にわたる附帯決議が付されました。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、昭和五十五年行革により地方支分部局の整理再編成の一環として設置された総務庁四国行政監察支局、大蔵省福岡財務支局及び厚生省四国地方医務支局について、それぞれ昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとすることとされておりましたが、その後生じた行政環境の著しい変化にかんがみ、昭和六十年四月一日以降も引き続きこれらを存置しようとするものであります。

委員会におきましては、行革推進の基本方針と本法案提出との関連、三支局存置の理由、国立病院再編計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本案は、最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつている仮定俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和五十九年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となつている仮定俸給年額を昭和六十年四月分から、三十一号俸以下のものにあつては三・五％、三十二号俸以上のものにあつては三・一％プラス五千百円引き上げること。ただし、その引上額は十六万六千八百円を限度とすること。

二、普通恩給等の最低保障額の改善

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を昭和六十年四月分から兵の仮定俸給の増額に準じ三・五％引き上げること。

さらに、普通扶助料の最低保障額については、厚生年金保険における遺族年金の最低保障額の給付水準を考慮して、同年八月分から長期在職者の場合五十六万五千九百円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じた引上げを行うこと。

三、公務関係扶助料の最低保障額の改善

公務扶助料の最低保障額を昭和六十年四月分から兵の仮定俸給の増額に準じ三・五％引き上げ、さらに同年八月分から遺族加算を含め百四十四万円（月額十二万円）に引き上げること。

また、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額についても昭和六十年四月分から三・五％引き上げ、さらに同年八月分から公務扶助料の最低保障額に対する上積額の八割相当額を上積みした額に引き上げること。

四、傷病恩給の改善

増加恩給及び傷病年金の年額を昭和六十年四月分から兵の仮定俸給の増額に準じ三・五％引き上げ、さらに同年八月分から戦傷病者の処遇の改善を図るため、増加恩給の第一項症、第二項症及び第三項症に三万円、第四項症及び第五項症に二万五千円、第六項症及び第七項症に二万円、傷病年金の第一款症及び第二款症に一万五千円、第三款症及び第四款症に一万円を、それぞれ加えた額に引き上げること。

また、特例傷病恩給の年額についても、昭和六十年四月分から三・五％引き上げ、さらに同年八月分から公務傷病恩給（増加恩給又は傷病年金）に対する加算額の八割相当額をそれぞれ加えた額に引き上げること。

五、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金の年額を昭和六十年四月分から兵の仮定俸給の増額に準じ三・五％引き上げ、さらに同年八月分から普通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げること。

また、遺族加算の年額を昭和六十年八月分から五万千円に引き上げること。

六、扶養加給の改善

昭和五十九年度の公務員の扶養手当の改善に準じ、昭和六十年四月分から傷病恩給及び公務関係扶助料の受給

者に係る扶養加給の年額を引き上げること。

七、恩給外所得による普通恩給の停止基準額の改善

恩給年額の増額措置に伴い恩給外所得による普通恩給の停止に係る基準について所要の措置を講ずるものとすること。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額でありまして、昭和五十九年度における公務員給与の改善を基礎として、本年四月分以降平均三・四％程度増額することとしております。第二は、公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給及び傷病者遺族特別年金の年額を、本年四月分以降増額するほか、八月分以降さらに増額を行い、公務扶助料については遺族加算を含め年額百四十四万円を保障するとともに、傷病恩給等についても相応の増額を行うこととしております。第三は、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、本年四月分以降増額するほか、八月分以降、他の公的年金の給付水準等を考慮して、普通扶助料の最低保障額をさらに引き上げることとしております。以上のほか、扶養加給の増額等所要の改善を行うこととしております。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、本法律案の改正概要と重点事項、公的年金制度改革と恩給との関連、恩給受給者の将来見通し並びに今後の恩給費の推計、戦後処理問題に対する政府の対処方針、旧日赤救護看護婦等に対する慰労給付金の増額等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、委員長から旧日赤救護看護婦等に対する慰労給付金に対して、今後における経済情勢の変化等に対応して、適時適切な措置がとられるよう委員会を代表して要望いたしました。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、昭和五十九年度の人事院勧告に基づき、本年四月分以降恩給年額を増額することを内容とする修正案が提

出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、後藤田総務庁長官から、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、原案並びに修正案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より政府原案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、内藤委員提出の修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等四項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上、御報告申し上げます。

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本案は、昭和五十五年の機構改正による地方支分部局の整理再編成の一環として設置され、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとされていた総務庁四国行政監察支局、大蔵省福岡財務支局及び厚生省四国地方医務支局について、その後生じた行政環境の著しい変化にかんがみ、昭和六十年四月一日以降も引き続き存置しようとするものである。

委員長報告

五七ページ参照

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案（関法第五七号）

要旨

本案は、昨年十二月十八日に行われた臨時行政改革推進審議会の答申に基づいて、国及び地方を通ずる行政改革の推進に資するため、地方公共団体に対する国の関与及び必置規制の整理合理化を行うほか、臨時行政調査会の答申事項で未措置のもののうち、地方公共団体に係る許認可等についても整理合理化を行うため、十省庁四十一法律（重複する法律を除いた純計）にわたる改正を一括して行おうとす

るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体が事務を行うに当たつて、法律によつて義務付けている許可、認可、承認等のうち、関与の必要性の乏しくなつているもの十三事項について廃止するとともに、現行の関与の方式が過度なもの十二事項について規制を緩和するほか、一事項について運用を改善し、合わせて二十六事項（十八法律の改正）を措置すること。

二、地方公共団体が事務を行うに当たつて、法律によつて設置を義務付けている特別の資格又は職名を有する職員及び附属機関のうち、その必要性が乏しくなつているもの五事項について廃止することとし、必ずしも一律に設置を義務付ける必要性が認められないもの八事項について地方公共団体の自主的判断によつて設置できることとし、また、類似のもの五事項について統合又は地方公共団体の自主的判断で統合できることとするほか、二事項について他職を活用し、四事項について規制を緩和し、合わせて二十四事項（二十一法律の改正）を措置すること。

三、地方公共団体に係る許認可等のうち、都道府県知事が行つている理容師等の試験事務を民間に委譲する等、六事項（四法律の改正）を措置すること。

四、本案は、一部を除き、公布の日から施行するものとすること。

五、所要の経過措置を規定すること。

六、その他関係法律につき所要の改正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨年十二月十八日に行われた臨時行政改革推進審議会の答申に基づいて、国及び地方を通ずる行政改革の推進に資するため提出されたものであります。その内容は、第一に、地方公共団体に対する国の関与の整理合理化でありまして、地方公共団体が事務を行うに当たって、法律によって義務付けている許可、認可等国が関与しているもののうち、二十六事項について廃止又は緩和等を図ること、第二に、地方公共団体に対する必置規制の整理合理化でありまして、地方公共団体が事務を行うに当たって、

法律によって設置を義務付けている特別の資格又は職名を有する職員及び附属機関のうち、二十四事項について廃止又は統合等を図ることのほか、臨時行政調査会の答申事項で未措置のもののうち、地方公共団体に係る許認可等六事項についても整理合理化を行い、十省庁四十一法律にわたる改正を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席を求め質疑を行うなど慎重な審査が行われました。

質疑の主な内容は、国と地方公共団体のあり方の基本、地方行革推進の基本姿勢と今後のスケジュール、本法律案の内容と行革審答申との関連、国の関与の全体像把握の必要性、許認可等の今後の整理合理化方針、規制緩和と民間活力の増進、行革における行政監察の重要性のほか、国土庁、文部省、厚生省、農林水産省及び建設省等に関する整理合理化内容等、広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る国と地方の間の事務配分及び費用分担の見直し等、四項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和六十年二月二十日付の意見の申出にかんがみ、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する災害補償制度に関し、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ、年金たる補償の額の改定規定の整備等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ

㈠　遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については、六十歳以上（現行五十五歳以上）とし、兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上（現

行五十五歳以上）とすること。

㈡　当分の間、㈠にかかわらず、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であつた夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族とすること。ただし、これらの者が六十歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めないこととするとともに遺族補償年金の支給を停止すること。

㈢　㈠及び㈡については、五年間で段階的に行うこと。

二、年金たる補償の額の改定規定の整備

年金たる補償については、当分の間、人事院規則で定めるところにより、職員の毎年四月における給与水準が、直近の年金額が改定された年の前年の四月における給与水準の百分の百六を超え、百分の九十四を下るに至つた場合には、当該変動率を基準として、翌年四月以降の年金額を改定するものとすること。

三、福祉施設に関する規定の整備

㈠　福祉施設の趣旨及び内容に関する規定を整備すること。

㈡　福祉施設については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に関する給付その他の施設の実態を考慮してその設置及び運営を図るものとすること。

四、施行期日

本法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る二月の人事院の国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申出にかんがみ、父母等に対する遺族補償年金の受給資格年齢を六十歳以上に引き上げるとともに、年金たる補償の額の改定規定及び福祉施設に関する規定等の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、公務災害の審査、認定作業促進のための具体策、公務災害認定基準の再検討、スライド改定率を六％とした理由、若年死亡者に対する遺族補償のあり方、民間における法定外給付の実情と公務員への対応等

について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言があり、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、公務災害の絶滅を期し、災害の予防及び職業病の発生防止のため努力すること等四項目にわたる各派共同提案に係る附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

要旨

本案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額につき恩給の改善措置に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」、「旧国家公務員共済組合法」及び「国家公務員等共済組合法」に基づく退職年金等について、昭和五十九年度の国家公務員給与の改善内容に準じ、その年金額の算定の基礎となっている俸給を昭和六十年四月分から増額することにより、年金の額を平均三・四％程度引き上げること。

ただし、昭和五十七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものに係る年金については、その年金額の算定の基礎となっている俸給を昭和五十八年度の仲裁裁定等の改善内容（平均一・八三％アップ）に準じて昭和六十年四月分から増額することにより、年金額を引き上げること。

また、昭和五十八年度において仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したもの及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者に係る年金については、その年金額の算定の基礎となっている俸給の引上げは行わないこと。

二、六十五歳以上で最短年金年限以上の者に係る退職年金

等の最低保障額を昭和六十年四月分から一律三・五％引き上げるほか、遺族年金及び公務関係年金受給者の最低保障額については、同年八月分からさらに引き上げること。

三、公務関係年金受給者に支給する配偶者等に係る扶養加給の額を昭和六十年四月分から引き上げること。

四、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額四十五万円を昭和六十年四月一日から四十六万円に引き上げること。

五、昭和五十八年度において退職した公共企業体職員の「旧公共企業体職員等共済組合法」に基づく退職年金等の額について、退職手当支給額との関連から既裁定年金の額の引上げに準じて昭和六十年四月分から引き上げること。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額について、恩給の改善措置に準じその引き上げを図るほか、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なる改正点を申し上げますと、第一は、現行の年金額を本年四月分以降、五十九年度の国家公務員給与の改善内容に準じて平均三・四％程度引き上げることとしておりますが、五十七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものに係る年金額については、五十八年度の仲裁裁定等の改善内容に準じて平均一・八三％程度引き上げることとしております。また、五十八年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したもの及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、その年金額の引き上げは行わないこととしております。第二は、六十五歳以上の者の受ける退職年金及び公務関係年金等の最低保障額を引き上げることとしております。以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げることとする等所要の措置を講ずることとしております。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、人勧適用退職者と仲裁適用退職者の年金引き上げ率が異なる理由、国鉄共済年金の将来展望、財政調整五ヵ年計画についての諸問題、人事院勧告の完全実施等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る共済年金増額指標の基本となる人事院勧告の完全実施に向けて最大限の努力をすること等二項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（九件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
7	昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案	衆	六〇、一二、五	六〇、一二、五（予）	可 六〇、一二、一三 決	可 六〇、一二、一三 決	六〇、一二、九	可 六〇、一二、一八 決	可 六〇、一二、一九 決	
21	地方税法等の一部を改正する法律案	〃	二、八	三、一七	可 三、二八 決	可 三、二九 決	二、一九	可 三、三 決	可 三、二六 決	衆本会議趣旨説明 六〇、二、一九
24	地方交付税法等の一部を改正する法律案 右により「当せん金附証票法」の題名を「当せん金付証票法」に改正	〃	二、一三	三、一七（予）	可 五、二八 決	可 五、三 決	二、一九	可 四、一八 決	可 四、一九 決	参本会議趣旨説明 三、一七
32	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	参	二、二四	三、五	可 三、二六 決	可 三、二七 決	二、二四（予）	可 三、二八 決	可 三、二八 決	
51	道路交通法の一部を改正する法律案	衆	三、五	三、八（予）	可 六、一一 決	可 六、一九 決	交通安全対策特委 三、二六	可 五、一五 決	可 五、一七 決	
69	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	三、二〇	三、二〇（予）	可 六、一三 決	可 六、一九 決	三、二〇	修正 六、四	修正 六、六	
71	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案	参	三、二七	三、二八	可 四、一三 決	可 四、二四 決	三、二七（予）	可 六、一三 決	可 六、一四 決	
73	住民基本台帳法の一部を改正する法律案	衆	四、三	五、三一（予）	可 六、一三 決	可 六、一九 決	四、四	可 五、三〇 決	可 五、三一 決	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
27	行政書士法の一部を改正する法律案	地方行政委員長（五、三、一〇）	六〇、五、三一	六〇、五、三一	六〇、六、五	六〇、六、六 可決	六〇、六、七 可決			六〇、五、三一 可決	
28	住居表示に関する法律の一部を改正する法律案	地方行政委員長（五、三、一〇）	五、三、一	五、三、一	六、五	六、六 可決	六、七 可決			五、三、一 可決	

101 国会 79	百一回国会 衆可決 参継続
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（衆）	
五、四、一六	
五、八、二	
五、一二、一三 可決	
五、一二、一四 可決	
五、一二、一四	
五、一二、一九 可決	
五、三、一〇 可決	

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第七号）

要旨

本案は、昭和五十九年度の補正予算において、国税三税の増収による地方交付税の追加額二百八十八億円及び昭和五十八年度の地方交付税精算額千二百九億円の合計額千四百九十七億円の地方交付税が増額されることに伴い、本年度においては普通交付税の調整額の復活に要する額二百二十五億円を交付することとし、残余の額千二百七十二億円

を昭和六十年度分の地方交付税の総額に加算して同年度に交付することができるようにしようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十九年度補正予算において地方交付税が増額計上されたことに伴い、増加額約千四百九十七億円について、同年度分としては普通交付税の調整額の復活に要する額二百二十五億円を追加交付することとし、残余の額は昭和六十年度分の地方交付税の総額に加算して交付できることとするなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取し、財源繰越措置の妥当性、本年度特別交付税の所要額等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者又は扶養親族の給与所得等の限度額を三十三万円（現行二十九万円）に、白色申告者の専従者控除の控除限度額を四十五万円（現行四十万円）にそれぞれ引き上げるとともに、政府管掌健康保険等の附加的給付事業に係る被保険者の負担金を昭和六十一年度から社会保険料控除の対象とする。

二、個人の均等割の標準税率を道府県民税については七百円（現行五百円）に、市町村民税については、人口五十万以上の市において二千五百円（現行二千円）に、人口五万以上五十万未満の市において二千円（現行千五百円）に、その他の市及び町村において千五百円（現行千円）にそれぞれ引き上げるとともに、市町村民税の制限税率を現行より六百円引き上げる。

三、配当所得に係る租税特別措置法の改正に伴い、株式等の配当所得及び証券投資信託の収益の分配に関して、現

行の住民税の課税標準等の特例措置を当分の間継続する。

四、土地等の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例について、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を特定民間住宅地造成事業に係る千五百万円特別控除の適用を受けるものについては適用しないこととするほか、特定市街化区域農地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の軽減税率を道府県民税及び市町村民税についてそれぞれ所要の税率に改める。また、これらの特例措置の期間は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までとする。

五、事業税について、新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置を廃止することとし、所要の経過措置を講ずるとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を四十五万円（現行四十万円）に、事業主控除額を二百四十万円（現行二百二十万円）にそれぞれ引き上げる。

六、不動産取得税について、新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を四百五十万円（現行四百二十万円）に引き上げるほか、外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を目的とする公益法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産について、一定の要件の下に、その納税義務を免除する。

七、自動車税及び軽自動車税について、電気自動車に係る軽減税率を、自動車税、軽自動車税とも昭和五十四年度改正前の本則税率に改め昭和六十一年度まで適用するとともに、いわゆるミニカーの標準税率を昭和六十年二月十五日以後に取得したものについて年額二千五百円（現行千円）に引き上げる。但し、電気を動力源とするミニカーについては同日前に取得したものは七百円、同日後に取得したものは二千三百円とする。

八、固定資産税及び都市計画税について、昭和六十年度の評価替に伴う宅地等及び一般農地に係る税負担の急激な増加を調整するため、昭和六十二年度までの各年度において所要の措置を講ずる。また、三大都市圏の特定の市に所在する市街化区域農地のうち、既適用市街化区域農地及び昭和五十九年度までに新たに対象となつた市街化区域農地について、昭和六十二年度までの各年度において所要の調整措置を講ずる。

九、特別土地保有税について、昭和四十四年一月一日から

昭和五十七年三月三十一日までの間に取得された土地のうち、未線引の都市計画区域内に所在する土地及び都市計画区域外に所在する土地で保有期間が十年を超えるものについては課税しない。また、三大都市圏の特定の市の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地に係る特別土地保有税の課税の特例措置の期限を延長し、昭和六十三年三月三十一日までの間に取得されたものについて適用する。

十、自動車取得税について、税率及び免税点の特例措置の適用期限を昭和六十三年三月三十一日、電気自動車に係る税率の軽減措置を昭和六十二年三月三十一日までそれぞれ延長する。

十一、軽油引取税について、税率の特例措置の適用期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長する。

十二、日本国有鉄道の市町村交付金に係る納付金算定標準額の特例措置の適用期限を昭和六十一年三月三十一日までとするほか所要の改正を行う。

以上のほか、住民税、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税等に適用される非課税措置又は課税標準の特例措置について所要の整理合理化を行うほか、地方税負担の適正化等を図ることとする。

なお、施行期日は、不動産取得税に関する改正は昭和六十年七月一日から、個人住民税の規定のうち、社会保険料控除に係る改正、土地等の長期譲渡所得の特例に関する改正は昭和六十一年四月一日から、株式等の配当所得に係る住民税の特例等の改正は昭和六十二年四月一日から、その他の改正は昭和六十年四月一日からである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、個人の住民税について均等割の見直しを行うこと、事業税について新聞業等七事業に対する非課税措置の廃止、個人事業税の事業主控除額の引き上げを行うこと、固定資産税、都市計画税について宅地及び農地の評価がえに伴う負担増に対処し所要の調整措置を講ずること、自動車取得税、軽油引取税について税率の特例措置等の適用期限を三年延長すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、住民税、固定資産税負担の軽減、利子所得等に対する課税の適正化等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本社会党提出の修正案について提案趣旨の説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して丸谷委員より、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩上委員より、原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して三治委員より、それぞれ修正案及び原案に反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方財源の安定確保を図ること等を内容とする附帯決議を付しております。

以上、御報告申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税法の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

1　昭和六十年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額（所得税、法人税、酒税の三二パーセント及び返還金等）から交付税及び譲与税配付金勘定の借入金に係る同年度分の利子支払に充てるため必要な額三千六百九十四億円を控除した額に、特例措置額千億円を加算した額とする。

（以上の措置により、昭和六十年度分の地方交付税の総額は、九兆四千四百九十九億三千七百万円となる。）

2　昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額について臨時地方特例交付金に相当する額千三百五十五億円を加算することとし、当該額から現行法の規定により昭和六十六年度分及び昭和六十七年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額三百億円を控除した後の額千五十五億円について、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあってはそれぞれ三百五十億円を、昭和六十八年度にあっては三百五十五億円を、各年度分の地方

交付税の総額に加算することとする。

(二) 基準財政需要額の算定方法を改正し、経常経費に係る国庫補助負担率の昭和六十年度における引下げ等に伴い増加する経費に対し所要の財源を措置し、あわせて、生活保護基準の引上げ、老人保健制度の充実等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密・過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置するとともに、同年度において地方債による措置を縮減することに伴い、これに対応する投資的経費を基準財政需要額に算入するほか、昭和五十九年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入することとする。

二、地方財政法の一部改正

当せん金付証票の収益金の使途の弾力化を図るとともに、公営競技を施行する地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間の延長と納付率の上限の引上げを行うこととする。

三、当せん金附証票法の一部改正

当せん金付証票の収益金の使途を弾力化し、自治大臣が指定するものの最高賞金の倍率制限を十万倍から二十万倍とするとともに、受託銀行が当せん金付証票の売得金を確実かつ有利な方法で管理することができることとする。

四、公営企業金融公庫法の一部改正

公営企業金融公庫が発行した債券を失つた者に交付するための債券の発行に関する規定を整備することとする。

委員長報告

御報告いたします。

ただいま議題となりました法律案は、地方交付税法を改正し、昭和六十年度の地方交付税の総額について一千億円の特例加算を行うなど所要の措置を講ずること、生活保護基準の引き上げ、教職員定数の改善、国庫補助負担率の引き下げその他制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため単位費用を改正すること、地方財政法、当せん金附証票法等を改正し、宝くじの最高賞金額に対する制限の緩和、収益金使途の拡大、公営企業金融公庫納付

金制度の改善及び債券発行規定の整備を図ることなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、地方財源の充実強化、補助率削減のあり方、先行投資事業の財政負担、国民健康保険財政地方行革大綱等の諸問題について熱心な質疑が行われたのであります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本社会党を代表して上野委員、公明党・国民会議を代表して中野委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して三治委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩上委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方独立財源の保障等に関する附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第三二号)

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、合併市町村の建設に資するための必要な措置を講ずることとし、市町村建設計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について、適切な配慮をする。

二、指定都市を法の適用対象とする。

三、法(合併市町村の議会の議員の任期及び定数の特例、地方税の不均一課税、地方交付税の算定の特例、衆議院議員の選挙区等に関する特例等を定める。)の有効期限(昭和六十年三月三十一日)を昭和七十年三月三十一日まで延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を昭和七十年三月三十一日まで延長すること、同法の適用対象に指定都市を加え、合併市

町村の建設に資するため地方債について配慮規定を置くことなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、合併の際の自主性の尊重、長期にわたる特例措置のあり方、市町村の適正規模等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、合併に当たっては市町村の自主性を十分尊重することなどを内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、原動機付自転車は、道路標識等により指定されている道路及び三以上の車両通行帯が設けられている道路の信号機等により交通整理の行われている交差点において右折するときは、軽車両の右折方法によらなければならないこととする。

二、違法駐車車両の移動保管後の措置について、警察署長は、車両の移動、保管等に要した費用の納付を命じなければならないこととする、所有者の氏名が不明である場合等において、保管の公示後三月を経過し、保管に不相当の費用を要するときは、車両を売却して代金を保管することができることとする、保管の公示後六月を経過したときは、当該車両（又は売却代金）の所有権は、都道府県に帰属することとするなど所要の規定を整備する。

三、違法工作物等の除去等に要した費用の徴収に関する規定を整備する。

四、運転者の遵守事項に関して次のように規定を整備する。

㈠　著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、自動車等を急発進させる等の行為

をしてはならないこととする。

㈡　自動車の運転者は、座席ベルトを装着しないで、又は運転者席の横の乗車装置に座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととする。

㈢　原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならないこととし、あわせて、自動二輪車免許を受けた者で、その受けていた期間が通算して一年に達しないものは、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならないこととする。

㈣　初心運転者のうち、法令違反を犯し、一定の基準に該当することとなつた者は、都道府県公安委員会の行う講習を受けなければならないこととする。

五、手数料、期間の特例等について規定を整備する。

六、本法律の施行日は、次のとおりとする。

㈠　期間の特例に関する規定　　公布の日

㈡　違法駐車車両に関する措置及び違法工作物等の除去等に要した費用の徴収に関する規定　　公布の日から起算して二十日を経過した日

㈢　初心者講習に関する規定　　昭和六十一年一月一日

㈣　原動機付自転者の運転者の乗車用ヘルメット着用義務に関する規定　　公布の日から起算して一年を経過した日

㈤　その他の規定　　公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案について御報告いたします。

まず、道路交通法の一部改正案は、原動機付自転車の右折方法について自転車と同様とする旨の特例規定を設けること、違法駐車車両の移動保管等に関し、長期保管車両の処分、保管費用の徴収等につき、所要の改善を図ること、運転者の遵守事項として、騒音走行の禁止、座席ベルトの装着及び原動機付自転車の運転におけるヘルメットの着用義務を規定することなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、座席ベルト装着義務の適用範囲、交通違反取締りのあり方、危険物運搬車両の安全性、ダンプカー規制の改善等の諸問題について熱心な質疑が行われま

した。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、座席ベルト着用率の向上等に関し、附帯決議が行われました。

次に、住民基本台帳法の改正案について申し上げます。本法律案は、プライバシー意識の高揚等最近の社会情勢の変化にかんがみ、住民記録の適正な管理に関する市町村長の責務を明確化すること、台帳の閲覧及び住民票の写しの請求について、対象項目の制限、請求事由の明記、請求拒否の場合等を規定すること、罰則規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、プライバシーの保護に関連し、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、業務のコンピュータ化及び民間委託等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、個人情報の保護等に関する附帯決議が行われました。

次に、地方公務員等共済組合の年金の額を改定する法律案について申し上げます。本法律案は、地方公務員共済組合の年金額につき、恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、給付等の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、年金財政の見通し、財源率、国庫負担及び既給一時金控除等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方公務員共済組合制度の改正

㈠ 既裁定年金の年金額の引上げ

地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額を、恩給の増額改定措置にならい、昭和六十年四月分から平均三・四パーセント程度増額する。

㈡ 退職年金等の最低保障額の引上げ

1 恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び障害年金の最低保障額を昭和六十年四月分から引き上げる。

2 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による障害年金及び遺族年金の最低保障額を昭和六十年四月分から引き上げ、さらに同年八月分から引き上げる。

㈢ その他、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を昭和六十年四月分から四十六万円（現行四十五万円）に引き上げる等所要の措置を講ずる。

二、地方団体関係団体の職員及び地方議会議員の年金制度の改正

地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度の改正に準じ所要の措置を講ずるとともに、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について増額改定を行う。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日について、政府原案の「昭和六十年四月一日」を「公布の日」とすること等修正が行われている。

委員長報告

七七ページ参照

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本案は、別途提出されている「国家公務員災害補償法の

一部を改正する法律案」の改正内容と同様の措置を講じようとするもので、その主な内容は次の通りである。

一、遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ

㈠　遺族補償年金の受給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については六十歳（現行五十五歳）以上とし、兄弟姉妹については十八歳未満又は六十歳（現行五十五歳）以上とする。

㈡　当分の間、㈠にかかわらず、次の経過措置を講ずる。

1　職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は遺族補償年金を受けることができる遺族とし、この場合、これらの者が六十歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めないこととするとともに遺族補償年金の支給を停止する。ただし、遺族補償年金前払一時金は、支給停止の対象としない。

2　1の遺族補償年金を受けるべき順位は、当該年金を受けることができる他の遺族より後順位とする。

㈢　㈠及び㈡の年齢の引上げは、五年間で段階的に行う。

二、福祉施設に関する規定の整備

福祉施設（外科後処置、補装具の支給等、休業援護金等の給付）の趣旨及び内容に関する規定を整備する。

三、年金たる補償の額の改定規定の整備

年金たる補償の額については、国家公務員災害補償制度における年金たる補償の額の改定の例により、当該年金額を改定する。

四、その他

役員の任期の改正及び補償の支給事務の簡素化を図るほか、所要の規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、国家公務員災害補償制度が改正されることに伴い、地方公務員災害補償制度についても同様の措置を講じようとするものでありまして、父母等の遺族補償年金の受給資格年齢を六十歳以上に引き上げること、年金たる補償の額の改定及び福祉施設に関する規定等の整備を行うことを主な内容といたしております。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、公務災害の認定、審査会のあり方、年金額のスライド方式等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、年金額のスライドについて引き続き改善に努めることなどを内容とする附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

要旨

本案は、社会一般のプライバシー意識の高揚と情報化社会の進展等の社会情勢の変化に対処し、住民基本台帳制度における住民に関する記録のより一層の適正な管理を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定において、住民に関する記録の適正な管理を図ることが住民基本台帳制度の目的のひとつであることを明確にする。

二、市町村長は、住民に関する記録の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

三、何人も、住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を使用する場合には、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならないこととする。

四、住民基本台帳の閲覧について、請求事由等を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかなとき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれのあること等の相当の理由があるときは、当該請求を拒むことができることとし、閲覧対象事項の制限を行うこととする。

五、住民票の写しの交付について、請求事由を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかなときは、当該請求を拒むことができることとする他、住民票記載事項証明書の制度化を行うこととする。

六、戸籍の附票について、閲覧を廃止するとともに、その写しの交付については住民票の写しの交付の規定を準用する。

七、住民票は磁気テープ等をもつて調整できるものとし、住民基本台帳に関する事務処理を委託された者の責務を明確にする。

八、本法は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

七七ページ参照

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第七九号）

要旨

本法律案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法及び電気通信事業法の制定に伴い、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税についてたばこ専売制度の改革に対応した改正を行うとともに、これらの公社に係る固定資産税等の非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金等に係る制度を廃止する等地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律において所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、地方税法に関する事項

㈠　住民税、事業税、固定資産税等の非課税の範囲を定める規定から、日本専売公社及び日本電信電話公社を削除する。

㈡　道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税を次のとおり改める。

1　道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者が小売販売業者に売り渡す製造たばこに対し、従価割額及び従量割額の合算額によつて、小売販売業者の営業所所在の道府県及び市町村において卸売販売業者等に課する。

2　道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の課税標準は、従価割については売渡し製造たばこの小売定価の相当額、従量割については売渡し本数とする。

3　道府県たばこ消費税の税率は、従価割百分の八・一、従量割千本につき二百円とし、市町村たばこ消

費税の税率は、従価割百分の十四・三、従量割千本につき三百五十円とする。

4　道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の徴収については、原則として、前月分を毎月末日までに申告納付する。

㈢　固定資産税及び都市計画税について、次のような特例措置を講ずる。

1　日本たばこ産業株式会社が所有し、かつ、直接塩専売事業に係る業務の用に供する一定の固定資産に係る課税標準を、その価格の二分の一の額とする。

2　日本電信電話株式会社が所有する日本電信電話公社の行う出資に係る償却資産のうち一定の基幹的な設備に係る課税標準を、取得後五年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。

二、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

日本電信電話公社及び日本専売公社の解散に伴い、これらの公社にかかる公社有資産所在市町村等納付金制度を廃止し、これに伴う規定の整備を行う。

以上のほか、不動産取得税、特別土地保有税、事業所税について所要の特例措置を講ずるとともに、公社にかかる地方税の非課税規定の廃止に伴う等による規定の整備を行う。

なお、本法律案の施行期日は、昭和六十年四月一日である。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更等に伴い、住民税、事業税、不動産取得税及び固定資産税についてその非課税範囲を定める規定から、これら公社名を削除し、あわせて固定資産税等について所要の特例措置を講ずること、地方たばこ消費税の課税標準を現行の従価制から従価及び従量の併用制に改め、道府県分、市町村分ごとの単一税率を採用すること及びたばこ専売制度の改革に対処するため必要な改正を行うこと、市町村納付金は日本国有鉄道のみが納付することとなるので関係規定の整備を行うことなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、前国会、政府より趣旨説明を聴取し、今国会では、国、地方間の財政秩序のあり方、民営

化後の課税の特例措置の存続理由、電電株の処分益の使途、たばこ小売業者の記帳義務の簡素化等の諸問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決に入りましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第二七号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、登録事務の日本行政書士会連合会への移譲

従来都道府県の行政書士会が行つていた行政書士名簿の登録は、日本行政書士会連合会が行うこととし、これに伴い、登録の申請及び決定、登録を拒否された場合等の審査請求、変更登録、登録の移転、登録の抹消、日本行政書士会連合会の会則等に関し、所要の規定の整備を行う。

二、登録の拒否

行政書士の登録の申請者が心身の故障により行政書士の業務を行うことができない者又は行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者であるときは、登録を拒否しなければならない。

三、登録の取消し

行政書士の登録を受けた者が偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならないこととし、登録の取消しを受けた者は、当該処分を受けた日から二年間は行政書士となる資格を有しない。

四、資格審査会の設置

登録の拒否、取消し又は抹消について必要な審査を行わせるため、日本行政書士会連合会に資格審査会を置く。

五、行政書士の受ける報酬

行政書士は、行政書士会の会則で定める額を超えて報酬を受けてはならないものとする規定を削除する。

六、自治大臣の援助義務

自治大臣は、行政書士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行うよう努める。

七、施行期日等

㈠　一から六までの事項については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

㈡　登録事務の移譲等に伴い、必要な経過措置を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について御報告申し上げます。

まず、行政書士法の一部を改正する法律案は、行政書士の登録事務を日本行政書士会連合会に移譲すること、登録の拒否及び取り消し等の制度を整備し、資格審査会を設置すること、報酬規定の改正及び自治大臣の行う援助について規定すること等を主な内容とするものであります。

次に、住居表示に関する法律の一部を改正する法律案は、住居表示の実施に伴い新たな町名等を定めるときは、従来の名称に準拠することを基本とすること、住居表示の実施に伴い変更された由緒ある町名等の継承を図るため、必要な措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して議題とし、衆議院地方行政委員長代理愛知和男君より趣旨説明を聴取した後、それぞれの法案について採決を行いましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、住居表示制度の改正案に対し、町名等の保存及び継承に関する附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二八号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、新たな町又は字の区域を定めた場合の町名等

街区方式による住居表示の実施のため新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならないことを基本とし、これにより難いときに限って、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

二、旧町名等の継承

㈠　市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実

施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(二) 自治大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、(一)の事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

三、施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行する。

(二) 一の事項について、所要の経過措置を設ける。

委員長報告

八五ページ参照

○法務委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	五九、一二、一三	五九、一二、一三（予）	五九、一二、一〇 可決	五九、一二、一三 可決	五九、一二、一三	五九、一二、一八 可決	五九、一二、一九 可決	
5	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	一三、一二	一三、一二（予）	一三、一〇 可決	一三、一二 可決	一三、一二	一三、一二 可決	一三、一九 可決	
13	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	〃	六〇、一二、一九	六〇、一二、一九（予）	六〇、三、一八 可決	六〇、三、一九 可決	六〇、一三	六〇、三、一八 可決	六〇、三、九 可決	
14	供託法の一部を改正する法律案	〃	一二、一九	一二、一九（予）	三、一八 可決	三、一九 可決	一三	三、一八 可決	三、九 可決	
20	電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案	〃	二、八	三、五（予）	四、三 可決	四、二四 可決	二、八	四、九 可決	四、一一 可決	
49	司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案	〃	三、一	三、一（予）	五、三〇 可決	五、三 可決	三、一	四、一九 可決	四、一三 可決	
50	証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案	参	三、一	三、五	四、一六 可決	四、一七 可決	三、一（予）	五、一七 可決	五、二 可決	

本院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
7	人事訴訟手続法の一部を改正する法律案	飯田忠雄君外一名（六〇、五、一六）	六〇、五、二〇		六〇、五、一六	継続審査		六〇、五、二〇（予）			
101国会6	集団代表訴訟に関する法律案	飯田忠雄君外一名（五九、四、二〇）			五九、四、二〇	継続審査					
101国会10	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	寺田熊雄君外二名（五一、一〇）			五一、一〇	継続審査					
101国会17	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	橋本敦君外一名（七二、一〇）			七二、一〇	継続審査					

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
7	工場抵当法の一部を改正する法律案	近藤鉄雄君外七名（六〇、三、五）	六〇、三、六	六〇、五、二八	六〇、三、八（予）	六〇、六、三可決	六〇、六、一九可決	六〇、三、六	六〇、五、二四修正	六〇、五、二八修正	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和五十九年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、裁判官の任命手続、裁判官の報酬の相当なる額の意味、人事院勧告制度の尊重等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑の後、柳澤委員より、昭和五十九年度の人事院勧告の内容に倣って裁判官及び検察官の給与を改善する趣旨の修正案が提出されましたが、政府からは同案に対し賛成しがたい旨の発言がありました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田理事より、公明党・国民会議を代表して飯田理事より、日本共産党を代表して橋本委員より、また、中山委員より、それぞれ修正案賛成、原案反対の意見が表明され、自由民主党・自由国民会議を代表して小島理事より、修正案反対、原案賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、両修正案は賛成少数で否決され、両法案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和五十九年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

八九ページ参照

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素能率化することに伴い、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、判事の員数を九人増員し千三百四十四人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二人減員し二万千三百四十三人に改める。

三、この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事

の員数を九人増加するとともに、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の定員を二人減少しようとするものであります。

次に、供託法の一部を改正する法律案は、国の財政の現状にかんがみ、国の歳出の縮減を図るため、引き続き昭和六十五年度まで供託金に利息を付することを停止しようとするものであります。

委員会におきましては、便宜、以上の二法案を一括して審議し、裁判官及び裁判官以外の職員の充足状況、司法修習生の裁判官志望者数の減少の理由と対策、少年事件の増加状況とその対策、供託金に利息を付する必要性、引き続き利息を付することを停止しようとするに至った国の財政の現状、利息停止期間の今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、二法案について反対の意見が表明されました。

次いで、二法案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

供託法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、国の歳出の縮減を図るため、引き続き昭和六十五年度まで供託金に利息を付することを停止しようとするものである。

委員長報告

九〇ページ参照

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための所要の措置等を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を電子情報処理組織によつて登記ファイ

ルに記録し、何人でも、登記ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができるものとするとともに、その書面は、他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなすものとする。

二、国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならないものとする。

三、この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための所要の措置等を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を電子情報処理組織によって登記ファイルに記録し、何人でも、登記ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができるとするとともに、その書面は、他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなすものとすること。第二に、国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならないものとすること等であります。

委員会におきましては、今後のコンピューター化の計画と費用負担、システムの信頼性と事故防止体制、職員の研修と健康管理、閲覧制度等について質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より反対の意見が表明され、続いて、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、寺田理事より、登記事務処理のコンピューター化に当たって人員の確保、施設の改善等に配慮すること等を内容とする自由民主党・自由国民会議、

日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び中山委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

要旨

本法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の自主性の強化を図るとともに、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の登記の嘱託等の登記手続の適正化を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、司法書士及び土地家屋調査士の登録は、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が行うものとする。

二、一定の事由に該当することを理由に登録の拒否又は取消しをしようするときは、登録審査会の議決に基づいてしなければならないものとする。

三、登録の拒否又は取消しを受けたがその処分に不服があるときは、その者は、法務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができるものとする。

四、法務大臣は、登録事務に関し、連合会に対し、報告を求め、又は、勧告することができるものとする。

五、司法書士会又は土地家屋調査士会の会則の変更のうち、会費に関する規定の変更等については、法務大臣の認可を要しないものとする。

六、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の登記の嘱託等の手続の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、司法書士又は土地家屋調査士を社員とする民法第三十四条の規定による社団法人が当該嘱託等に係る事務を受託してこれを処理することができるものとする制度を創設することとする。

七、所要の罰則の規定を設けるとともに、罰金及び過料の多額を引き上げる。

八、この法律は、公布の日から起算して六月を超え一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、社団法人制度の創設に関する規定並びに罰則に関する規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の自主性の強化を図るとともに、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の登記の嘱託等の登記手続の適正化を図ろうとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、司法書士及び土地家屋調査士の登録は、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会が行うものとすること。第二に、一定の事由に該当することを理由に登録の拒否または取り消しをしようとするときは、登録審査会の議決に基づいてしなければならないものとすること。第三に、法務大臣は、登録事務に関し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に対し、報告を求め、または、勧告することができるものとすること。第四に、司法書士会または土地家屋調査士会の会則の変更のうち、会費に関する規定の変更等については、法務大臣の認可を要しないものとすること。第五に、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の登記の嘱託等の手続の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、司法書士または土地家屋調査士を社員とする民法第三十四条の規定による社団法人が当該嘱託等に係る事務を受託してこれを処理することができるものとする制度を創設することとすること。第六に、所要の罰則の規定を設けるとともに、罰金及び過料の多額を引き上げるものとすること等であります。

委員会におきましては、登録審査会の構成、自主性の強化と懲戒権の付与、会則の変更、公共嘱託登記受託組織の法人化の理由、同法人の業務範囲及び理事会の構成、受注に際しての競合関係等について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、寺田理事より、両連合会の自主性の確保、公共嘱託登記受託法人の適正かつ円滑な運営がなされるよう努めること等を内容とする、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、

民社党・国民連合及び中山委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、国選弁護人又はその近親者が国選弁護人の職務の遂行に関して他人からその身体又は生命に害を加えられた場合に、被害者又はその遺族に対して国において療養その他の給付を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、国選弁護人がその職務を行い、または行おうとしたことによって、国選弁護人またはその配偶者、直系血族もしくは同居の親族が、他人からその身体または生命に害を加えられた場合に、国において療養給付、傷病給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付または休業給付を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国選弁護人関係を単独立法とせず本法の一部改正とした理由、国選弁護人の選任及び解任、被害給付の要件、給付金額の算定の根拠、国選弁護人報酬の増額等について質疑が重ねられましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

工場抵当法の一部を改正する法律案（衆第七号）

要旨

本法律案は、有線テレビジョン放送の事業の振興に資するため、有線テレビジョン放送の目的に使用する場所を工

場抵当法における工場とみなそうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、有線テレビジョン放送の事業の振興に資するため、有線テレビジョン放送の目的に使用する場所を工場抵当法における工場とみなすこととするものであります。

委員会におきましては、議員提案となった理由、有線テレビジョン放送事業の現状及び今後の見通し、担保価値とその実効性等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本社会党を代表して寺田理事より賛成の意見が表明されました。次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○外務委員会

条約（一三件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定の締結について承認を求めるの件	衆	五九、一二、一一	五九、一二、一一（予）	五九、一二、一三 承認	五九、一二、一四 承認	五九、一二、一一	五九、一二、一三 承認	五九、一二、一三 承認	
2	国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	六〇、三、二五	六〇、三、二五（予）	六〇、五、一四 承認	六〇、五、一七 承認	六〇、三、二五	六〇、四、一九 承認	六〇、四、一九 承認	
3	千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	〃	三、二五	三、二五（予）	五、二一 承認	五、二四 承認	三、二五	四、二四 承認	五、九 承認	
4	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	三、二五	三、二五（予）	五、二一 承認	五、二四 承認	三、二五	四、二四 承認	五、九 承認	
5	北太平洋のおっとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件	〃	三、二五	三、二五（予）	五、二一 承認	五、二四 承認	三、二五	四、二四 承認	五、九 承認	
6	米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件	〃	四、三	四、三（予）	六、四 承認	六、七 承認	四、三	五、三 承認	五、三 承認	
7	万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件	参	四、三	四、三	四、一六 承認	四、一七 承認	四、三（予）	六、一九 承認	六、二四 承認	

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
8	万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件	参	六〇、四、三	六〇、四、三	六〇、四、一六 承認	六〇、四、一七 承認	六〇、四、三（予）	六〇、六、一九 承認	六〇、六、二四 承認	
9	小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	四、三	四、三	四、一六 承認	四、一七 承認	四、三（予）	六、一九 承認	六、二四 承認	
10	郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	四、三	四、三	四、一六 承認	四、一七 承認	四、三（予）	六、一九 承認	六、二四 承認	
11	郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	四、三	四、三	四、一六 承認	四、一七 承認	四、三（予）	六、一九 承認	六、二四 承認	
12	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	四、五	四、五（予）	六、二〇 承認	六、二四 承認	四、五	六、四 承認	六、四 承認	
13	漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	五、一三	五、一三（予）	五、一三 承認	五、一三 承認	五、一三	五、一三 承認	五、一三 承認	
19	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六〇、二、五	六〇、二、五（予）	六〇、四、四 可決	六〇、四、五 可決	六〇、二、五 内閣	六〇、四、二 修正	六〇、四、二 修正	

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、一九七七年（昭和五十二年）に締結され、その後有効期間を一年ずつ延長してきたいわゆる「日ソ漁業暫定協定」及び「ソ日漁業暫定協定」の有効期間を長期化するため、交渉が行われた結果、本年十二月七日に東京で署名されたものであり、両暫定協定の規定を一つの協定に規定したものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国政府は、自国の関係法令に従い、自国の二百海里水域（以下「水域」という）において他方の国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

二、各締約国政府は、自国の水域における他方の国の漁船のための漁獲割当量等の操業条件についての決定を毎年行う。この決定は、この協定に基づき設置される日ソ漁業委員会における協議の後、資源状態、自国の漁獲能力等の関連要因を考慮して行われる。

三、各締約国政府の権限のある機関は、他方の国の漁船に対し許可証を発給し、許可証の発給に関し妥当な料金を徴収することができる。

四、各締約国政府は、自国の国民及び漁船が、他方の国の水域において生物資源の保存措置その他の条件に従うことを確保するために必要な措置をとる。

五、各締約国政府は、自国の生物資源の保存措置その他の条件を他方の国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、自国の水域において、必要な措置をとることができる。各締約国政府の権限のある機関は、他方の国の漁船を拿捕し又は抑留した場合には、とつた措置等について他方の国の政府に通報する。拿捕された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証が提供された後に速やかに釈放される。

六、両締約国政府は、両国の水域に存在する生物資源の保存及び最適利用について協力する。

七、両締約国政府は、日ソ漁業委員会を設置する。委員会は各締約国政府がそれぞれ任命する一人の代表及び二人以内の代表代理で構成し、少なくとも毎年一回交互に両国において会合する。委員会は、操業条件その他この協定の実施に関連する問題を協議し、又は検討する。

八、この協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

九、この協定は、一九八七年十二月三十一日まで三年間効力を有し、いずれか一方の政府が有効期間満了の六箇月前までに終了通告を行わない限り、順次一年間効力を存続する。

委員長報告

ただいま議題となりました日ソ間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、従来一年ずつ有効期間を延長してまいりましたいわゆる日ソ漁業暫定協定及びソ日漁業暫定協定の内容を一つの協定に規定し、有効期間を長期化しようとするものでありまして、日ソ両国政府が自国の二百海里水域における他方の国の漁船による漁獲を許可することのほか、相手国の漁船のための漁獲割り当て量等の操業条件の決定の方法、許可証の発給、漁船の取り締まり、日ソ漁業委員会の設置等について定めております。

また、有効期間は一九八七年末までの三年間とし、その後はいずれか一方が終了通告を行わない限り、一年ずつ自動的に延長されることとなっております。

委員会におきましては、漁獲量交渉の見通し、ソ連漁船の小名浜への寄港、サケ・マスに関する新たな枠組みの交渉、昆布に関する取り決めの長期化、ソ連との対話の促進等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十三日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第二号）

要旨

国際原子力機関の理事会は、現在、原子力に関する技術の最も進歩した九の加盟国（原子力最先進国）、これらの加盟国を含まない地域において原子力に関する技術の最も

進歩した加盟国（地域先進国）及び総会選出理事国から構成されているが、この改正は、一九八四年（昭和五十九年）一月に中華人民共和国が同機関に加盟したことに伴い、同機関の理事会において、同国がその原子力技術水準にふさわしい地位を得られるよう、原子力最先進国として理事国に指定される国の数を九箇国から十箇国に改めることを内容とするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国際原子力機関憲章第六条の改正につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この改正は、昨年一月中国が国際原子力機関に加盟したことに伴い、機関の理事会において、原子力最先進国として理事国に指定される国の数を九ヵ国から十ヵ国に増加しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

去る十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

この条約は、海上における遭難者を迅速かつ効果的に救助するため、沿岸国が自国の周辺水域における捜索救助制度を確立するとともに、隣接する関係国間で捜索救助活動の調整等の協力を促進することを目的として、一九七九年（昭和五十四年）四月ハンブルグで政府間海事協議機関（現在の国際海事機関）の主催により開催された国際会議において採択されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、自国の沿岸水域における遭難者に対して適切な捜索救助業務を実施するために必要な措置をとることを確保しなければならない。

二、関係締約国間の合意により、捜索救助区域が設定されなければならない。捜索救助区域の正確な範囲について

合意に達しない場合には、これらの締約国は、その対象となつた水域において捜索救助業務の調整が同様に総合的に行われる適当な措置について合意に達するよう最善の努力を払わなければならない。

三、締約国は、捜索救助業務のための救助調整本部を、また適当と認める場合には救助支部を設置しなければならない。締約国は、適切に配置されかつ装備された国の機関等又はこれらの一部を救助隊として指定するか、又は救助隊には適さないが捜索救助活動を行い得るものを捜索救助組織の構成要素として指定しなければならない。

四、締約国は、必要な場合には、隣接国との間で捜索救助活動の調整を行うものとする。締約国は、国内法令に従うことを条件として、専ら海難の捜索救助の目的で他の締約国の救助隊が自国の領海、領土又は領空へ立ち入ることを認めるものとする。

五、締約国は、実行可能かつ必要と認める無休聴守を国際遭難周波数で行うことを確保しなければならない。救助調整本部は、緊急の状態にある船舶に関する情報を受領したときは直ちに、その情報を評価し、緊急の段階を、不確実の段階、警戒の段階又は遭難の段階のいずれかに区別し、各段階に応じて、必要な措置をとらなければならない。

六、締約国は、捜索救助活動を容易にするため、航海計画、位置通報、最終通報を含めた船位通報制度を確立するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約は、海上における遭難者を迅速かつ効果的に救助するため、沿岸国が自国の周辺水域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立するとともに、関係国間で捜索救助活動の調整等の協力を行うことを定めたものであります。

次に、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に関する議定書は、欧州経済共同体がその構成国から漁業に関する権限を移譲されたことに伴い、そのような政府間経済統合機関が構成国にかわって大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を締結できるようにするため、同条約に所要の

改正を加えることを内容とするものであります。

最後に、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の改正議定書は、オットセイ資源の有効な保存措置を決定するための科学的調査の実施、商業的海上猟獲の禁止、陸上猟獲されたオットセイの獣皮の配分等を定めた北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の適用期間が終了したことにかんがみ、これに所要の改正を加えてさらに一定期間適用することを内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会議（千九百八十四年七月九日から十日までパリ）の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

要旨

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約は、大西洋のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能となる水準に維持するための国際協力を目的として一九六六年（昭和四十一年）に作成された。この議定書は、一九八四年（昭和五十九年）七月にパリで開催された同条約の締約国の全権委員会議で作成されたものであり、欧州経済共同体がその構成国から漁業に関する権限を移譲されたことに伴い、そのような政府間経済統合機関が構成国に代わつて同条約を締結できるようにするために、同条約に所要の改正を施すことを内容とするものである。

委員長報告

一〇二ページ参照

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

要旨

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約は、我が

国、米国、カナダ及びソ連の四箇国の間でおつとせい資源の有効な保存措置を決定するための科学的調査の実施、商業的海上猟獲の禁止、陸上猟獲されたおつとせいの獣皮の分配等を取り決めたものであり、一九五七年（昭和三十二年）に締結され、その後屢次の議定書等により改正・延長されて昨年十月十三日まで適用されていた。この議定書は、同条約に所要の改正を施した上でこれを適用することを目的とするものであり、昨年十月十二日にワシントンで四箇国により署名された。この議定書の主な内容は次のとおりである。

一、条約を、この議定書によつて改正し、この議定書の効力発生の日から適用する。

二、陸上猟獲との関連で海上猟獲を行うことが許容されるかどうかについて北太平洋おつとせい委員会が勧告する時期を一九八六年（昭和六十一年）十月十三日までとする。

三、条約の有効期間を一九八七年（昭和六十二年）十月十三日までとし、その後は、新条約または改正条約が効力を生じない限り、引き続き一年間有効とする。

委員長報告

一〇二ページ参照

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

要旨

中南米地域の経済開発を促進するための国際開発金融機関としては、一九五九年（昭和三十四年）に設立された米州開発銀行があるが、同銀行の業務の対象は主として加盟国政府及び政府機関に限られているため、同地域における民間部門の活性化、特に労働集約的な民間の中小企業の育成のために、これらの企業に対する資金供与の円滑化を図る必要性が認識されるに至つた。このため、米州開発銀行の場で、民間企業に対する直接投資を拡大することを目的とする新たな機構の創設について検討が進められた結果、一九八四年（昭和五十九年）十一月十九日にワシントンで開催された関係国の会合においてこの協定が作成された。

この協定は、米州開発銀行の活動を補足し、中南米地域の民間の中小企業を支援する米州投資公社を設立すること

を目的とするものであり、同公社の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定している。

なお、同公社の当初の授権資本株式（二億ドル）に対する我が国の応募額は、六百二十六万ドルである。

委員長報告

ただいま議題となりました米州投資公社を設立する協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、中南米地域の経済開発を促進するため、米州開発銀行の活動を補足し、民間の中小企業を支援する米州投資公社を設立することを目的とするものでありまして、公社の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について定めております。

委員会におきましては、中南米地域の政治経済情勢と我が国の中南米政策、公社の融資条件、米国の出資比率と公社における地位、武器製造業への資金供与の禁止等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党の久保田理事及び日本共産党の立木委員よりそれぞれ反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

万国郵便連合憲章の第三追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

要旨

万国郵便連合は、その基本的文書である万国郵便連合憲章に基づき機能しており、憲章の枠内において、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに個々の業務を規律する約定が締結されている。憲章を除くこれらの文書については、連合の最高機関で通常五年ごとに開催される大会議においてその内容の改正が行われ、新たな文書が作成されることになっているが、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された第十九回大会議では、これら新文書の作成のほか、憲章についても連合の運営の効率化の観点から所要の改正を加えるため、第三追加議定書が採択された。その主な改定点は次のとおりである。

一、連合の機関のうち事務小会議及び特別委員会を廃止することとした。

二、国際事務局は、従来スイス連邦政府の監督を受けていたが、同政府に代わつて執行理事会の監督を受けることとした。

委員長報告

ただいま議題となりました条約五件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの条約は、いずれも昨年の万国郵便連合大会議において作成されたものでありまして、このうち万国郵便連合憲章の第三追加議定書は、連合の運営を効率化するため、連合の基本文書である万国郵便連合憲章に所要の改正を加えるものであり、また、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約、小包郵便物に関する約定、郵便為替等に関する約定並びに郵便小切手業務に関する約定は、いずれも国際郵便業務における最近の事情を考慮して、連合の運営に関する事項及び料金等の業務上の事項について所要の修正と補足を行った上で、現行の諸文書を更新するものであります。

委員会におきましては、通常郵便物の基本料金の引き上げ、郵便の分野における技術協力等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、五件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

要旨

この一般規則及び条約は、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された万国郵便連合の第十九回大会議において、国際郵便業務における最近の事情を考慮して、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の内容に修正と補足が行われた結果、採択されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、万国郵便連合一般規則

㈠　執行理事会の権限に連合の財政規則を定める権限、一定の条件に従つて一段階低い分担等級の選定を認める権限、例外的にやむを得ない場合の業務上の取扱い

等につき、関係郵政庁に諮問の上、新たな措置等を暫定的にとることを勧告する権限等を加えることとした。

㈡ 憲章、一般規則その他の文書に関する議案の大会議への提出期限を開会日の六箇月前までとすることとした。

㈢ 連合の経費の分担等級として、五十単位等級と二十五単位等級との間に、新たに四十単位等級及び三十五単位等級を設け、また、一単位等級の下に後発開発途上国等のための二分の一単位等級を新設することとした。

二、万国郵便条約

㈠ 通常郵便物の基本料金を五十パーセント引き上げることとした。

㈡ 小形包装物の最高重量を関係郵政庁間の合意を条件として、一キログラムから二キログラムまで引き上げることとした。

㈢ 特別の郵袋に納められた印刷物についての料金割引率を十パーセントから二十パーセントに引き上げることとした。

㈣ 郵政庁が定める保険付書状の保険金額の限度額を五千フラン（五十万円）から七千フラン（七十万円）に引き上げることとした。

㈤ 到着郵便物の量が発送郵便物の量を上回る場合において、相手郵政庁に請求することができる補償金額を超過郵便物一キログラムにつき五フラン五十サンチーム（五百五十円）から八フラン（八百円）に引き上げることとした。

㈥ 航空書状及び航空郵便葉書を転送又は返送する場合には、すべて最も速達の線路（航空路又は平面路）を利用することとした。

㈦ 平面路通常郵便物の閉袋を航空通常郵便物より低い優先度で航空路により発送することができることとした。

委員長報告

一〇六ページ参照

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

要旨

この約定は、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された万国郵便連合の第十九回大会議において、国際郵便業務における最近の事情を考慮して、現行の小包郵便物に関する約定の内容に修正と補足が行われた結果、採択されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、速達小包についての速達料は、現在、最高限度額が五フラン（五百円）となつているが、国内料金が五フランを超える場合には、国内料金を適用することとした。

二、郵政庁が定める保険付小包の保険金額の限度額を五千フラン（五十万円）から七千フラン（七十万円）に引き上げることとした。

三、普通小包について亡失等の場合の賠償金額を各重量級につきそれぞれ五十パーセント引き上げることとした。

四、発送及び到着の陸路割当料金をガイドラインとしての性格に改めることとした。

五、継越しの陸路割当料金及び海路割当料金を改定することとした。

委員長報告

一〇六ページ参照

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

要旨

この約定は、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された万国郵便連合の第十九回大会議において、国際郵便業務における最近の事情を考慮して、現行の郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の内容に修正と補足が行われた結果、採択されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、為替の交換方式として、カード式及び目録式のほか、新たに複合交換方式を設けることとした。

二、振出しの際の為替一口の最高限度額を五千フラン（五十万円）から七千フラン（七十万円）に引き上げることとした。

三、振出しの際に徴収する料金の最高限度額を三十フラン（三千円）から四十五フラン（四千五百円）に引き上げ

ることとした。

四、本人払いの為替について、受取人が身体を動かせない等の事情がある場合には、代理人に為替金を払い渡すことができることとした。

五、転送は、必ず新たな為替を振り出す方法で行うこととし、その料金は、元の為替金額から差し引くこととした。

六、振出郵政庁が払渡郵政庁に支払う払渡手数料の率を約十パーセント引き上げることとした。

委員長報告

一〇六ページ参照

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

要旨

この約定は、一九八四年（昭和五十九年）にハンブルグで開催された万国郵便連合の第十九回大会議において、国際郵便業務における最近の事情を考慮して、現行の郵便小切手業務に関する約定の内容に修正と補足が行われた結果、採択されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、振出郵政庁は、郵便保証小切手の払出人から料金を徴収することができることとした。

二、加入者名簿が発行されていない場合、又は加入者名簿に記載されるべき情報がデータとして保有されている場合には、郵政庁は、業務上の必要に応じ、この情報の交換方法について取決めを行うことができることとした。

委員長報告

一〇六ページ参照

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

要旨

この条約は、男女平等に関する基本的かつ包括的な条約として一九七九年（昭和五十四年）十二月十八日に第三十四回国連総会において採択されたものであり、我が国は一九八〇年（昭和五十五年）七月十七日に署名を行つた。

この条約は、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約等

において示されている男女平等の原則を敷衍し、男女平等の実現を目指して、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女子に対する差別の撤廃について規定したものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約が撤廃することを求めている女子に対する差別とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。ただし、男女の事実上の平等の促進を目的とする暫定的な特別措置及び母性保護を目的とする特別措置は、差別と解してはならない。

二、締約国は、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により遅滞なく追求するため、立法等の措置をとることを約束する。

三、締約国は、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するための立法を含むすべての適当な措置をとる。

四、締約国は、男女の定型化された役割等に基づく偏見及び慣行を撤廃するため男女の社会的及び文化的な行動様式を修正し並びに家庭についての教育に社会的機能としての母性及び子の養育等の男女の共同責任についての理解及び認識を含めることを目的とするすべての適当な措置をとる。

五、締約国は、女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するための立法を含むすべての適当な措置をとる。

六、締約国は、自国の政治的及び公的活動への参加に際する女子に対する差別を撤廃するため及び女子に対し男子と平等の条件で国際的に自国政府を代表する等の機会を確保するためのすべての適当な措置をとる。

七、締約国は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関して男子と平等の権利を与える。

八、締約国は、教育の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

九、締約国は、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するため及び婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するための適当な措置をとる。

十、締約国は、保健の分野における女子に対する差別を撤

廃するためのすべての適当な措置をとり、また、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス等を確保する。

十一、締約国は、農村の女子が直面する特別の問題等を考慮に入れて農村の女子に対するこの条約の適用を確保するため及び農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

十二、締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等及び民事に関して男子との同一の法的能力等を認め、また、個人の移動及び住所等の選択の自由に関して男女に同一の権利を与える。

十三、締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。また、婚姻最低年齢を定め及び婚姻の登録を義務付けるための立法を含むすべての必要な措置をとる。

十四、締約国は、この条約の実施のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長に提出することを約束する。報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

十五、この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会を設置する。同委員会は、締約国の報告を検討し、その活動について経済社会理事会を通じて毎年国連総会に報告する。同委員会は、締約国の報告を検討し、その活動について経済社会理事会を通じて毎年国連総会に報告する。同委員会は、報告等の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

委員長報告

ただいま議題となりました女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この条約は、男女平等に関する基本的かつ包括的な条件として国連において作成されたものでありまして、国連憲章、世界人権宣言等に示されている男女平等の原則を敷衍しつつ、政治的、経済、社会的、文化的その他あらゆる分野における女子に対する差別を撤廃することについて定めております。

委員会におきましては、中曽根内閣総理大臣の出席をも

求めて慎重審議を行い、条約批准の意義と実効性の確保、婦人の政治的、公的分野への参加の促進、家庭科教育等教育の分野における男女同一の取扱い、男女雇用機会均等法と条約との整合性、賃金等雇用の分野における女子差別の撤廃、女子の待婚期間等民法の規定と条約との関係、未批准の婦人関係ＩＬＯ条約の批准の見通し等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

去る二十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、政策決定の場への婦人の参加の促進、教育、雇用その他あらゆる分野における男女平等の確保等につき政府の努力を要請する決議案が自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、参議院の会各会派の共同提案として提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしましたので申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）

要旨

従来、北西太平洋の二百海里外の水域における我が国のさけ・ます漁獲は、昭和五十三年に締結された「日ソ漁業協力協定」と、これに基づく毎年の「さけ・ます議定書」に従つて行われてきたが、ソ連側は国連海洋法条約の採択、経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令の発効等の新たな状況を踏まえ、この協定の終了通告を行つたため、同協定は昨年末をもつて終了した。このため、これら協定及び議定書に代わる新協定を締結すべく日ソ両政府間で交渉が行われた結果、本件協定が署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両政府は、溯河性魚種（さけ・ます）の母川国が当該魚種に関し第一義的利益及び責任を有することを認める。

二、両政府は、母川国が自国の二百海里水域及び二百海里外の水域におけるさけ・ますの漁獲に対する規制措置を定めることによつてさけ・ますの保存を確保することを

認める。

三、両政府は、さけ・ますの漁獲が二百海里水域においてのみ行われる（これが経済的混乱をもたらす場合を除く。）ことを認め、北西太平洋の二百海里外の水域における我が国によるソ連系さけ・ますの漁獲の条件に関し合意に達するため協議を行う。

四、北西太平洋の二百海里外の水域におけるソ連系さけ・ますに関する規制の実施は、両政府間の合意に基づき行われる。その場合、同水域において漁獲を行う日本漁船に対する許可証は日本側が発給し、ソ連側は日本側の通報に基づき許可証に関する登録を行う。ソ連側は日本漁船を臨検・拿捕できるが、裁判管轄権は日本側のみが有する。

五、漁獲の条件、規制の実施等の合意は、日ソ漁業合同委員会の議事録に記載され、これを両政府が承認することにより決定される。

六、両政府は、漁業の分野における科学的調査の実施、漁獲、増・養殖の技術の改善等について協力する。

七、両政府は、北西太平洋の二百海里外の水域における生物資源の保存及び管理について協力する。

八、両政府は、この協定の目的を達成するため、日ソ漁業合同委員会を設置する。

九、この協定は、一九八七年十二月三十一日まで効力を有し、いずれか一方の政府が有効期間満了の六箇月前までに終了通告を行わない限り、順次一年間効力を存続する。

委員長報告

ただいま議題となりました日ソ漁業協力協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

従来、北西太平洋の二百海里以外の水域における我が国のサケ・マス漁獲は、昭和五十三年に締結された日ソ漁業協力協定と、これに基づく毎年のサケ・マス議定書に従って行われてまいりましたが、ソ連側は国連海洋法条約の採択等の新たな状況を踏まえ、この協定の終了通告を行ったため、これら協定及び議定書にかわるものとして、交渉の結果、本件協定が署名されるに至ったものであります。

この協定は、北西太平洋の二百海里外の水域におけるソ連系サケ・マスの我が国による漁獲について定めるとともに、北西太平洋の生物資源の保存、管理等のための協力を

初め日ソ間の漁業の分野における協力について定めております。

なお、今後、この水域における毎年の我が国のサケ・マス漁獲については、この協定によって設置される日ソ漁業合同委員会において実態交渉を行い、その結果を両国政府が承認した後に行われることとなります。

委員会におきましては、今回の交渉における基本的対立点、実態交渉の見通しと早期出漁の問題、中型サケ・マス漁業の漁場転換問題、ソ連との対話の促進等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

一、中国の瀋陽に総領事館を設置する。

二、同総領事館に勤務する職員の在勤基本手当の基準額を定める。

三、アフリカの上ヴォルタの国名変更に伴い、同国にある日本国大使館の名称を在ブルキナ・ファソ日本国大使館に変更する。

四、在外公館に勤務する在外職員の現地における年少子女の教育費の高額化にかんがみ、その負担の軽減を図るため、加算対象職員の範囲を拡大し、かつ、在外職員の年少子女が特別な事情により在勤地及び本邦以外の地において就学している場合にも加算が認められるようにするとともに、加算限度額を現在の月額一万八千円から三万六千円に引き上げる。

なお、施行期日等に関し衆議院において修正がなされた。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、中国の瀋陽に総領事館を設置すること、及び在外職員の子女教育費の高額化にかんがみ、子女教育手当について加算対象職員の範囲の拡大、加算限度額の引き上げ等の改定を行うことを主な内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨四日質疑を終え、別に討論もなく、採結の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○大蔵委員会

内閣提出法律案（一四件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
9	昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	衆	六〇、二、五	六〇、六、七	可 六〇、六、一〇 決	可 六〇、六、一四 決	六〇、四、二	修 六〇、六、四 正	修 六〇、六、六 正	衆本会議趣旨説明 六〇、四、二 参本会議趣旨説明 六、七
10	国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案	〃	一、二、五	六、七	可 六、一〇 決	可 六、一四 決	四、二	修 六、四 正	修 六、六 正	
11	産業投資特別会計法の一部を改正する法律案	〃	一、二、五	六、七	可 六、一〇 決	可 六、一四 決	四、二	修 六、四 正	修 六、六 正	
15	法人税法の一部を改正する法律案	〃	一、三、〇	三、一〇	可 三、一八 決	可 三、一九 決	二、一五	可 三、八 決	可 三、九 決	衆本会議趣旨説明 二、一五
16	租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案	〃	一、三、〇	三、一〇	可 三、一八 決	可 三、一九 決	二、一五	可 三、八 決	可 三、九 決	参本会議趣旨説明 三、一〇
33	入場税法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	二、一五（予）	可 三、一八 決	可 三、一九 決	二、一八	可 三、八 決	可 三、九 決	
53	あへん特別会計法を廃止する法律案	〃	三、七	三、七（予）	可 三、一八 決	可 三、一九 決	三、七	可 三、一七 決	可 三、一八 決	
56	関税暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	三、一五	三、一〇（予）	可 三、一八 決	可 三、一九 決	三、一五	可 三、一七 決	可 三、一八 決	
65	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	〃	三、一〇	三、一〇（予）	可 五、三〇 決	可 五、三一 決	三、一〇	可 四、一九 決	可 四、二三 決	
66	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	〃	三、一〇	三、一〇（予）	可 五、三〇 決	可 五、三一 決	三、一〇	可 四、一九 決	可 四、二三 決	

番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
2	昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長（六〇、二、八）	六〇、二、九	六〇、二、九	六〇、二、九（予）	六〇、二、一三 可決	六〇、二、一三 可決			六〇、二、九 可決	
67	登記特別会計法案	衆	六〇、三、一〇	六〇、三、一〇（予）	六〇、五、三〇 可決	六〇、五、三一 可決	六〇、三、一〇	六〇、四、一九 可決	六〇、四、二三 可決		
75	米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案	〃	四、一七	四、一七（予）	六、六 可決	六、七 可決	四、一七	五、二四 可決	五、二六 可決		
76	国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	参	四、一七	四、一七	四、二三 可決	四、二四 可決	四、一七（予）	六、一三 可決	六、一四 可決		
77	証券取引法の一部を改正する法律案	〃	四、一七	四、一七							

衆議院議員提出法律案（一件）

昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、我が国の財政の現状にかんがみ、昭和六十年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰入れ等の停止及び厚生保険特別会計健康勘定への繰入額削減の特例措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

㈠　予算をもつて国会の議決を経た金額（五兆七千三百億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

㈡　租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和六十一年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和六十年度所属の歳入とする。

㈢　㈠の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

㈣　特例公債の借換えについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借換えを行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰入れ等の停止

昭和六十年度における国債償還財源として、一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の百分の一・六％に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わない。（本措置による繰入れ停止に係る金額は一兆八千六百二十七億円である。）

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例

㈠　昭和六十年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについて、健康保険法に規定する国庫補助の額から九百三十九億円を控除して繰り入れる。

㈡　右の特例措置により控除した金額については、政管健保事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後日、当該金額に達するまでの金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる措置その他の適切な措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、「昭和六十年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」は、国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、昭和六十年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰入れの停止及び政府管掌健

康保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

次に、「国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案」は、今後、国債の大量の償還が見込まれることにかんがみ、その償還に円滑に対処するため、年度内に償還される借換国債の発行及び償還を、国債整理基金特別会計の歳入歳出外として行うこと、並びに翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債の発行を行うことができることとするとともに、国債の償還財源の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部を同特別会計に所属させようとするものであります。

次に、「産業投資特別会計法の一部を改正する法律案」は、産業投資特別会計の資本を充実するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部を同特別会計に所属させるとともに、一般会計への繰入れ規定その他所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、公債残高縮減の方策と財政再建の具体的方途のあり方、減債基金制度における定率繰入れの位置づけとその重要性、短期国債を含む公債の日銀引受禁止の確認、大量の借換国債発行下における国債管理政策のあり方と、短期国債発行の金融・証券市場に及ぼす影響、会社の株式売却収入を国債償還費に充当することについての確認、株式売却のあり方と証券市場における対応策、産業投資特別会計編入の株式にかかる配当金の使途のあり方、等について、総理、大蔵大臣並びに財政当局等に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大木正吾委員より三法律案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井孝男理事より三法律案に賛成、公明党・国民会議を代表して桑名義治理事より財源確保法案及び国債整理基金特別会計法改正案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より三法律案に反対、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より財源確保法案及び国債整理基金特別会計法改正案に反対、産業投資特別会計法改正案に賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、三法律案について順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、昭和六十五年度を目標とする特例公債依存体質脱却の具体策の基本的考え方を明らかにすること、等の五項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、今後、国債の大量の償還が見込まれることにかんがみ、その償還に円滑に対処するため、年度内に償還される借換国債の発行及び償還を歳入歳出外として行うこと並びに翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債の発行を行うことができることを定めるとともに、国債の償還財源の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部をこの特別会計に所属させることを定めようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

一一八ページ参照

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

本法律案は、産業投資特別会計の資本の充実に資するため、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式の一部をこの会計に所属させるとともに、一般会計への繰入れ規定その他所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この会計の設置規定において、「経済の再建」を削るとともに、「国民経済の発展と国民生活の向上に資する」旨を明らかにする等規定の整備を図る。

二、政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の株式のうち政府の保有義務分については、この会計の資本の充実に資するため、一般会計から無償でこの会計に所属替をする。

三、一般会計への繰入れ規定を設けるとともに、その繰入金に相当する額は、積立金の額から減額して整理する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

一一八ページ参照

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、公益法人等及び協同組合等の法人税負担の現況にかえりみ、これら法人の各事業年度の所得に対する法人税率を二十七パーセント（現行二十五パーセント）に引き上げるとともに、協同組合等の清算所得に対する税率を二十四・八パーセント（現行二十三パーセント）に引き上げようとするものである。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十年度約三百十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、法人税法改正案以下三法律案について申し上げます。

法人税法の一部を改正する法律案は、公益法人等及び協同組合等の法人税の負担水準の現況に顧み、これらの法人の各事業年度の所得に対する税率を二%引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、租税特別措置の整理合理化、利子配当等の課税の適正化等を行うとともに、協同組合等の配当軽課税率の引き上げ及び法人が支払いを受ける利子配当等に係る所得税額の控除の特例の新設を行うほか、基盤技術の研究開発及び中小企業の技術基盤の強化に資するための措置を設ける等所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

入場税法の一部を改正する法律案は、最近における入場税の負担の状況に顧み、その軽減を図るため、免税点を映画については千五百円から二千円に、演劇、音楽等については三千円から五千円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

以上の三案について一括して質疑を行い、法人税法改正案並びに租税特別措置法及び所得税法改正案については参考人からの意見聴取を行いましたが、その間の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了いたしましたところ、近藤忠孝委員より、入場税法改正案に対し、映画、演劇等の入場税を廃止し、競馬場等の入場税については当分の間存続させる内容の修正案が提出されました。

本修正案は、予算を伴うものであり、政府からは反対である旨の意見が述べられました。

次いで、三原案及び入場税法改正案に対する修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木和美委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正原案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井孝男委員より、入場税法改正案に対する修正案に反対、三原案に賛成、公明党・国民会議を代表して鈴木一弘委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正原案に賛成、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案に反対、入場税法改正案に対する修正案及び同原案に賛成、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、法人税法改正案、租税特別措置法及び所得税法改正案の二原案、入場税法改正案に対する修正案に反対、入場税法改正原案に賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、法人税法改正案並びに租税特別措置法及び所得税法改正案は多数をもって可決、入場税法改正案につきましては、修正案は賛成少数をもって否決、原案は全会一致をもって可決され、三法律案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、附帯決議を付しております。

次に、あへん特別会計法廃止法案、関税暫定措置法改正案について申し上げます。

あへん特別会計法を廃止する法律案は、あへん特別会計の現況に顧み、同会計を昭和五十九年度限りで廃止し、同特別会計の権利義務を一般会計に帰属させるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近におけ

る内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特恵関税制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、関税暫定措置法改正案に反対、あへん特別会計法廃止法案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、あへん特別会計法廃止法案は全会一致をもって、関税暫定措置法改正案は多数をもって、両案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税暫定措置法改正案に対し、附帯決議を付しております。

以上、御報告いたします。

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、租税特別措置の整理合理化、利子・配当等の課税の適正化等を行うとともに、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の引上げに対応して配当軽課税率等の引上げを行うほか、基盤技術の研究開発及び中小企業の技術基盤の強化に資するための措置、その他所要の税制上の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、既存の租税特別措置の整理合理化

中小企業等海外市場開拓準備金の積立率及び公害防止用設備の特別償却割合等の引下げ、株式売買損失準備金の廃止等、企業関係の特別措置を整理合理化するとともに、登録免許税の税率軽減措置についても整理合理化を行う。

二、利子・配当等の課税の適正化等

1　郵便貯金を含む非課税貯蓄制度の限度額管理の適正化を図るため、住民票の写し等所要の書類の提示による氏名、生年月日及び住所の告知、その確認についての証印制度を導入する。

2　総合課税の対象となる利子・配当等についても、記

名式又は無記名式のものの区分に関係なく、その受領の際に前記1に準じた方法により本人確認を行う。

3　利子・配当所得の源泉分離選択課税制度等の特別措置については、適用期限の定めを廃止し、存続させる。

4　少額貯蓄等利用者カード制度は、廃止する。

三、協同組合等の法人税の配当軽課税率の引上げ等

別途提案されている法人税法の一部改正案による公益法人等の軽減税率の引上げに対応して、協同組合等の配当軽課税率を二十三パーセント（現行二十二パーセント）に引き上げるとともに、特定の医療法人の軽減税率を二十八パーセント（現行二十六パーセント）に引き上げる。

四、法人の利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例

法人が支払を受ける利子・配当及び割引債の償還差益について源泉徴収された所得税額のうち、当該事業年度の法人税額から控除しきれなかつた部分の金額については、五年間の臨時措置として、翌事業年度以降の法人税額から四年間にわたり繰り越して控除し、この期間内に控除しきれなかつた部分の金額は、四年目に全額還付することとする。

五、試験研究促進のための措置

1　技術研究開発を推進するため、試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除額に加えて、先端エレクトロニクス技術等の基盤技術の開発用研究資産について、三年間の措置として、取得価額の七パーセント相当額の特別税額控除（当期の税額の十五パーセント相当額を限度とする。）を認める。

2　中小企業者等の試験研究費について、三年間の措置として、その六パーセント相当額の特別税額控除（当期の税額の十五パーセント相当額を限度とする。）を認め、この措置と試験研究費の額が増加した場合の特別税額控除との選択適用を認める。

六、土地・住宅関連税制

1　民間活力の活用等の観点から、高度利用地区等における特定の優良な再開発建築物について、五年間三十パーセントの割増償却を認める。

2　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税特例制度について、その適用対象となる土地等の譲渡が特定民間住宅地造成事業の用に供するために土地等が買い取られる場合に該当するときは、千五百万円特別控除との選択適用とした上、六十年から三年

間の措置として存続する。

その他、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度について所要の整備を行うとともに、交際費等の損金不算入措置並びに揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年度の租税の増収見込額は、約九百億円である。

委員長報告

一二一ページ参照

入場税法の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

要旨

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その軽減を図るため、映画の免税点を二千円（現行千五百円）に、演劇、演芸、音楽、スポーツ等の免税点を五千円（現行三千円）にそれぞれ引き上げるとともに、その他所要の規定の整備を図ろうとするものである。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年度における租税の減収見込額は、約四十億円である。

委員長報告

一二一ページ参照

あへん特別会計法を廃止する法律案（閣法第五三号）

要旨

本法律案は、あへん特別会計の現況に顧み、あへん特別会計法（昭和三十年法律第三十一号）を廃止し、次の措置を講じようとするものである。

一、あへん特別会計を昭和五十九年度限り廃止する。

二、あへん特別会計の廃止に伴い、必要な経過措置を定めるとともに、同会計に属する権利義務を一般会計に帰属せしめる。

委員長報告

一二一ページ参照

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特恵関税制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目に係る実行税率の段階的引下げを次により繰り上げて実施する。

㈠　鉱工業品及び開発途上国関連の農林水産品　二年分繰上げ

㈡　その他の農林水産品　一年分繰上げ

二、主要関係国の関心の深いぶどう酒、クラフト紙等の関税率を引き下げるとともに、ノルマルパラフィン、鉄鋼のビレット・スラブ等の関税率を撤廃する。

三、鉱工業品に対する特恵関税の適用限度額等の拡大を図るため、適用限度額等の算定方式について昭和六十年度限りの特例措置を講ずるとともに、特恵関税率が実行税率の二分の一となつているかつら、人形等の特恵関税率を無税とする等所要の改正を行う。

四、国内産業の実情等にかんがみ、アルミニウムの塊の免税制度を減税制度に改正するとともに、中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付率を引き上げる。

五、昭和六十年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び原油関連減税還付制度について、その適用期限を延長する。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年度一般会計分の関税減収見込額は、約二百七十億円であり、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関税減収見込額は、約八億円である。

委員長報告

一二一ページ参照

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

要旨

本法律案は、金融自由化の進展、厳しい財政事情、民間

活力活用の要請等の政策ニーズの変化など政府関係金融機関を巡る環境の変化に対応して、日本開発銀行についても量的補完から質的補完への転換を図り、経済社会の新しいニーズに応え得るようその機能の整備を行うこと等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、技術開発融資制度の整備

産業構造の知識集約化、情報化に伴つて、技術開発の国民経済的重要性が増大していることにかんがみ、産業の開発及び経済社会の発展に寄与する高度で新しい技術の研究開発等に必要な資金を貸し付けることができることとする。

二、出資機能の整備

技術開発、都市再開発の促進等国民経済的に緊要な課題に対応するため、高度で新しい技術の研究開発等産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で政令で定めるものに対し出資できることとする。

三、法定準備金の積立率の引下げ

財政事情が近年特に厳しさを加えてきた状況にもかんがみ、日本開発銀行の長期的な財務基盤を損なわない範囲内で財政協力を行うこととし、法定準備金の積立率を千分の七から千分の三に引き下げ、国庫納付金の増額を図ることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、高度で新しい技術の研究開発等を促進するため、日本開発銀行の業務として技術の研究開発資金の貸し付け及び技術の研究開発に寄与する事業等に係る出資を追加するとともに、同行の業務の状況等を勘案し、利益金の処分の方法を変更する等の所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務範囲について、債務の保証に係るものを拡充するとともに本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸し付け等を追加し、あわせて同行の業務の状況等を勘案し利益金の処分の方法を変更する等の措置を講じようとするものであります。

次に、登記特別会計法案は、最近における登記申請件数、登記簿謄本の交付件数等の増加に対処するため、コンピューター化を図ることなどに伴い、登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、金融自由化がもたらす政府関係金融機関への影響、金融面からの実効性ある輸入拡大策のあり方、政策ニーズの変化に対応した開銀融資のあり方、登記特別会計新設の理由とコンピューター化導入の効用、登記所の窓口業務の現状と今後の改善策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、日本開発銀行法、日本輸出入銀行法の両改正案及び登記特別会計法案に対して、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、金融自由化の進展、厳しい財政事情、民間活力活用の要請等の政策ニーズの変化など政府関係金融機関を巡る環境の変化に対応して、日本輸出入銀行についても量的補完から質的補完への転換を図り、経済社会の新しいニーズに応え得るようその機能の整備を行うこと等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、海外投資金融の整備

海外直接投資の円滑化を図る観点から、本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸付け等ができることとする。

二、保証機能の整備

民間資金の活用による対外経済交流の促進を図る観点から、民間金融機関のみが行う海外直接貸付けの場合、

即ち、輸銀協融以外の場合等においても日本輸出入銀行が債務の保証を行うことができることとする。

三、法定準備金の積立率の引下げ

財政事情が近年特に厳しさを加えてきた状況にもかんがみ、日本輸出入銀行の長期的な財務基盤を損なわない範囲内で財政協力を行うこととし、法定準備金の積立率を千分の七から千分の三に引き下げ、国庫納付金の増額を図ることとする。

委員長報告

一二七ページ参照

登記特別会計法案（閣法第六七号）

要旨

本法律案は、近年における登記申請、登記簿謄本の請求件数の増加等に対処するために、コンピュータ化を中心とした事務処理体制の改善を図るとともに、その経理を明確にするため、登記特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本特別会計は、登記に関する事務その他の登記所に係る事務の経理を行うことを目的とし、法務大臣が管理する。

二、本特別会計は、登記関係手数料、一般会計からの繰入金等を歳入とし、登記関係事務取扱費、施設費等を歳出とする。

三、その他予算及び決算の作成及び提出、決算上の剰余金の処理、借入金の借入れ、余裕金の預託等この会計の経理に関し必要な事項を定める。

四、本法律は、昭和六十年七月一日から施行し、これに伴う必要な経過規定を設けるとともに関係法律について所要の規定の整備を行う。

なお、本法律施行に伴い、昭和六十年度登記特別会計の歳入・歳出予算額として、それぞれ約五百五十五億七千三百万円が計上されている。

委員長報告

一二七ページ参照

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第七五号）

要旨

本法律案は、米州投資公社への加盟に伴い、同公社に対する出資について所要の規定を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、政府は、米州投資公社に対し、六百二十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨により出資することができることとする。

二、政府は、米州投資公社に対し、予算の定める金額の範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により追加出資することができることとする。

なお、本法律施行に伴う米州投資公社出資として、昭和六十年度一般会計歳出予算に三億七千百万円が計上されている。

委員長報告

ただいま議題となりました米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、米州投資公社を設立する協定に基づき我が国が米州投資公社に加盟することに伴い、政府が同公社に対し六百二十六万ドルの範囲内において出資できることとするほか、予算で定める範囲内において追加出資ができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、米州投資公社の国際開発金融機関としての位置づけ、最大の出資国であるアメリカの同公社等国際開発金融機関への影響力、開発途上国の累積債務問題の解決策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七六号）

要旨

本法律案は、国際金融公社の出資の額が増額されること

となるのに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、三千五十一万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両法律案は、ともに本院先議に係るものでありまして、まず、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際金融公社の増資に伴い、我が国が出資するための措置を講じようとするものであり、政府は、わが国に対する割り当て額三千五十一万ドルを限度として、同公社に対し追加出資することができることといたしております。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案は、最近における我が国公社債市場の現状にかんがみ、証券取引所において債券先物市場が開設されるに当たり、取引の活発化、円滑化等を図るために必要な法的措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、国際金融公社の投融資債権における健全性、政府開発援助の第二次中期目標の進捗状況と新中期目標の設定に当たっての基本方針、債券の先物市場創設の必要性とその対象を長期国債に限定した理由、先物市場が現物市場及び短期金融市場に与える影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、証券取引法の一部を改正する法律案に対し、債券先物取引が過度の投機性を助長することのないよう配意し、先物市場が現物市場の価格安定化要因として機能し得るよう諸般の措置を講ずること等三項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

要旨

本法律案は、我が国の公社債市場の現状にかんがみ、取引の活発化、円滑化等を図るため、金融機関等が証券取引所の有価証券市場において国債証券等につき先物取引を行うことができることとするとともに、国債証券に関し標準物を取引対象とすることができることとするほか、証拠金の規定を設ける等、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、金融機関等の債券先物市場への直接参加

証券取引所は、国債証券等に係る先物取引について、会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社並びに金融機関のうち大蔵省令で定める業務を行う者に、債券先物市場における取引資格を与えることができることとし、これらの者は、国債証券等に係る先物取引を行う範囲において、会員とみなす。

二、標準物の設定等

㈠　証券取引所は、国債証券に係る先物取引について、その取引の円滑化に資するため、取引の対象として、利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を設定することができることとし、標準物は、この法律の適用については、国債証券とみなす。

㈡　証券取引所が標準物を上場しようとするときは、上場に関する規定を適用する。

三、証拠金規定の新設

先物取引の履行の確保及び投資者保護のため、売買証拠金及び委託証拠金に関する規定を新設する。

委員長報告

一三一ページ参照

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、昭和五十九年度において、水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和五十九年度における租税の減収見込額は、約九億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十九年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法施行に伴う昭和五十九年度の租税の減収額は約九億円と見込まれております。

委員会におきましては、本案が議員提案として毎年度立法化されている理由、本奨励補助金を一時所得とみなすことの当否、現在の米の備蓄状況から見た減反政策見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○文教委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
17	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	六〇、二、一	六〇、四、一〇（予）	六〇、四、二五 可決	六〇、五、一〇 可決	六〇、二、四	六〇、四、一九 修正	六〇、四、二三 修正	
18	日本体育・学校健康センター法案	〃	二、一	六、二（予）			四、一一	可 六、一九 決	継続審査（文教）	
70	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	三、一〇	三、一〇（予）	可 六、一一 決	可 六、一九 決	三、一〇	修正 五、三一	修正 六、四	
74	著作権法の一部を改正する法律案	〃	四、一一	四、一一（予）	可 六、六 決	可 六、七 決	四、一一	可 五、三 決	可 五、三 決	

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
101国会 11	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保亘君外一一名（五九、五、一一）			五九、五、一一	継続審査					
101国会 16	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	粕谷照美君外一名（七、六）			七、六	継続審査					

衆議院議員提出法律案（六件）

文教

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
3	学校教育法の一部を改正する法律案	佐藤誼君外二名（六〇、二、一三）	六〇、二、一八		六〇、二、一八（予）			六〇、二、一八	継続審査		
4	学校教育法等の一部を改正する法律案	中西績介君外二名（三、二、一三）	二、二八		二、二八（予）			二、二八	継続審査		
5	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	中西績介君外二名（三、二、一三）	二、二八		二、二八（予）			二、二八	継続審査		
6	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案	馬場昇君外二名（三、二、八）	二、二〇		二、二〇（予）			二、二〇	継続審査		
8	児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案	木島喜兵衛君外二名（三、二、八）	三、二一		三、二一（予）			三、二一	継続審査		
9	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案	木島喜兵衛君外二名（三、二、八）	三、二一		三、二一（予）			三、二一	継続審査		

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、鹿児島大学に医療技術短期大学部を設置する（昭和六十年十月一日から施行）とともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の昭和六十年度の定員を一万九千三百四十一人（五百二十九人増）に改めようとするものである。

なお、衆議院において、定員の改正規定に関する部分の施行期日を公布の日に改める等の修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、鹿児島大学に医療技術短期大学部を設置するとともに、総定員法の枠外とされております新設医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日についての修正が行われております。

委員会におきましては、医療技術者養成のあり方、政令事項となった大学院等の設置に関する資料提出の必要性、国立大学附属研究施設の整備その他教育研究予算の充実、十八歳人口急増に伴う大学の整備策、有利子奨学制度の実施状況、国際会議開催への援助等国際交流の推進などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、国・公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである

一、既裁定の退職金等の額を昭和六十年四月分から平均三・四％引き上げること。

二、旧私学恩給財団の年金の額にについても、前記一に準じて引き上げること。

三、既裁定の退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を昭和六十年四月分から引き上げるほか、遺族年金については、同年八月分以後、更にその額を引き上げること。

四、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の月額を昭和六十年四月から引き上げること。

なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国公立学校における教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額を昭和六十年四月分から改定するとともに、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の額を引き上げるなど所要の改正を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、年金額引上げ率等の是非、長期・短期の経理状況と保健・医療事業の充実、国庫補助減額分の補てんの見通し、都道府県助成の充実、その他私学助成、高等教育に関する諸般の問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して吉川委員より反対の討論が行われた後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、コンピュータ・プログラムが著作権法により保護される著作物であることを明らかにするとともに、その特質に見合った規定の整備を行い、著作者の権利の一

層適切な保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、プログラムの定義を定めるとともに、著作物の例示にプログラムの著作物を加えることとし、併せてプログラムに用いられるプログラム言語、規約及び解法には著作権法の保護は及ばないものとすること。

二、法人等の発意に基づきその業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、作成時の契約等に別段の定めがない限り、その法人等とすること（プログラム以外の著作物と異なり、法人等の著作名義で公表する必要はないこと）。

三、プログラムの著作物を電子計算機において、より効果的に利用する等のために必要な改変は、同一性保持権を侵害するものではないこと。

四、プログラムの著作物の複製物の所有者が行う自己の利用のために必要な複製、翻案は認めるが、これにより作成された複製物の目的外使用等は禁止すること。

五、プログラムの著作物の創作年月日の登録制度を設けることとし、その登録に関し必要な事項は別に法律で定めること。

六、著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機で使用する行為は、当該複製物の使用権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、著作権を侵害する行為とみなすこと。

七、その他関係規定の整備を行うこと。

八、この法律は、昭和六十一年一月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、コンピュータープログラムの法的保護の重要性と国際的な動向にかんがみ、プログラムが著作権法で保護される著作物であることを明らかにするとともに、その特性に応じた規定の整備を行うことにより、プログラムの著作物の公正な利用に留意しつつ、その著作者の権利の適切な保護を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、コンピュータープログラムを著作権法の保護対象とした背景、理由とその是非、法人著作、複製・翻案権、保護期間、登録制度等プログラムの特質を配慮した規定の趣旨と中長期的な検討課題、私的録音・録

画及び文献複写の実態と早急な対策、ニューメディア等の開発に対する速やかな対応などの諸問題につきまして熱心な質疑を行うとともに、参考人の意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して吉川委員より反対の討論が行われた後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、仲川委員より、著作権思想の一層の普及努力の必要性などについて、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の四党共同提案による附帯決議案が提出され、多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一〇件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
27	国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六〇、二、二三	六〇、二、二三（予）	六〇、六、四 修正	六〇、六、七 修正	六〇、二、二三	六〇、四、二五 可決	六〇、五、九 可決	六〇、六、七衆へ回付 六、一一衆同意
28	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	〃	二、二三	二、二三（予）	六、四 可決	六、七 可決	二、二三	四、二五 修正	五、九 修正	
29	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、二三	三、七（予）	六、四 可決	六、七 可決	二、二四	五、三〇 修正	五、三 修正	
31	職業訓練法の一部を改正する法律案 右により「職業訓練法」の題名を「職業能力開発促進法」に改正	〃	二、二三	四、四（予）	四、二五 可決	五、一〇 可決	二、二四	四、二 可決	四、四 可決	
59	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案	〃	三、一九	五、一七	六、六 修正	六、七 修正	四、五	五、一四 修正	五、一七 修正	六、七衆へ回付 六、一一衆同意
60	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	三、一九	五、一七	六、六 可決	六、七 可決	四、五	五、一四 可決	五、一七 可決	
78	児童手当法の一部を改正する法律案	〃	四、一九	六、一七	六、一八 可決	六、一九 可決	五、二九	六、一三 修正	六、一四 修正	

本院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
3	育児休業法案	糸久八重子君外一一名（六〇、四、一六）	六〇、四、一九		六〇、四、一六	未了		六〇、四、一九（予）			
101 国会 36	国民年金法等の一部を改正する法律案	（衆）	五九、三、二	五九、一二、二一	修正 六〇、四、二三	修正 六〇、四、二四	五九、一二、一	修正 五九、一二、一八	修正 五九、一二、一九	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 百二回国会 五九、一二、二一 参本会議趣旨説明 六〇、四、二四 衆へ回付 衆同意	
101 国会 41	児童扶養手当法の一部を改正する法律案	〃	三、一六	六〇、四、三	修正 五、二八	修正 五、三一	一三、一	修正 六〇、四、一八	修正 六〇、四、一九	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 百二回国会 六〇、五、三一 衆へ回付 衆同意	
101 国会 83	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案	〃	五、一四	五九、八、一	修正 四、二五	修正 五、一〇	六〇、五、一〇	可決 五、一四	可決 五、一七	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆修正 参本会議趣旨説明 参継続	

衆議院議員提出法律案（一〇件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
1	国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案	社会労働委員長（五九、三、一八）	五九、三、一八	五九、三、一九	五九、三、一八（予）	五九、三、二〇 可決	五九、三、二一 可決			五九、三、一九 可決	
2	101 国会 公衆浴場法の一部を改正する法律案	糸久八重子君外五名（五九、三、六）			五九、三、六	未了					
6	戦時災害援護法案	片山甚市君外五名（四、一九）	四、二三		四、一九	未了		四、二三（予）			
5	林業労働法案	目黒今朝次郎君外一名（四、一七）	四、二三		四、一七	継続審査		四、二三（予）			
4	育児休業法案	中西珠子君外二名（四、一六）	四、一九		四、一六	未了		四、一九（予）			
番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考

10	雇用保険法の一部を改正する法律案	池端清一君外三名（六〇、三、九）	六〇、三、一三		六〇、三、一三（予）		六〇、三、一三	継続審査
15	原子爆弾被爆者等援護法案	森井忠良君外十四名（四、三）	四、五		四、五（予）		四、五	未了
16	定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案	村山富市君外九名（四、九）	四、一三		四、一三（予）		四、一三	継続審査
17	家内労働法の一部を改正する法律案	大橋敏雄君外四名（四、一〇）	四、一三		四、一三（予）		四、一三	継続審査
21	職業安定法の一部を改正する法律案	多賀谷眞稔君外五名（四、一八）	四、一三		五、一四（予）		四、一三	未了
22	情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法案	多賀谷眞稔君外五名（四、一八）	四、一三		五、一四（予）		四、一三	未了
23	地域福祉保健活動の推進に関する法律案	沼川洋一君外四名（四、一九）	四、二四		四、二四（予）		四、二四	継続審査
33	優生保護法の一部を改正する法律案	社会労働委員長（五九、六、一三）	六、一四	六〇、六、一四	六、一七	六〇、六、一八 可決	六〇、六、一九 可決	六〇、六、一四 可決
34	栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案	社会労働委員長（六、一三）	六、一四	六、一四	六、一七	六、一八 可決	六、一九 可決	六、一四 可決

国会の議決を求めるの件（一四件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）	衆	六〇、六、七							
2	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）									
3	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）									
4	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）			六〇、六、七（予）					継続審査（社会労働）	
5	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）									
6	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）									
7	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）									
8	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全逓信労働組合関係）									

9	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）	10	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）	11	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）
12	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）	13	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）	14	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）
衆					
六〇、六、七					
六〇、六、七（予）					
継続審査（社会労働）					

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
5	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件	衆	六〇、四、一六	六〇、四、二〇（予）	六〇、六、六承認	六〇、六、七承認	六〇、四、一六	六〇、五、二一承認	六〇、五、二三承認	

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

要旨

本法律案は、老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金等の拠出制年金について特例スライドを実施するとともに、福祉年金及び諸手当についてもこれに準じた給付の改善を行うこと等を内容とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金の物価スライドの特例措置に関する事項

昭和六十年度において、昭和五十九年度までの累積消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であつても、三・四パーセントの年金額の特例的な改定措置を講ずることとし、厚生年金保険及び船員保険については昭和六十年四月分から、国民年金については昭和六十年五月分から、それぞれ実施すること。

二、福祉年金に関する事項

1　老齢福祉年金の額を、月額二万五千六百円から二万六千五百円に引き上げること。

2　障害福祉年金の額を、一級障害について月額三万八千四百円から三万九千八百円に、二級障害について月

額二万五千六百円から二万六千五百円に、それぞれ引き上げること。

3　母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を、月額三万三千三百円から三万四千五百円に引き上げること。

三、特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を、障害児一人につき、月額二万五千六百円から二万六千五百円に、重度障害児一人につき、月額三万八千四百円から三万九千八百円に、それぞれ引き上げること。

四、福祉手当に関する事項

福祉手当の額を、月額一万八百円から一万千二百五十円に引き上げること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十年六月一日から施行すること。ただし、物価スライドの特例措置に関する規定については、公布の日から施行すること。

修正要旨

この法律は、「公布の日」から施行し、昭和六十年度における年金額の物価スライドの特例措置について、厚生年金保険及び船員保険は昭和六十年四月一日、拠出制国民年金は同年五月一日から適用すること。

また、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引上げについては、同年六月一日から適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案及び承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案について申し上げます。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、厚生年金保険及び船員保険、拠出制国民年金について、三・四%の特例的な物価スライド措置を行うとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げることであります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の主な内容は、戦傷病者、戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げること、公務扶

助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給すること等であります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進め、年金スライドのあり方、一般戦災者の援護、中国残留日本人孤児の受け入れ対策、被爆者に対する援護等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、自由民主党・自由国民会議を代表して佐々木理事より施行期日等に関する修正案が提出され、次いで、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案それぞれについて、日本共産党を代表して安武委員より修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党より国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について反対、自由民主党・自由国民会議提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次いで、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本法律案は多数

をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

また、恒久平和への決意及び被爆者対策の充実に関し、本委員会は、二度とあのような惨禍に見舞われることのないよう改めて恒久平和への決意を表明するとともに、政府は、死没者を含めた実態調査を行い、さらに被爆者の被害の実態に即応した対策の充実に努めるべきである旨の決議を行いましたことを申し添えます。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の主な内容は、労働者派遣事業を、常用雇用労働者のみで行う特定労働者派遣事業と、一般労働者派遣事業に区分し、前者は届け出制、後者は許可制とすること。労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務等を除き、専門的な知識、技術、経験を要する業務及び特別の雇用管理を要する業務のうち、中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務に限って行うことができることとすること。労働者派遣事業を行う者についての欠格事由等を定め、事業停止命令等の措置を講ずることとすること。労働者派遣契約に派遣労働者の具体的な就業条件を定めることとし、正当な組合活動を行ったこと等を理由とする派遣契約の解除を禁ずること等の措置を講ずることとすること。派遣元事業主に、派遣労働者の就業・教育訓練の機会の確保等のための努力、派遣労働者に対する就業条件の明示等適正な雇用管理を行わせることとし、派遣先に派遣先責任者の選任等適正な就業管理を行わせることとすること。労働基準法等の使用者責任を明確化することとし、基本的には派遣元の事業主が使用者責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとすること等であります。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案の成立、施行に伴って必要とされる関係法律の整備のための規定及び経過措置を定めるほか、これにあわせて、民間の職業紹介事業、労働者募集及び労働組合が行う労働者供給事業につき、その労働力需給調整機能が効果的に発揮されるよう現行規制の簡素合理化等の改正を行うものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、参考人からの意見聴取を行うとともに、終身雇用との関係、派遣先における団体交渉・協議、派遣先の使用者責任、派遣に関する料金、派遣的労働の実態等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案について、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して佐々木理事より、労働者派遣期間についての制限措置、派遣先における派遣労働者の苦情の迅速な解決のための措置に関する修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党及び日本共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案について諮りましたところ、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合提出の修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について諮りましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、二法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件について申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出

張所の設置等を行うことについて、国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1　障害年金の額の引上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、第一項症の場合、現行の四百六万八千円を昭和六十年四月分から四百二十一万円、同年八月分から四百二十四万円に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げること等とすること。

2　遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金（先順位者）の額を、恩給法に準じて引き上げ、現行の百三十七万円を昭和六十年四月分から百四十一万五千円、同年八月分から百四十四万円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る遺族年金等の額についても引き上げること等とすること。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、現行の十万六千百六十円を昭和六十年四月分から十万九千九百十円、同年八月分から十一万二千円に引き上げること。

三、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に関する事項

昭和六十年四月一日における戦没者の遺族で、同一の戦没者に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに、特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債を支給すること。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用すること。（衆議院修正）

委員長報告

一四七ページ参照

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額十万四千四百円から十万八千円に引き上げること。

二、特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額三万八千四百円から三万九千八百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万五千八百円から三万七千百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかつているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万五千六百円から二万六千五百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万五千六百円から二万六千五百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を、月額一万二千八百円から一万三千三百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十年六月一日から適用すること。（衆議院修正）

委員長報告

一四七ページ参照

職業訓練法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案は、近年における経済社会情勢の変化に対応し、事業主の行う多様な職業能力の開発・向上を促進する施策を充実するとともに、公共職業訓練について、地域の経済社会の実情等に即応して弾力的な訓練を実施することができるよう所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「職業能力開発促進法」に改めること。

二、総則の改正

1　職業能力開発促進の基本理念について、職業生活の全期間を通じて段階的・体系的に行われるものとして規定すること。また、職業訓練の基本理念を、労働者の自発的努力を助長するように配慮するものとなるよう改めること。

2　国・都道府県の責務について、事業主その他の関係者の自主的努力を尊重しつつ、事業主の講ずる措置の奨励に努めるものとするよう改めること。

三、職業訓練に関する規定の改正

1　事業主がその雇用する労働者に対して行う職業能力開発促進の措置について、多様な方法により職業訓練を実施するほか、必要に応じ、他の施設により行われる教育訓練を受けさせること又は有給教育訓練休暇の付与その他必要な援助等により、職業能力の開発・向上を促進することとすること。また、事業主は、このような措置に関する計画を作成するように努めるとと

に、計画の作成・実施等の業務を担当する職業能力開発推進者を選任するように努めなければならないものとすること。

2　国・都道府県は、事業主等に対して、職業能力開発推進者の講習等を行うように努めなければならないものとすること。また、国は、必要な情報・資料の提供等を行うために特別の措置を講ずることができるものとすること。

3　公共職業訓練について、委託訓練制度の積極的活用を図るとともに、訓練基準の弾力化を図るよう改めること。また、公共職業訓練施設の長は、職業訓練を受ける者の就職について必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

四、職業訓練施設の経費に対する補助方式の改正

都道府県立職業訓練施設の運営費についての補助方式を負担金方式から交付金方式に改めること。

五、その他

職業訓練基本計画を職業能力開発基本計画に、都道府県職業訓練計画を都道府県職業能力開発計画に改めること。また、養成訓練・能力再開発訓練のうち一定のものについては、労働省令で定める資格を有する者が担当することができるように改めること。

六、施行期日

この法律は、昭和六十年十月一日から施行すること。ただし、職業訓練施設の経費に対する補助方式の改正については、公布の日から施行すること。

委員長報告

一七一ページ参照

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、最近における経済社会の進展を背景とする労働力の需要・供給両面における多様かつ著しい変化に対応するため、労働者派遣事業の制度を創設して、職業安定法に基づく関係制度と相まつて労働力需給の迅速・的確な調整を促進するとともに、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、労働者派遣事業の適正な運営の

確保に関する措置及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置等を定めるものである。

なお、衆議院において、労働者派遣事業の許可申請書・届出書に添付する事業計画書等への労働者派遣に関する料金等の事項の記載義務等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

1　労働者派遣事業は、港湾運送業務、建設業務等を除き、専門的な知識、技術、経験を必要とする業務及び特別の雇用管理を必要とする業務のうち、中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務に限つて行うことができることとすること。

2　一般労働者派遣事業（特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業）を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならず、労働大臣は、許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならないこと。

3　特定労働者派遣事業（派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業）を行おうとする者は、事業所ごとに、届出書を労働大臣に提出しなければならないこと。

4　労働者派遣事業の許可申請書・届出書に添付する事業計画書及び派遣元事業主が労働大臣に提出する事業報告書には、労働者派遣に関する料金等の事項を記載しなければならないこと。（衆議院修正による追加）

5　一般労働者派遣事業について、許可の欠格事由、許可の基準を定めるとともに、許可の取消し、事業停止命令を定めること。

6　特定労働者派遣事業について、事業開始の欠格事由を定めるとともに、事業廃止命令・事業停止命令を定めること。

7　派遣元事業主は、海外派遣をしようするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならないこと。（衆議院修正による追加）

二、派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

1　労働者派遣契約の当事者は、契約の締結に際し、派遣労働者の具体的な就業条件等を定めなければならないこと。

なお、派遣元事業主は、海外派遣に係る労働者派遣

契約の締結に際し、派遣先が、派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成等その他派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずべき旨を定めなければならないこと。（衆議院修正による追加）

2　労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として労働者派遣契約を解除してはならないこと。

3　派遣元事業主は、派遣労働者の就業・教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定のための措置を講ずることにより、その福祉の増進を図るように努めなければならないこと。

4　派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、その旨を明示しなければならないこと。

また、派遣労働者として雇い入れた労働者以外の労働者（「労働者派遣の対象とする旨の労働協約又は就業規則の定めの適用を受ける労働者」の衆議院修正による追加）を、新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、その旨を明示し、その同意を得なければならないこと。

5　派遣元事業主は、派遣労働者又は派遣先との間で、正当な理由なく、雇用関係終了後の派遣労働者の派遣先への雇用を禁止する旨の契約を締結してはならないこと。

6　派遣元事業主は、派遣元責任者を選任するとともに、派遣元管理台帳を作成しなければならないこと。

7　派遣先は、派遣労働者から申出を受けた苦情の的確な処理その他派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないこと。

8　派遣先は、派遣先責任者を選任するとともに、派遣先管理台帳を作成しなければならないこと。

9　労働基準法等の適用に関し特例規定を設けること。すなわち、労働基準法等の使用者責任を明確化することとし、派遣労働者については、基本的には派遣元の事業主が使用者としての責任を負うという原則を維持しつつ、派遣先でなければ履行の確保が困難な労働時間の管理、労働者の安全衛生の確保等の事項については、派遣先の事業主に使用者責任を負わせることとすること。

三、その他

1　この法律は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しないこと。

2　労働大臣は、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営等を確保するために必要な指導・助言をすることができること。

また、労働大臣は、労働省令で定める場合を除き、専ら特定の者に対し役務を提供することを目的として労働者派遣事業が行われていると認めるときは、当該事業の目的・内容を変更するように勧告することができること。（衆議院修正による追加）

3　改善命令、報告の徴収及び立入検査の権限について定めるほか、罰則規定を定めること。

4　この法律の施行後三年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとすること。（衆議院修正による追加）

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

修正要旨

一、派遣元事業主は、労働者派遣の期間については、労働大臣が当該労働力の需給の適正な調整を図るため必要があると認める場合において適用対象業務の種類に応じ当該労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならないものとすること。

二、派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から当該派遣就業に関し、苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該派遣元事業主に通知するとともに、当該派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならないものとすること。

委員長報告

一四七ページ参照

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第六〇号）

要旨

本法律案は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の施行に伴い、関係法律についての所要の整備を行うとともに、これに併せて民営職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働基準法の一部改正

中央労働基準審議会の審議事項に労働者派遣法（労働基準法等の適用に関する特例等に係る部分に限る。）の施行等に関することを加えること。

二、職業安定法の一部改正

1　政府の行う業務に、労働者派遣事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督することを加えるとともに、中央職業安定審議会の調査審議事項に労働者派遣法の施行に関することを加えること。

2　労働者派遣法に規定する労働者派遣は労働者供給に含まないものとすること。

3　実費職業紹介と営利職業紹介とを統合すること。

4　有料の職業紹介事業を行う場合の保証金の額の定め方について、その上限を法定する方式から求職者及び求人者の保護等を考慮して中央職業安定審議会に諮問の上労働大臣が定める方式に改めるとともに、有料の職業紹介事業の許可について、期間満了ごとに新規の許可を受ける方式から許可の有効期間を更新する方式に改めること。

5　労働組合法による労働組合に準ずるものに関して無料の職業紹介事業の許可を行うに当たっては、中央職業安定審議会の諮問を要しないものとすること。

6　無料の職業紹介事業の許可の有効期間を二年から三年に延長するとともに、期間満了ごとに新規の許可を受ける方式から許可の有効期間を更新する方式に改めること。

7　届出により無料の職業紹介事業を行うことができる者として、専修学校、職業訓練施設等の長を加えること。

8　文書募集について、通勤圏外から行う場合の通報制を廃止するとともに、文書募集を行おうとする者は、業務内容等の明示に当たっては、誤解のないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならないものとすること。

9　直接募集について、通勤圏外から行う場合の許可制を届出制に改めること。

10　労働組合法による労働組合に準ずるものについても労働者供給事業を行うことができるものとすること。

三、施行期日

この法律は、労働者派遣法の施行の日から施行すること。

委員長報告

一四七ページ参照

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）

要旨

本法律案は、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育する家庭を対象としている現行制度を改め、次代を担う児童の養育費を社会的に分担し、児童の健全育成の基本的な場である家庭の経済的な基盤強化に資するという児童手当制度の意義に照らし、当面、児童二人以上を養育している家庭に支給対象を拡大するほか、児童手当の支給期間を義務教育就学前とする等の措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、就学猶予者及び免除者については、当該就学猶予又は免除期間中（最長十五歳まで）手当を支給する旨の修正が行われている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、支給要件

義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童を養育する父母等に児童手当を支給することとすること。

二、手当月額

児童手当の月額は、今回新たに支給対象となる第二子については二千五百円、第三子以降については五千円とすること。

三、制度の検討

この法律による児童手当制度については、費用の負担の在り方を含め、その全般に関して更に検討が加えられ、

その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとすること。

四、児童手当の支給要件に係る特例等

1　昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの月分の児童手当に係る所得制限額は、老齢福祉年金の受給権者に係る所得制限額を勘案して政令で定めるものとすること。

2　昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの間、児童手当に係る所得制限により児童手当が支給されない被用者又は公務員であつて、政令で定める一定の所得未満のものに対し、二（手当月額）に掲げる額の特例給付を行うものとし、当該特例給付のうち、被用者に係るものについては、一般事業主から徴収する拠出金をもつて充てるものとすること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十一年六月一日から施行すること。

六、児童手当の支給要件等に関する暫定措置

1　この法律の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間、改正後の児童手当法（新法）による児童手当は、この法律の施行の日において満二歳未満の児童を含む二人以上の児童又は義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育する父母等に支給するものとすること。

2　昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間、新法による児童手当は、六十二年度当初において満四歳未満の児童を含む二人以上の児童又は六十二年度当初において満九歳未満の児童（小学校三年生以下）を含む三人以上の児童を養育する父母等に支給するものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案は、支給対象児童の範囲及び支給期間に係る改正等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童を養育する父母等に児童手当を支給するものとすること、手当月額を第二子については二千五百円、第三子以降の児童については五千円とすること、一定期間、

所得制限によって手当を受給できない被用者等について特例給付を行うものとすること、制度全般の検討に関する規定を設けること等であります。

委員会におきましては、児童手当制度の位置づけ、支給対象範囲・支給期間、所得制限のあり方、財源、児童健全育成策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党より修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党より原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より原案に賛成、修正案に反対、日本共産党より原案に反対、修正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期間を、五年間延長するものであります。

次に、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案の主な内容は、管理栄養士の登録はすべて管理栄養士国家試験によるものとし、栄養士試験を廃止するとともに、栄養改善上特別の給食管理が必要な集団給食施設につき、管理栄養士を置かなければならないこととする等の措置を講ずるものであります。

以上二案は、質疑もなく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

国民年金法等の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第三六号）

要旨

本法律案は、人口構造の高齢化等の社会的経済的諸環境の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を確保するための公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国民年金制度の適用を拡大し基礎年金を支給する制度に改め、船員保険の職務外年金部門を厚生年金保険

へ統合し、国民年金及び厚生年金保険の給付の適正化等を行うとともに、日常生活において常時特別の介護を要する二十歳以上の在宅重度障害者に特別障害者手当を支給する制度を創設すること等を内容とするものである。

なお、衆議院において、夫婦がともに六十五歳に到達するまでの間における老齢厚生年金の水準、三級障害にかかる障害厚生年金の水準、子のない妻及び父母に対する遺族厚生年金の要件等について所要の修正が行われている。

改正案の主な内容は次のとおりである。

一、国民年金法改正関係

1　被保険者の資格に関する事項

国民年金制度を全ての国民に共通の基礎年金を支給する制度として位置づけ、被保険者の範囲を、厚生年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者であつて二十歳以上六十歳未満の者にまで拡大すること。

2　基礎年金給付に関する事項

(1)　基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金とし、昭和三十六年四月一日以後の公的年金各制度への加入期間に基づく給付とすること。

(2)　老齢基礎年金は、施行日において六十歳未満の者を対象に、六十五歳から月額五万円（以下金額はすべて五十九年度価格）を支給すること。ただし、保険料納付の不足期間がある場合はその分を減額し、被保険者期間が二十五年に満たない者には、支給しないこと。

(3)　障害基礎年金は、障害認定日において政令で定める障害等級表に定める程度の障害の状態にある者に対し、一級月額六万二千五百円、二級月額五万円を支給することとし、障害基礎年金の受給者に生計を維持されている子があるときは、一定の加算を行うこと。ただし、初診日前に保険料納付済期間が、加入期間の三分の二以上であること。

なお、二十歳前の傷病による障害者についても障害基礎年金を支給すること。

(4)　遺族基礎年金は、被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が死亡したときに、その者によつて生計を維持されていた十八歳未満の子を有する妻又は十八歳未満の子に対し支給すること。ただし、死亡者の保険料納付済期間が、加入期間の三分の二以上であること。

妻に支給する遺族基礎年金の額は月額五万円とし、生計を維持されている子があるときには、障害基礎年金と同様の加算を行うこと。

3　費用負担に関する事項

(1)　基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料、国庫負担及び厚生年金保険制度からの拠出金によつて賄うものとすること。

(2)　国民年金の保険料は、昭和六十一年四月から月額六千八百円とし、段階的に引き上げるものとすること。ただし、厚生年金保険の被保険者及びその被扶養配偶者は、個別の保険料負担を要しないこと。

(3)　国庫負担は、原則として基礎年金の給付に要する費用に一元化し、その負担率は三分の一とすること。

二、厚生年金保険法改正関係

1　被保険者の資格に関する事項

被保険者は、適用事業所に使用される六十五歳未満の者（厚生年金保険と国民年金の二制度に同時加入）とすること。

なお、五人未満事業所についても段階的に厚生年金保険を適用すること。

2　給付に関する事項

(1)　老齢基礎年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者期間を有するときには、老齢厚生年金を支給することとし、その額は、平均標準報酬月額の千分の七・五に被保険者期間の月数を乗じて得た額に加給年金額を加算した額とすること。

なお、この乗率は、昭和八十一年までの二十年間で千分の十から千分の七・五まで逓減すること。

(2)　老齢基礎年金の資格期間を満たした後、六十歳以上で退職し被保険者資格を失つている者には、当分の間、六十五歳まで独自の給付として老齢厚生年金（定額部分プラス報酬比例部分）を支給すること。

(3)　障害厚生年金は、国民年金の障害基礎年金の対象となる障害（一、二級）が、厚生年金保険の被保険者期間中に生じたものであるときに支給するものとし、その額は、平均標準報酬月額の千分の七・五に被保険者期間の月額を乗じて得た額とすること。ただし、被保険者期間が二十五年に満たないときは、二十五年とみなして計算し、一級の年金額は、この一・二五倍とすること。

なお、障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当するときには、独自の障害厚生年金（三級）を支給すること。

(4) 遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であつて遺族基礎年金の資格期間を満たしている者、一、二級の障害厚生年金の受給者、老齢基礎年金の資格期間を満たしている者が死亡したときに遺族に支給するものとし、その額は、平均標準報酬月額の千分の七・五に被保険者期間の月数を乗じて得た額の四分の三とすること。ただし、死亡した者の被保険者期間が二十五年に満たないときは二十五年とみなして計算すること。

なお、中高齢の子のない寡婦がうける場合は、月額三万七千五百円の加算を行うこと。

3 保険料率

保険料率は、男子千分の百二十四、女子千分の百十三とし、女子の保険料率については、男子の保険料率との格差是正を図ること。

4 その他

女子の老齢年金の支給開始年齢を、昭和七十五年に六十歳となるよう段階的に引き上げるほか、中高齢者の老齢年金の受給資格期間の特例（いわゆる中高齢十五年）、任意継続被保険者制度及び坑内員、船員の被保険者期間計算の特例（三分の四倍）を、所要の経過措置をもつて廃止すること。

三、船員保険法改正関係

船員保険の職務外年金については、年金一元化の趣旨にかんがみ、制度的に同一の内容を有する厚生年金保険に統合することとし、職務上の年金についても、所要の改正を行うこと。

四、特別児童扶養手当等の支給に関する法律改正関係

1 特別障害者手当の創設

二十歳以上であつて、精神又は身体の重度の障害により、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある者（身体障害者療護施設等に入所している者を除く）に、特別障害者手当として月額二万円を支給することとし、支給に要する費用は、国がその十分の八を、都道府県又は市町村が十分の二を負担すること。

2 福祉手当に関する事項

二十歳未満の重度障害児については、従来どおり福祉手当を支給し、二十歳以上の従来の福祉手当受給資格者について、所要の経過措置を講ずること。

五、施行期日

原則として、昭和六十一年四月一日とすること。

修正要旨

一、坑内員及び船員であつた期間について被保険者期間を計算する場合においては、施行日から五年間は十分の十二倍すること。

二、厚生年金保険の女子被保険者の保険料率について、毎年の引上げ幅を千分の一・五ずつとすること。

三、施行日前に国民年金任意加入期間を有する障害年金受給権者については、政令の定めるところにより、その任意加入期間に応じて一時金を支給すること。

四、基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して今後検討が加えられるべきものとすること。

五、厚生年金保険法の年金たる保険給付の額について、諸事情に著しい変動が生じた場合のすみやかな改定の措置に関する規定を改め、「国民の生活水準その他の諸事情」とあるのを「国民の生活水準、賃金その他の諸事情」とすること。

六、二十歳未満の自営業者等の取扱いについては、厚生年金保険の適用事業所に使用される者との均衡等を考慮して今後検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主なる内容は、第一に、国民年金制度を国民共通の基礎年金を支給する制度として位置づけ、国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者にも拡大することとし、厚生年金保険制度は、原則として基礎年金に上乗せする報酬比例の給付としての年金を支給する制度に改めるほか、船員保険の職務外年金については厚生年金保険に統合すること。第二に、将来に向けての給付水準の適正化を図るため、四十年加入の基礎年金の水準を昭和五

十九年度価格で月額五万円とするとともに、厚生年金保険の報酬比例の年金の乗率について二十年の経過期間を設けて段階的に引き下げること。第三に、二十歳前の障害についても障害基礎年金を支給すること。第四に、基礎年金の給付に要する費用は、国民年金の保険料、厚生年金保険の拠出金及び国庫負担で賄うこととし、国庫負担は基礎年金に要する費用に一元化すること。第五に、精神または身体の重度の障害により、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある二十歳以上の在宅の重度障害者に対し、月額二万円の特別障害者手当を支給すること等であります。

委員会におきましては、大阪市、仙台市での地方公聴会、参考人からの意見聴取、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会、文教委員会、農林水産委員会及び運輸委員会と連合審査を行うとともに、基礎年金の水準とその財源、年金財政の将来見通し、無年金者対策、婦人の年金権、障害者の年金、年金制度と雇用対策との連携等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議及び民社党・国民連合を代表し、佐々木理事より、坑内員・船員期間の被保険者期間計算及び厚生年金保険の女子被保険者の保険料率等についての修正案が提出され、提案者に対する質疑が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議及び民社党・国民連合より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第四一号）

要旨

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、年金制度の補完として発足した児童扶養手当制度を基本的に見直し、母子家庭の生活の

安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度に改めるものである。

なお、衆議院において、支給対象となる児童の範囲を現行どおり法律及び政令で定めることとし、いわゆる「未婚の母」についてもこの手当を支給すること、施行期日を昭和六十年八月一日（離婚した父の所得により手当を支給しないとする規定に係る部分は政令で定める日）とすること等の修正が行われている。

改正案の主な内容は次のとおりである。

一、手当額の引上げ

手当額を、児童一人の場合、月額三万二千七百円から三万三千円に引き上げ、児童二人の場合、月額三万七千七百円から三万八千円に引き上げること。

二、支給要件

父母が婚姻を解消した児童についての手当は、当該児童の父の所得が政令で定める額以上であるときは、特別の事情がある場合を除き、支給しないものとすること。

三、請求期限

手当の認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して五年を経過したときは、することができないものとすること。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないこと。

四、支給期間

手当は、十八歳未満の児童を対象に、原則として七年間を限度として支給するものとすること。ただし、児童が義務教育終了前である場合には、七年経過後も義務教育終了まで支給できるものとすること。

五、支給制限

手当は、受給資格者の所得が政令で定める額以上であるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないものとし、手当額を所得に応じた二段階制とすること。

六、費用の負担

手当の支給に要する費用について、地方負担を導入することとし、本法施行後の新規認定分から国が十分の八、都道府県が十分の二を負担するものとすること。

七、施行期日

この法律は、昭和六十年八月一日から施行すること。ただし、二の離婚した父の所得により手当を支給しないとする規定に係る部分については、離婚した父の児童に

対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案し、政令で定める日から施行すること。

修正要旨

児童扶養手当の支給期間は、期限を設けることなく、支給すべき事由が消滅するに至るまで支給することとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、年金制度の補完として発足いたしました児童扶養手当制度を基本的に見直し、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする福祉制度に改めるものであります。

その主な内容は、父母が婚姻を解消した児童についての手当は、当該児童の父の所得が政令で定める額以上であるときは、特別の事情がある場合を除き、支給しないものとすること。手当額を児童一人の場合月額三万二千七百円から三万三千円に引き上げること。手当の認定の請求期限を五年とすること。手当は、十八歳未満の児童を対象に、原則として七年間を限度として支給するものとし、七年経過後も義務教育終了まで支給できるものとすること。手当は、受給資格者の所得が政令で定める額以上であるときは、その全部または一部を支給しないものとすること。手当の支給に要する費用は、国が十分の八、都道府県が十分の二を負担するものとすること等であります。

委員会におきましては、離婚した父の所得制限、手当額の段階制、支給期間の有期化、地方負担導入、父の扶養義務の履行確保等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表し、佐々木理事より、手当の支給期間は、期限を設けることなく、支給すべき事由が消滅するまで支給することとする等の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合より、それぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議よ

り原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会閣法第八三号）

要旨

本法律案は、女子の雇用をめぐる諸情勢の著しい変化等にかんがみ、また、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう立法措置を講ずる一方、労働基準法を改正し、母性保護措置を拡充するとともに、それ以外の女子保護措置を廃止又は緩和しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日について修正がなされている。

衆議院送付案の主な内容は次のとおりである。

一、勤労婦人福祉法の一部改正

1　法律の題名を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改正すること。

2　事業主は、募集・採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように、また、配置・昇進について、女子労働者に対して男子と均等な取扱いをするように、努めなければならないものとすること。また、これらの事項に関し、労働大臣は、関係審議会の意見を聴いて、指針を定めることができるものとすること。

事業主は、労働省令で定める教育訓練及び福利厚生並びに定年・解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとすること。また、事業主は、婚姻・妊娠・出産を退職理由として定めてはならず、婚姻・妊娠・出産・産前産後休業を理由として、女子労働者を解雇してはならないものとすること。

3　事業主は、配置・昇進等一定の事項に関し、女子労

働者から苦情の申出を受けたときは、その自主的解決を図るように努めなければならないものとすること。

4　都道府県婦人少年室長は、女子労働者と事業主との間の紛争の解決につき援助を求められた場合には、必要な助言・指導・勧告をすることができるものとすること。

5　都道府県婦人少年室に、委員三人から成る機会均等調停委員会を置くものとし、同委員会は、関係当事者に対し調停案の受諾を勧告することができるものとすること。なお、都道府県婦人少年室長は、一定の紛争について、調停の申請があつた場合で必要と認めるときは、関係当事者の同意に基づき、同委員会に調停を行わせるものとすること。

6　国は、妊娠等を理由として退職した女子に対する職業指導等が効果的に実施されるように配慮するものとすること。

事業主は、妊娠等を理由として退職した女子に対する再雇用特別措置、その雇用する女子労働者についての育児休業等を実施するように努めなければならないものとし、国は、これらに関し、事業主に対し、援助を行うように努めるものとすること。

二、労働基準法の一部改正

1　工業的事業に従事する満十八歳以上の女子について、時間外労働の制限を、一週間につき六時間、一年につき百五十時間とすること。また、非工業的事業に従事する満十八歳以上の女子について、時間外労働の制限を、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間につき一週間当たり六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間、一年につき百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間とし、休日労働の制限を四週間につき命令で定める日数とすること。

2　命令で定める管理職・専門職について、時間外・休日労働の制限を廃止すること。

3　命令で定める管理職・専門職、品質の急変し易い食料品の製造・加工等深夜業が必要とされる業務に従事する短時間労働者、深夜業に従事することを申し出て使用者が行政官庁の承認を受けた者である満十八歳以上の女子について、深夜業を認めるものとすること。

4　臨時の必要のため坑内の業務に従事する一定の女子

について、坑内労働を認めるものとすること。

5　使用者は、妊産婦を、重量物を取り扱う業務その他妊娠・出産・哺育等に有害な業務に就かせてはならないものとすること。また、これらの業務のうち、妊娠・出産に係る機能に有害な業務については、妊産婦以外の女子の就業も制限するものとすること。

6　多胎妊娠の場合の産前休業期間を十週間とすること。

7　産後休業期間を八週間（うち強制六週間）とすること。

8　使用者は、妊産婦が請求した場合には、時間外・休日労働、深夜業をさせてはならないこと。

9　使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、生理日に就業させてはならないこと。

三、施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。ただし、労働省の婦人主管局長の権限等に関する規定等は、公布の日（政府原案では、昭和五十九年七月一日）から施行すること。

修正要旨

一、この法律が法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのつとるものであることを明らかにすること。

二、女子労働者の福祉の増進の本旨は、女子労働者が母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図ることができるようにすることであることを明らかにすること。

三、この法律による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び労働基準法第六章の二（女子）の規定について、この法律の施行後適当な時期において、その施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の

確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、勤労婦人福祉法の名称を、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律に改めるとともに、その内容を男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を図るという観点から抜本的に改正することであります。すなわち、募集、採用、配置、昇進について女子と男子を均等に取り扱うよう努めなければならないこと、定年、解雇について女子であることを理由として差別的取り扱いをしてはならないこと等事業主の責務を新たに規定するほか、男女の均等な取り扱いに関する紛争解決のための措置、妊娠、出産、育児のため一たん退職し再就職をしようとする女子の就業の援助の措置等を定めております。

第二に、労働基準法を改正し、妊娠、出産にかかわる母性保護措置を拡充する一方、それ以外の女子保護措置について廃止または緩和することであります。すなわち、産前産後休業の延長等を行う一方、女子の時間外・休日労働の規制、深夜業の規制、危険有害業務の就業制限等について、現行規制を廃止または緩和することとしております。

委員会におきましては、公述人からの意見聴取を行うとともに、女子の労働権、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約と本法案との関係、募集、採用等に関する事業主の努力義務規定、機会均等調停委員会の調停の問題、深夜業禁止の一部解除、育児休業の普及等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表し佐々木理事より、目的、基本的理念、見直し規定に関する修正案が、また、日本共産党を代表し安武委員より、本法律案の全部を修正する修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘より、それぞれ原案並びに自由民主党・自由国民会議及び日本共産党提出の両修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より、原案並びに自由民主党・自由国民会議提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、日本共産党より、原案並びに自由民主党・自由国民会議提出の修正案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案並びに修正部分を除く原案は多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、職業訓練法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の主な内容は、法律の名称を、職業能力開発促進法に改めるとともに、職業能力開発促進の基本理念について、職業生活の全期間を通じ、段階的、体系的に行われるものとして明確にすること、職業能力開発推進者の制度を新たに設け、事業内における開発促進体制を整備すること、公共職業訓練施設について、委託訓練の積極的活用及び訓練基準の弾力化を図るよう改めること、都道府県立職業訓練施設の運営費の補助方式を負担金方式から交付金方式に改めること等であります。

委員会におきましては、技術革新、高齢化社会の進展に対応する職業訓練の拡充、公共職業訓練のあり方、職業能力開発推進者の選任、都道府県立職業訓練施設の運営費補助方式の改正等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党より原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、昭和五十九年度において年金額等の改定を実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、昭和五十七年度及び昭和五十八年度の累積消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であつても、年金額の特例的な改定措置を講ずること。

二、年金額の改定率は二パーセントとし、厚生年金保険及び船員保険については本年四月から、国民年金について

は本年五月から、それぞれ実施すること。

三、老齢福祉年金の額を、月額二万五千六百円に引き上げ、本年六月から実施するとともに、その他の福祉年金の額についても引き上げること。

四、特別児童扶養手当の額を、福祉年金に準じて、本年六月から改定するとともに、福祉手当の額についても引き上げること。

委員長報告

ただいま議題となりました国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主なる内容は、厚生年金保険及び船員保険について本年四月から、国民年金については本年五月から特例的な物価スライド措置として二%の引き上げを行い、また、福祉年金、特別児童扶養手当、福祉手当の額を本年六月から引き上げようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党より修正案が提出され、次いで討論に入りましたところ、日本共産党より原案に反対、修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

優生保護法の一部を改正する法律案（衆第三三号）

要旨

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期間を、昭和六十五年七月三十一日まで延長するものである。

委員長報告

一六〇ページ参照

栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案（衆第三四号）

要旨

本法律案は、専門職としての栄養士及び管理栄養士の資質、ひいてはその地位の向上を図るとともに、特に栄養改善上の必要性が高い集団給食施設について、専門職である管理栄養士の指導が確保できる体制を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、栄養士法の改正

1　栄養士免許は、すべて厚生大臣の指定した養成施設を卒業した者に対して与えるものとし、栄養士試験は廃止するものとすること。

2　管理栄養士の登録は、すべて管理栄養士国家試験に合格した者について行うものとし、大学である栄養士養成施設のうち特別の指定を受けたものを卒業した者について、無試験で管理栄養士の登録を行うこれまでの制度は廃止するものとすること。

3　管理栄養士国家試験については、大学である栄養士養成施設のうち特別の指定を受けたものを卒業した者については、管理栄養士国家試験の一部を免除するものとすること。

二、栄養改善法の改正

栄養改善上特別の給食管理が必要な集団給食施設の設置者は、その施設に一人以上の管理栄養士を置かなければならないものとすること。

三、施行期日等

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行することとし、栄養士の免許及び管理栄養士の登録についての所要の経過措置並びに栄養士試験についての暫定措置を講ずるものとすること。

委員長報告

一六〇ページ参照

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件（閣承認第五号）

要旨

労働基準監督署及び公共職業安定所に関し、行政改革の一環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきている。

本件は、昭和六十年度において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、札幌東労働基準監督署ほか労働基準監督署五箇所並びに上越南公共職業安定所及び同所上越北出張所ほか公共職業安定所及びその出張所三箇所の設置等を行うことについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

委員長報告

一四七ページ参照

○農林水産委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
30	繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案	衆	六〇、二、一三	六〇、三、六（予）	六〇、四、一三 可決	六〇、四、一七 可決	六〇、二、一四	六〇、三、一六 可決	六〇、三、一八 可決	
39	農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案 右により「自信農創設特別措置特別会計法」の題名を「農業経営基盤強化措置特別会計法」に改正	〃	三、一九	三、一九（予）	四、三 可決	四、三 可決	三、一九	四、一〇 修正	四、一一 修正	
45	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	〃	二、二六	三、六（予）	四、三 可決	四、二四 可決	二、二八	四、一〇 可決	四、一一 可決	
47	農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案	〃	三、一	三、一（予）	四、三 可決	四、二四 可決	三、一	四、一〇 可決	四、一一 可決	
48	農業災害補償法の一部を改正する法律案	〃	三、一	四、一（予）	五、一〇 可決	五、三一 可決	三、五	四、二四 可決	五、九 可決	
52	果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案	参	三、五	三、八	三、八 修正	三、九 修正	三、五（予）	四、一七 可決	四、一九 可決	
61	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	衆	三、一九	五、二三（予）	六、一一 可決	六、一九 可決	三、二八	五、二三 可決	五、二三 可決	
72	昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	三、二八	三、二八（予）	六、一一 可決	六、一九 可決	三、二八	五、二八 修正	五、二一 修正	

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆・議院 委員会付託	衆・議院 委員会議決	衆・議院 本会議決	備考
11	山村振興法の一部を改正する法律案	福田赳夫君外十一名（六〇、三、一九）	六〇、三、三	六〇、三、六	六〇、三、三（予）	六〇、三、六 可決	六〇、三、六 可決	六〇、三、三	六〇、三、六 可決	六〇、三、六 可決	
20	地域林業振興法案	島田琢郎君外八名（四、一八）	四、三		四、三（予）			四、三	継続審査	継続審査	
38	鶏卵の需給の安定に関する法律案	島田琢郎君外四名（六、一九）	六、二		六、二（予）			六、二	継続審査	継続審査	
39	採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案	津川武一君外一名（六、二）	六、四		六、四（予）			六、四	継続審査	継続審査	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
4	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件	衆	六〇、三、六	六〇、三、六（予）	六〇、五、三〇 承認	六〇、五、三一 承認	六〇、三、六	六〇、五、三 承認	六〇、五、三 承認	

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、最近における生糸需給の不均衡により、蚕糸砂糖類価格安定事業団に大量の生糸在庫が累積するとともに、同事業団の財政が悪化する等の蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、繭及び生糸の価格安定に関する措置の改善を図るとともに、蚕糸砂糖類価格安定事業団における生糸在庫の処理及び損失補てんの円滑化を図るための措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次の通りである。

一、繭及び生糸の価格安定措置の改善

現行の異常変動防止措置を廃止し、現行の中間安定措置をもととした一定の安定価格帯を設け、その下で事業団が生糸の買入れ、売渡し等を行うことにより需給を調整し、繭糸価格の安定を図ることとする。

二、事業団の在庫生糸の処理の円滑化等

事業団が在庫生糸を長期間にわたって保有することは、保管経費の増大等により事業団財政の悪化を招き、また生糸在庫の大量の累積を通じて生糸の市況の圧迫要因となり、本制度の目的達成の阻害要因になるところから、事業団の在庫生糸の処理を期間をかけて計画的に実施するため、一定の期間を超えて事業団が保有する生糸については、農林水産大臣の承認を受けて、時価に悪影響を及ぼさない方法によって売り渡すことができることとする。

また、事業団の制度改正前における在庫生糸及び借入金の処理については、特別の勘定を設けてこれを整理することとする。

三、蚕糸業振興資金の拡充

異常変動防止措置が廃止され、同措置に係る勘定も廃止されるところから、この勘定の積立金相当額の一部である二五億五二百万円を新制度下における蚕糸業振興資金に充てることとする。

四、臨時行政調査会の答申を踏まえ、事業団の理事及び監事の任期を二年（現在三年）とすること等とする。

五、最近における生糸の需給事情及び繭糸価格安定措置に関する改正内容を踏まえ、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の目的規定について所要の改正を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における生糸需給の不均衡、蚕糸砂糖類価格安定事業団における大量の生糸在庫の累積等の蚕糸業をめぐる諸情勢にかんがみ、繭及び生糸の価格の安定に関する措置を改めるとともに、事業団在庫生糸の処理の円滑化を図るための措置、蚕糸業振興資金の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、蚕糸・絹業団体の代表、学識経験者など五名の参考人を招いてその意見を聴取するとともに、蚕糸業の現状と今後の振興対策、養蚕業の我が国農業における位置づけ、絹の需給不均衡が拡大した要因、生糸・絹織物等の輸入対策、絹の需要増進対策、事業団在庫生糸の処理方針、異常変動防止措置の廃止理由、新制度のもとでの繭糸価格の決定方針など、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党の下田委員より、生糸・絹製品の輸入抑制と、事業団の価格安定機能の強化を図ることを内容とした修正案が提出されましたが、本修正案は予算を伴うものでありますため、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴しましたところ、佐藤農林水産大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、下田委員から原案に反対の旨の討論があり、順次採決の結果、下田委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各会派の共同提案に係る七項目の附帯決議を全会一致で行いました。

以上、御報告いたします。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

要旨

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農業経営基盤の強化に資するため、次の措置を講じようとするものである。

一、農業改良資金助成法の改正

1　本資金種目を再編拡充して、新たに生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を設けること。

2　本資金の貸付事業を行う都道府県に対する政府の助成方法を変更すること。

二、自作農創設特別措置特別会計法の改正

1　本特別会計の名称を農業経営基盤強化措置特別会計とするとともに、その経理の対象を農地保全合理化措置及び農業改良資金に係る政府の貸付金の貸付けとすること。

2　本特別会計における剰余金等の財源を有効活用する措置を講ずること。

なお、衆議院において施行期日の「昭和六十年四月一日」を「公布の日」に改める修正がなされている。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法改正案は、農業経営基盤の強化に資するため、農業改良資金制度に新資金を設けるほか、政府の都道府県に対する助成方式を改めて資金の効率的利用を図るとともに、自作農創設特別措置特別会計制度について農業改良資金制度に関する政府の経理等の追加等の措置を講じようとするものであります。

農林漁業金融公庫法改正案は、農林漁業経営の育成強化及び農林漁業の構造改善を促進しつつ、資金の効率的利用を図るため、資金種類の整理統合、貸付条件の改定等を行うほか、特定農林畜水産物の新規用途の開発等に必要な資金を追加する等の措置を定めようとするものであります。

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法改正案は、農業近代化資金及び漁業近代化資金の貸し付けの限度額を引き上げて、農業者等及び漁業者等に対する施設資金等の融資を円滑にしようとするものであります。

委員会におきましては、三案を一括議題とし、参考人の出席を求めてその意見を聴取するとともに、補助と融資制度のあり方、制度金融の見直しと財政の効率的運用、融資対象者の範囲、投資の適正範囲、借入事務手続の簡素化、系統資金の需給状況とその活用、固定化負債の実態とその対策など各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下田委員より日本共産党を代表して、農林漁業金融公庫法改正案に反対する旨の討論があり、順次採決の結果、三法律案はそれぞれ多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、各会派共同提案に係る、農林水産施策の推進に必要な補助及び融資については、それぞれの特質に応じて適切にその役割を分担・補完し、十分効果が発揮されるよう措置することなど八項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告いたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、農林漁業経営の育成強化及び農林漁業の構造改善を促進しつつ、資金の効率的利用を図るため、農林漁業金融公庫の貸付金に係る資金種類の整理統合、貸付条件の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総合施設資金の貸付対象の拡大等

自立経営農家を目指して着実かつ段階的な規模拡大を行おうとする若い農業者等を貸付対象に加え、この結果、貸付対象が重複することとなる果樹園経営改善資金及び酪農・肉用牛経営改善資金を整理統合する。

二、林業経営改善資金の貸付対象の拡大

林業経営について特用林産物の導入等による複合化を図るために必要な施設資金を貸付対象に加える。

三、新規用途事業資金の充実

国産農林畜水産物の加工需要の拡大を推進する観点から、新規加工用途の開発及び加工原材料用の新品種の導入等を推進するための新規用途事業資金の充実を図る。

四、卸売市場近代化資金の貸付対象の拡大

仲卸業者資金の貸付対象に中央卸売市場以外の卸売市場の仲卸業者を加える。

五、三分五厘資金の見直し

農地等取得、構造改善推進及び林地取得の三分五厘資金を維持しつつ、構造政策の方向に即して重点化を図り、一部五分資金とする。

六、法定上限金利の統一改定

財投金利等と連動して金利改定が行われてきた漁船、塩業、卸売市場近代化等の資金の法定上限金利を八分五厘に改定する。

委員長報告

一八一ページ参照

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、最近における農業者、漁業者等の資金需要の大型化に即応して、これらの者に対する長期低利の施設資金等の融通を円滑にするため、農業近代化資金及び漁業近代化資金の貸付けの最高限度額を、それぞれ現行の二倍に引き上げることを内容としている。

委員長報告

一八一ページ参照

農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、最近の農業事情及び農家の保険需要の変化等に対応した農業災害補償制度の改善・合理化を図るため、農業共済組合等が危険段階別に共済掛金率を定めることができることとする方式の導入、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認を求めるの件につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農業災害補償法改正案は、最近の農業事情及び農家の保険需要の変化等に対応し、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農業共済組合等が危険段階別に共済掛金率を定めることができることとする方式の導入、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担方式の合理化、家畜共済

の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等農業災害補償制度の改善・合理化の措置を講じょうとするものであります。

委員会におきましては、参考人の出席を求めてその意見を聴取するとともに、農業災害補償制度の意義と位置づけ、本制度に対する国庫負担の性格とそのあり方、農作物共済の共済掛金国庫負担率の引き下げの理由とその影響、各種共済事業の運営の適正化、共済団体の事業基盤の強化、政令改正による農作物共済の当然加入基準の引き上げの理由とその影響など各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、村沢理事より日本社会党を代表して、また下田委員より日本共産党を代表して、それぞれ本法律案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各会派共同提案に係る、共済掛金及び事務費に係る国庫負担については、農業災害の特殊性と農家負担の現状を考慮し、必要額を確保しつつ、農業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を期するため、適切に措置することなど九項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局設置承認の件は、国有林野事業の改善を図るため、長野営林局と名古屋営林局とを統合し、長野営林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋市に名古屋営林支局を設置しようとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、長野営林局と名古屋営林支局との業務分担のあり方、営林局の統廃合が国有林野事業改善に与える影響、森林・林業の活性化事業に対する財政措置、営林署統廃合についての今後の手順及びその選定基準等であります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下田委員より日本共産党を代表して本件に反対する旨の討論があり、採決の結果、本件は多数をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

要旨

本法律案は、最近における果樹農業をめぐる諸情勢の変化に対処して、果樹農業の健全な発展を図るため、現行制度を整備強化しようとするものであって、その主な内容は次の通りである。

一、果樹農業振興基本方針及び果樹農業振興計画の内容の整備

果実の需要動向を踏まえて果樹農業を適切な方向へ誘導するため、農林水産大臣の定める「果樹農業振興基本方針」について「果樹農業の振興に関する基本的な事項」を記載事項に加えるとともに、現行の「植栽の目標」を「栽培面積の目標」に改めることとしている。

都道府県知事の定める「果樹農業振興計画」についても、果樹農業振興基本方針に準じた改正を行うこととしている。

二、果樹園経営計画制度に関する改正

果樹園経営計画の作成主体を農業者集団から個別農業者に改めるとともに、同計画の認定請求期限を撤廃し、農林漁業金融公庫資金（総合施設資金）の貸付けが受けられるように措置することとしている。

三、果実の生産及び出荷の安定に関する措置の新設

農林水産大臣は、需給が著しく均衡を失している特定果実について、その安定的な生産及び出荷の目標、当該目標を達成するために必要な措置等を定めた特定果実生産出荷安定指針を定めることとしている。

また、農林水産大臣は、果実の生産及び出荷の安定に関する業務を全国的に行う民法法人を一を限って指定することができることとする（指定法人）とともに、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、業務実施規程及び事業計画等の承認等農林水産大臣が所要の監督を行うこととしている。

更に、農林水産大臣又は都道府県知事は、指定法人及び都道府県法人が行う特定果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する業務の円滑な実施に協力するよう特定果実の生産者等に対し必要な勧告を行うことができることとしている。

四、その他

国及び都道府県は、指定法人及び都道府県法人の業務の円滑な実施のために必要な指導、援助等を行うように努めるものとする等所要の規定の整備を行うこととしている。

修正要旨

本修正は、改正案によつて特定果実等に関する生産及び出荷の安定措置が講じられている場合に、外国産果実等の輸入によつて、その措置が効果を発揮できない事態に対処するための外国産の果実等に関する措置を講ずることとするものである。

委員長報告

一九〇ページ参照

農業者年金基金法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）

要旨

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、国民年金制度の改革等に対応して農業者年金の被保険者の資格について所要の規定の整備を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、年金額の改定

経営移譲年金の額を厚生年金の給付水準の適正化に即して昭和六十一年度以降二十年かけて段階的に改定するとともに、経営移譲の相手方に応じて年金額に一定の差を設けることとする。

二、農業者年金の被保険者資格の改正

六十歳から六十五歳までの者のうち農業者年金の受給資格期間が不足する者については、受給資格期間を満たすまでの間任意加入できることとするほか、国民年金制度の改革等を踏まえて、被保険者資格について所要の規定の整備を行うこととする。

三、農業者老齢年金の支給要件の緩和

経営移譲年金の受給権者以外の者についての農業者老齢年金の支給要件を緩和し、六十歳に達した日の前日まで農業を継続して行つていた者には農業者老齢年金を支

給することとする。

四、死亡一時金の支給要件等の改正

既に経営移譲年金の支給を受けていた者が死亡した場合において、支給を受けた経営移譲年金の総額が保険料納付済期間の区分に応じて定められる一定の額未満である時は、その差額を死亡一時金として遺族に支給することとする。

また、脱退一時金及び死亡一時金の額について、昭和六十二年一月以降四パーセントの引上げを行うものとする。

五、国庫補助の改定

経営移譲年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額の国庫負担に加え、当分の間、当該費用の額の六分の一に相当する額を補助することとし、現行の拠出時補助は廃止することとする。

六、保険料の改定

財政再計算の結果等を踏まえて、保険料を昭和六十二年一月分から一月八千円とし、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げることとする。

七、その他

農業協同組合等の常勤の役員に選挙又は選任された者についての受給資格期間通算措置、厚生年金の適用事業所の範囲の拡大に伴い農業者年金の被保険者の資格を喪失した者に係る措置等を講ずることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

まず、農業者年金基金法改正案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、国民年金制度の改革等に対応して、農業者年金の被保険者の資格について所要の規定の整備を行うこと等を内容とするものであります。

委員会におきましては、農業団体の代表、学識経験者など四名の参考人を招いて、その意見を聴取するとともに、農業者の老後保障の充実と構造政策推進との関係、厚生年金並みとされている経営移譲年金額の算定方法、特定譲受者以外の者へ経営移譲した経営主に対する経営移譲年金支

給額に格差を設けたことの意味、農業所得の動向と保険料との関係、今後の年金加入者数の見通しと加入促進措置の進め方、国庫補助のあり方の変更が年金財政に与える影響、本制度と諸外国における農民年金制度との対比、遺族年金制度が具体化しないことの理由、業務受委託の法的根拠と業務体制整備のあり方等、各般にわたる質疑が行われました。

質疑を終わりましたところ、稲村委員より、日本社会党を代表して特定譲受者以外の者に経営移譲した場合に設けられる経営移譲年金支給額の格差の撤廃、農業者老齢年金の給付水準の引上げ、農業者寡婦年金の創設等を内容とする修正案が提出され、国会法第五七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴しましたところ、反対する旨の発言がありました。

続いて、討論に入り、山田委員より、日本社会党を代表して、原案に反対、修正案に賛成、また、下田委員より、日本共産党を代表して原案及び修正案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は、賛成多数をもって、原案通り可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、各会派共同提案による七項目からなる附帯決議を全会一致で行いました。

次に、農林漁業団体共済年金改定法等改正案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて既裁定年金の額の改定措置を講ずるほか、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、本共済年金制度の概念とそのあり方、年金財政の将来見通し、国の財政再建期間中の給付費補助減額分の扱い、年金額の改定内容と給付水準のあり方等であります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下田委員より、日本共産党を代表して、本法律案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案通り可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告致します。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、恩給制度、国家公務員等共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の引上げ等による給付水準の引上げ等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、既裁定年金の額の引上げ

昭和五十九年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等の年金額の算定の基礎となった平均標準給与を、昭和五十九年度の国家公務員給与の上昇率、平均三・三七パーセントを基準として、昭和六十年四月分から引き上げる。

二、最低保障額の引上げ

退職年金等について、その最低保障額を昭和六十年四月分から引き上げ、遺族年金については同年八月分から更に引き上げる。

三、標準給与の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限を七万七千円から八万円に、上限を四十五万円から四十六万円にそれぞれ引き上げる。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、これに伴い必要となる規定の整備を行うための修正が行われている。

委員長報告

一八七ページ参照

山村振興法の一部を改正する法律案（衆第一一号）

要旨

本法律案は、山村振興法の実施状況にかんがみ、振興の緊要度が高い振興山村の山村振興計画に基づく事業であって当該振興山村の振興のために特に重要と認められるものについて、その円滑な実施が促進されるよう配慮することとするとともに、本法の有効期限を昭和七十年三月三十一日まで十年間延長することを主な内容としている。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、山村振興法改正案は、山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和七十年三月三十一日まで延長するとともに、第十条に一項を加え、振興の緊要度が高い振興山村の山村振興計画に基づく重要な事業の円滑な実施が促進されるよう配慮しようとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、山村の果たすべき公益的役割、山村振興計画の進捗状況と今後の対応の仕方、第十条に新たに一項を加えた理由、振興山村における医療、水道及び道路の整備状況、山村における冬期間の除雪対策等であります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、果樹農業振興特別措置法改正案は、最近における果樹農業をめぐる諸情勢の変化に対処して、果樹農業の健全な発展を図るため、果樹農業振興基本方針、果樹園経営計画の内容の改善等を行うとともに、果実の生産及び出荷の安定を図るための措置を講ずること等を主な内容としております。

委員会におきましては、農業団体の代表、学識経験者など五名の参考人を招いてその意見を聴取するとともに、市場開放圧力への対応、農産物貿易に関する基本政策、果実需給の動向、対象果樹の種類の拡大、特定果実の指定方針、果樹園経営計画制度及び果実の生産出荷安定措置の運用方針、果実等の需要増進対策の推進等各般にわたる質疑が行われました。

質疑を終わり、村沢理事より、各会派共同提案による修正案が提出されました。その内容は、特定果実等に関する生産及び出荷の安定措置が講じられている場合においても、なお外国産果実等の輸入によって、その措置が効果を発揮できない事態に対処するため、外国産果実等に関する措置を講ずること等であります。

続いて、討論に入りましたところ、別に発言もなく、順次採決の結果、修正案及びこの修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第四号）

要旨

本件は、農林水産省設置法附則第八項を踏まえ、国有林野事業の改善を図るため、長野営林局と名古屋営林局とを統合し、長野営林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋市に名古屋営林支局を設置することを内容としている。

委員長報告

一八三ページ参照

○商工委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
38	基盤技術研究円滑化法案	衆	六〇、二、一五	六〇、四、一九	六〇、五、一六 可決	六〇、五、一七 可決	六〇、三、一九	六〇、四、三 可決	六〇、四、四 可決	
40	中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案	〃	二、一九	二、一九（予）	四、一一 可決	四、一三 可決	二、一九	三、六 可決	三、八 可決	
42	情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案 右により「情報処理振興事業協会等に関する法律」の題名を「情報処理の促進に関する法律」に改正	〃	二、一〇	三、一〇	四、一八 可決	四、二四 可決	二、一三	三、一六 可決	三、一八 可決	
43	貿易研修センター法を廃止する等の法律案	〃	二、一五	二、一五（予）	五、一六 可決	五、一七 可決	二、一五	四、三 可決	四、四 可決	
46	特許法等の一部を改正する法律案	参	二、一七	三、五	四、九 可決	四、一三 可決	二、一七（予）	五、二 可決	五、三 可決	
62	商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案	衆	三、一九	三、一〇（予）	四、一三 可決	四、二四 可決	三、一九	四、一〇 可決	四、一一 可決	
63	半導体集積回路の回路配置に関する法律案	〃	三、一九	三、一九（予）	五、三 可決	五、二四 可決	三、一九	四、一七 可決	四、一九 可決	
64	中小企業技術開発促進臨時措置法案	〃	三、一九	三、一九（予）	五、六 可決	五、三 可決	三、一九	四、一四 可決	五、九 可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
32	大規模小売店舗等調整法案	上坂昇君外八名（六〇、六、二）	六〇、六、二四		六〇、六、二四（予）			六〇、六、二四	継続審査		

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
3	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件	衆	六〇、三、一〇	六〇、三、一〇（予）	六〇、五、三〇承認	六〇、五、三一承認	六〇、三、一〇	六〇、五、二一承認	六〇、五、二三承認	

基盤技術研究円滑化法案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、最近における技術革新の急速な展開に対応し、国民経済及び国民生活の基盤強化に相当程度寄与する技術に関し、民間において行われる試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図るための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

「基盤技術」とは、鉱業、工業、電気通信業及び放送

業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に係るものであつて、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものをいう。

二、国の財産の利用等

1　国有施設の利用

政府は、基盤技術に関する試験研究を行う者に国有試験研究施設を使用させる場合、民間の基盤技術の向上を図るため特に必要があると認めるときは、廉価で使用させることができるものとする。

2　国際共同研究に係る特許発明等の実施

政府は、基盤技術に関して外国政府等と共同して行つた国際共同研究の成果に係る国有の特許権等について、無償又は廉価で通常実施権を許諾できることとする。

三、基盤技術研究促進センター（以下「センター」という。）

民間において行われる基盤技術に関する試験研究を推進するための機関としてセンターを設立する。センターは民間の発起による特別認可法人であつて、その業務等は次のとおりである。

1　業務

センターは、民間が行う試験研究に必要な資金を供給するために出資及び貸付けの事業を行うほか、国立試験研究所と民間の共同研究のあつせん、海外からの研究者の招へいその他民間において行われる基盤技術に関する試験研究を促進するために必要な業務を行う。

2　設立及び資本金

センターは、民間が発起し、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて設立され、資本金は、政府及び政府以外の者の出資によつて構成されるものとする。

3　評議員会

センターに、運営につき民間の意見を反映させるため、学識経験を有する者で構成される評議員会を置く。

4　監督

センターは、主務大臣たる通商産業大臣及び郵政大臣が監督し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

四、その他

罰則等について所要の規定を設ける。

委員長報告

一九八ページ参照

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、中小企業の連鎖倒産の防止を目的とする中小企業倒産防止共済制度の法律上の見直し期限が、昭和六十年であることにかんがみ、中小企業倒産防止共済事業の収支状況、利用状況及び近年における倒産の動向等を踏まえ同制度のより一層の充実を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、掛金月額の最高限度額及び掛金積立限度額の引上げ等

中小企業の売掛金債権の回収困難額が大型化している状況にかんがみ、本制度の貸付金の額が中小企業の回収困難額の実情に見合うようにするため、掛金月額の最高限度額を現行の五万円から八万円に、掛金積立限度額を現行の二百十万円から三百二十万円に引き上げるとともに、共済金の貸付限度額を現行の二千百万円から、三千二百万円に引き上げる。

二、一時貸付金制度の創設

共済契約者の解約を防止し、制度への加入を一層促進するため、共済契約者が臨時に事業資金を必要とする場合に、中小企業事業団は、無担保・無保証の資金の貸付けを共済契約者に対し行えるようにする。

三、その他

共済契約者間の公平性の確保、制度の運営体制の整備を図るため、共済金貸付け後の解約に関する解約手当金の取扱いの変更、掛金滞納者に係る掛金総額の算定方法の変更を行う。

委員長報告

二〇〇ページ参照

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、急速な情報化に伴うソフトウェアの需給ギ

ャップの一層の深刻化あるいは、企業間システムの進展に伴う端末の複数設置、ソフトウェアの重複開発等の非効率な事態等、最近における情報化社会の新たな課題に対処するため、電子計算機の連携利用に関する指針及び情報処理振興事業協会の業務の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

題名を「情報処理の促進に関する法律」に改める。

二、電子計算機の連携利用に関する指針

主務大臣は、事業者が広く連携してその事業分野における電子計算機の効率的な利用を図ることが必要かつ適切であると認めるときは、高度化計画を勘案して、その事業分野において事業者が連携して行う電子計算機の利用の態様、その実施の方法等に関する指針を定め、公表する。

三、情報処理振興事業協会の業務の追加等

㈠ 協会の業務に次の業務を加える。

① プログラムの作成の効率化を図るためのプログラムの開発、提供等に関する業務

② 企業等がその事業活動の効率化を図るため電子計算機を共同で利用する際に必要となるプログラムの開発のための資金の貸付けに係る業務

③ 情報処理サービス業者以外の一般企業がプログラム開発業務に携わる技術者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合の債務保証の業務

㈡ プログラム作成効率化業務に関して特別勘定を設け、他の業務に係る勘定と区別して経理を行うこと。

四、長期借入金及び政府保証

協会が長期借入金をすることができるものとするとともに、借り入れについて、政府が債務保証を行うことができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における情報化社会の新たな要請にこたえるため、題名を、情報処理の促進に関する法律に改めるとともに、電子計算機の連携利用に関する指針の設定、情報処理振興事業協会の業務の拡充等所要の措置を講じよ

うとするものであります。

委員会におきましては、ソフトウェア生産の効率化対策、ソフトウェアの開発・流通と評価のあり方、中小企業の情報化対策、ソフトウェア技術者の養成などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の市川理事より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、企業間の電子計算機の連携利用に関する指針の策定に当たっては、競争阻害的行為の生じることのないよう十分留意すること等七項目の附帯決議が行われました。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案は、昭和十一年の設立認可の日より五十年となっている存立期間に関する規定を削除するとともに、金融環境などの変化に対応して、貸出対象、預金受け入れ先を拡大し、さらに国債等の窓口販売、所属団体構成員の株式取得を可能にすること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、政府系中小企業金融機関の貸出条件の弾力化、中小企業金融機関という商工中金の性格、商工中金への政府出資と組合出資の今後のあり方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の市川理事より本法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、員内者以外の者に対する業務の推進に当たっては、所属団体及びその構成員に対する本来業務に支障を生ぜしめないようにするとともに、他の金融機関との協調に配意して中小企業金融の円滑化に寄与するよう努めること等二項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案（閣法第四三号）

要旨

本法律案は、国際的な経済活動に係る業務に従事する者等に対する研修業務等の実施について民間活力の一層の活用を図るため、貿易研修センター法を廃止するとともに、

貿易研修センターの財団法人への組織変更を可能にする措置を講じようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、貿易研修センター法の廃止及びその暫定的効力

貿易研修センター法は、廃止することとし、この法律の施行の際現に存する貿易研修センターについては、旧法は、当該貿易研修センターが解散により消滅する時までの間は、なおその効力を有することとする。

二、貿易研修センターの解散

昭和六十一年三月三十一日の経過する時に現に存する貿易研修センターは、解散する。

三、財団法人への組織変更

貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十一日までの間において、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けることによつて、その組織を変更して民法第三十四条の規定により設立される財団法人になることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、貿易研心センター法を廃止する等の法律案は、同法を廃止し、貿易研修センターを現在の特別認可法人から財団法人への組織変更を可能にする措置を講じようとするものであります。

次に、基盤技術研究円滑化法案は、基盤技術に関し民間において行われる試験研究を円滑化するため、これに必要な国の財産の利用に関する特例措置を講ずるとともに、基盤技術研究促進センターを設立して当該試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、二法案を一括して議題とし、我が国技術水準の国際比較、基盤技術研究促進センターの財政基盤、中小企業の研究開発助成策、国際研究協力の現状、貿易研修センターの中小企業や発展途上国の利用等について質疑を行うとともに、基盤技術研究円滑化法案については、逓信委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、市川理事より、貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する修正案が提出され

ました。

次いで、討論に入り、日本共産党市川理事より、基盤技術研究円滑化法案には反対、貿易研修センター法を廃止する等の法律案については修正案賛成、原案反対の討論が行われました。

次いで、貿易研修センター法を廃止する等の法律案の採決に入り、修正案は賛成少数をもって否決され、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、基盤技術研究円滑化法案について採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上の二法案に対し、委員会ではそれぞれ附帯決議が行われましたことを申し添え、御報告を終わります。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、千九百七十年六月十九日ワシントンで作成された特許協力条約の一部と条約の細目を定めた規則の一部が、八十四年二月に改正されたことに基づき、国際出願制度の一層の利用の促進を図るとともに、最新の技術開発の進展に対応しうるよう制度の改善を図るため特許法、実用新案法、意匠法、商標法ならびに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律を改正しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、出願手続の改善

国際出願制度を利用した外国からの出願について、我が国への出願の翻訳文の提出の期限の変更、翻訳文の範囲の限定等出願手続を変更し、出願人の負担の軽減を図る。

二、優先権制度の導入

先にされた特許出願に係る発明を含めてされた出願について、当該先にされた特許出願に係る発明に相当する部分については優先的な取り扱いを認め、先の出願の時にされたものとみなすこととする。

これに伴い、補正却下の決定に基づく新出願の制度及び追加の特許制度を廃止する。

三、国際出願制度の改善

国際出願について、特許庁のほか他の国際調査機関等

による国際調査等を受けられる制度を採用し、国際出願制度の利用の促進を図る。

なお、実用新案等について、関係規定を整備する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、特許協力条約に基づく国際出願制度の利用の促進及び工業所有権制度の充実を図るため、国際出願制度を利用した外国からの出願について出願手続の改善を行い、また国内の特許出願等に関して優先権制度の導入、国際出願について欧州特許庁による国際調査を受けられる制度の採用等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際出願の現状、優先権制度の導入に関する問題点、出願件数の増大等に対処する事務処理体制の機械化及び審査官等の人員確保等の諸点について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、「わが国工業所有権制度全般にわたって検討を加えること」等五項目にわたる附帯決議が行われました。

次に、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案は、本年が少なくも五年ごとに制度を見直すこととされる法律上の期限に当たること及び近年における倒産の動向等を踏まえ、掛金月額の最高限度額、掛金積立限度額及び共済金貸付限度額の引き上げ、契約者に対する一時貸付金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、最近の倒産の動向、倒産関連中小企業の救済策、共済金貸し付けに係る諸手続の迅速化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、「中小企業事業団は倒産防止共済制度の普及に努めること」等第二項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

要旨

本法律案は、昭和十一年に設立された商工組合中央金庫（商工中金）の存立期間が昭和六十一年十月をもつて満了すること及び金融の自由化による金融機関間の競争の激化、中小企業の資金・金融ニーズの多様化に商工中金が直面していることにかんがみ、商工中金の存立を恒久化するとともに、商工債券の販売力の維持、金融サービス機能の向上を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、存立期間に関する規定の削除

設立認可の日（昭和十一年十月八日）より五十年となつている存立期間に関する規定を削除する。

二、所属団体又はその構成員に関する業務の追加

所属団体又はその構成員に関する業務の充実を図るため、長期貸付に係る期間及び方法の制限を撤廃し、国債等の窓口販売その他の業務、有価証券の貸付等の業務を行い得るようにする。

三、貸付等の業務の拡大

所属団体等の事業活動の円滑化に資するため、所属団体等が設立した海外現地法人、中小規模の事業者による共同出資会社等に対し貸付を行い得るようにする。

四、商工債券の販売力維持に必要な業務の追加

商工中金の資金調達の大宗を占めている商工債券の販売力を今後とも維持するため、国債等の窓口販売等を行い得るようにするとともに、所定の範囲内において、商工債券又は国債等の所有者からの預金の受け入れ、当該商工債券又は国債等を担保とする貸付等を行い得るようにする。

五、その他

余裕金の運用に関する規定の整備、副理事長の設置等役員に係る規定の整備を行うほか、付随業務規定の整備等を行う。

委員長報告

一九六ページ参照

半導体集積回路の回路配置に関する法律案（閣法第六三号）

要旨

本法律案は、近年の技術革新の進展により、半導体集積回路の回路配置（回路素子及び導線の配置）の開発費用が増大しつつあり、一方、極めてわずかな費用で他人の回路配置の模倣が行われる危険性が高まつてきていることにかんがみ、半導体産業の健全な発展を図るため、半導体集積回路の回路配置の模倣を禁止し、開発者を適切に保護する等の制度を創設しようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

一、目的

半導体集積回路の回路配置の適正な利用を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二、登録

回路配置を独自に開発した者は、回路配置利用権の設定の登録を受けることができるものとする。

三、回路配置利用権

回路配置利用権は、設定登録により発生し、その存続期間は、設定登録の日から十年とする。権利内容としては、回路配置利用権者は、登録回路配置を用いて半導体集積回路を業として製造し、又はその半導体集積回路を業として譲渡、貸渡し、展示、輸入する権利を専有するものとする。

四、権利侵害

回路配置利用権者等は、権利侵害者に対し、損害賠償請求権及び差止請求権を有する。また、善意無過失の侵害品購入者に対する特例規定を設けることとする。

五、その他

指定登録機関、権利侵害者等に対する刑事罰に関する規定等の整備を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました半導体集積回路の回路配置に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、半導体集積回路の集積度の飛躍的増大により、その開発費用が増大する一方、極めてわずかな費用で

他人の回路配置の模倣が行われる危険性が高まってきていることにかんがみ、半導体集積回路産業の健全な発展を図るため、回路配置の創作者等に回路配置を利用する権利の専有を認める等の制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、特許法等では回路配置の保護が不十分である理由、指定登録機関の公平性、中立性の担保措置、回路配置創作者等の権利の国際的保護の必要性などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の市川理事より本法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、指定登録機関の指定に当たっての配慮すべき事項等三項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

中小企業技術開発促進臨時措置法案（閣法第六四号）

要旨

本法律案は、近年において技術革新が急速かつ広汎に進展していること、及びこの技術の進展と相俟って中小企業をとりまく需要構造が著しく変化していることにかんがみ、中小企業が取り組む技術開発に対し特段の助成措置を講ずることによって中小企業の技術の向上を図り、もって中小企業の振興とわが国産業技術の調和ある発達を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業技術開発指針の策定

中小企業が技術開発力の涵養に努め、積極的に革新的な技術の開発に取り組むように誘導するため、通商産業大臣が中小企業者の事業を所管する大臣と協議して、その基本的方向を指針として示す。

二、技術開発計画の認定

中小企業者及び組合等は、技術開発計画を作成し、技術開発計画がこの指針に照らして適当である等所定の要件に該当する場合には、都道府県知事の認定を受けることができる。

三、中小企業投資育成株式会社法の特例

技術開発計画の認定を受けた中小企業者又は組合等の構成員たる中小企業者については、資本金が一億円を超えるものであつても、中小企業投資育成株式会社の初回投資の対象とする等の特例措置を講ずる。

四、中小企業信用保険法の特例

技術開発計画の認定を受けた中小企業者又は組合等の構成員たる中小企業者に対し、新技術企業化保険の付保限度額を拡大するとともに、無担保の特例を設けることにより、技術開発に係る資金調達の円滑化を図る。

五、その他

試験研究費賦課金の任意償却等課税の特例を認めるとともに、国の資金確保義務等について規定する。

委員長報告

ただいま議題となりました両件につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、中小企業技術開発促進臨時措置法案は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に中小企業が円滑に対処するため、それに必要な技術の向上を図る観点から、通商産業大臣が定めた技術開発指針に基づいて、中小企業者及び組合等が技術開発計画を作成し、都道府県知事がこれを認定すること、及び国は、認定組合等の構成員たる中小企業者の技術開発事業に必要な資金の確保に努めることなどを定めるとともに、中小企業投資育成株式会社法の特例及び課税の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、本法の適用対象となり得る中小企業の範囲、技術開発指針に盛り込まれる内容、本法で言う技術が著しい新規性を有するものに限定される理由などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件は、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に関東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置することにつ

いて国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、鉱山保安行政の現状と今後の方向等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第三号）

要旨

本件は、昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申を受けて鉱山保安行政の効率的推進を図るため、通商産業省の地方支分部局である鉱山保安監督部の機構を一部改めることについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に関東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置する。

委員長報告

二〇四ページ参照

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
41	日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案	衆	六〇、二、一九	六〇、三、五（予）	六〇、四、一一 可決	六〇、四、一三 可決	六〇 二、一九	六〇、三、一六 可決	六〇、三、二六 可決	
54	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、八	三、一三（予）	五、二八 可決	五、三一 可決	三、八	四、一三 可決	四、一六 可決	
55	国際観光振興会法の一部を改正する法律案	〃	三、八	三、一三（予）	五、三〇 可決	五、三一 可決	三、八	四、一六 可決	四、一九 可決	
101 84 国会	船員法の一部を改正する法律案	（衆）	五、五、一四	五、八、二	六〇、五、二一 可決	六〇、五、二四 可決	六〇、五、二四	六〇、五、三一 可決	六〇、六、四 可決	百一回国会衆可決参継続

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1	道路運送法の一部を改正する法律案	梶原清君外一名（六〇、三、五）	六〇、三、六	六〇、三、一〇	六〇、三、六	六〇、三、七 可決	六〇、三、一〇 可決	六〇、三、六（予）	六〇、三、一九 可決	六〇、四、二 可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
19	都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案	左近正男君外九名（六〇、四、一七）	六〇、四、一九		六〇、四、一九（予）			六〇、四、一九	継続審査		

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
2	地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	六〇、三、八	六〇、三、八（予）	六〇、五、三〇承認	六〇、五、三一承認	六〇、三、八	六〇、四、一六承認	六〇、四、一九承認	

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、日本自動車ターミナル株式会社を民営化しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する。

二、政府は、日本自動車ターミナル株式会社が商法に基づく手続により、資本の減少を行い、株式を買入れ消却す

ることとしたときは、これに応ずるものとし、その売買価格相当額は、政府が同社に対し無利子で貸し付けたものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、日本自動車ターミナル株式会社を民営化し、これに伴う措置として政府の出資金相当額を同社に対する無利子貸付金としようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党小笠原委員より修正案が提出され、討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を効率的に行うため、周辺整備空港ごとに設立されている空港周辺整備機構を統合して、その業務を一元的に行う組織にしようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を一元的に行う空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、一を限り設立されるものとする。

二、機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事一人を置くものとし、その任期は、二年とする。

三、機構は、空港周辺整備計画の実施等を行うほか、特定飛行場の設置者等の委託により、特定飛行場の周辺地域において緑地帯等の造成を行うことができるものとする。

四、周辺整備空港ごとに設立されている空港周辺整備機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、旧機構に対する政府及び地方公共団体の出資金に相当する金額は、それぞれ機構に対して出資されたものとするとともに、旧機構の一切の権利及び義務は、機構が承継する。

五、その他旧機構の一切の権利及び義務を機構が承継することに伴う経過措置等所要の規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案は、大阪、福岡両空港周辺整備機構を統合して、その業務を一元的に行う組織とすることにより、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を効率的に行おうとするものであって、その主な内容は、第一に、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を行う空港周辺整備機構は、一を限り設立されるものとすること。第二に、空港周辺整備機構は、特定飛行場の設置者等の委託により、特定飛行場周辺の緑地帯等の造成を行うことができること。第三に、大阪国際空港周辺整備機構及び福岡空港周辺整備機構は、空港周辺整備機構の成立のときに解散するものとし、大阪、福岡両機構の一切の権利義務は、空港周辺整備機構が承継すること等であります。

委員会におきましては、現地調査を行うとともに、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大木理事より、各派共同提案に係る、機構の統合によって大阪国際空港及び福岡空港の空港周辺対策が後退することのないよう十分配慮すること等三項目を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国際観光振興会法の一部を改正する法律案は、臨時行政調査会の答申等を踏まえて、国際観光振興会の行う日本人海外観光旅客に対する業務を、旅行の安全に関する

情報の提供等の業務に整理合理化するとともに、役員の任命方法及び任期等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は、福岡県の筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の現状にかんがみ、福岡県嘉穂郡庄内町に、九州運輸局福岡陸運支局の下部組織として筑豊自動車検査登録事務所を設置するため、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際観光振興会法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、国際観光振興会の日本人海外観光旅客に対する業務を整理合理化するとともに、役員の任命規定等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本人海外観光旅客に対する業務を、旅行の安全に関する情報の提供等の業務に整理合理化すること。

二、一の業務の整理合理化に伴い、国際観光振興会の目的として、日本人海外観光旅客に対する旅行の安全に関する情報の提供等の業務を効率的に行うことにより国際観光の振興を図ることとすること。

三、副会長及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命及び解任すること。

四、理事の任期を三年から二年に変更すること。

五、運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならないこと。

委員長報告

二〇九ページ参照

船員法の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第八四号）

要旨

本法律案は、昭和五十四年の国際連合総会において採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるための国内法令整備の一環として、船員法の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、妊娠中の女子については、一定の航海に関し、本人が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めたとき等を除いて、船内で使用してはならないこととすること。

二、出産後八週間を経過しない女子については、出産後六週間を過ぎた者が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めた場合を除き、船内で使用してはならないこととすること。

三、妊娠中又は出産後一年以内の妊産婦の船員については、母性保護上有害な作業に従事させてはならないこととするとともに、時間外、休日及び夜間の作業についても、原則として従事させてはならないこととすること。

四、妊産婦以外の女子船員については、夜間労働の禁止規定を廃止するとともに、就業制限の対象となる作業を妊娠又は出産に係る機能に有害なものに限定することとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました船員法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるための国内法令整備の一環として、女子船員について、就業制限を緩和するとともに、母性保護の充実を図ろうとするもので、その主な内容は、第一に、妊娠中の女子について、一定の航海に関し、本人が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めたとき等を除いて、船内で使用してはならないこと。第二に、出産後八週間を経過しない女子について、出産後六週間を過ぎた者が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めた場合を除き、船内で使用してはならないこと。第三に、妊娠中また

は出産後一年以内の妊産婦の船員について、母性保護上有害な作業に従事させてはならないこととするとともに、時間外、休日及び夜間の作業についても、原則として従事させてはならないこと。第四に、妊産婦以外の女子船員について、夜間労働の禁止規定を廃止するとともに、就業制限の対象となる作業を妊娠または出産に係る機能に有害なものに限定すること等であります。

委員会におきましては、現地調査を行うとともに、熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対、自由民主党・自由国民会議梶原理事より賛成の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

道路運送法の一部を改正する法律案（参第一号）

要旨

本法律案は、最近における軽自動車を使用する軽車両等運送事業者による運送の実態等にかんがみ、自動車による貨物運送を業務とする者による有償旅客運送行為を禁止するとともに、軽車両等運送事業者に対し監督を強化すること等により、道路運送事業の適正な運営及び道路運送に関する秩序を確立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、貨物の運送に係る自動車運送事業者は、災害のため緊急を要するとき等の場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないこととする。

二、軽自動車を使用して貨物を運送する軽車両等運送事業者に対し、一の禁止措置を講ずるとともに、運輸大臣は、当該事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令等に違反したときは、輸送施設の当該事業のための使用の停止又は事業の停止を命ずる等の措置を講ずることができることとする。

三、一及び二の禁止措置に違反した者を新たに処罰の対象とすること等その他所要の改正を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、有償旅客運送行為の禁止に係る罰則規定は、公布の日から起算して一年を経過した日か

ら施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました道路運送法の一部を改正する法律につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における軽自動車を使用する軽車両等運送事業者による運送の実態等にかんがみ、自動車による貨物運送を業務とする者による有償旅客運送行為を禁止するとともに、軽車両等運送事業者に対し監督を強化すること等により、道路運送事業の適正な運営及び道路運送に関する秩序を確立しようとするものでありまして、その主な内容は、第一に、貨物の運送に係る自動車運送事業者は、災害のため緊急を要するとき等の場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないこととすること。

第二に、軽自動車を使用して貨物を運送する軽車両運送事業者に対し、同様の禁止措置を講ずるとともに、運輸大臣は、当該事業者がこの法律またはこの法律に基づく命令等に違反したときは事業の停止等を命ずることができることとすること。

第三に、第一及び第二の禁止措置に違反した者を新たに処罰の対象とすること。

第四に、この法律は、公布の日から起算して一ヵ月を経過した日から施行すること。ただし、有償旅客運送行為の禁止に係る罰則規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行すること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、瀬谷理事より、各会派共同提案に係る軽貨物自動車による違法行為の排除に最大限の努力をすること等三項目を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）

要旨

本件は、福岡県の筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、福岡県嘉穂郡庄内町に、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置することについて国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

二〇九ページ参照

○逓信委員会

内閣提出法律案（五件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
22	郵便法の一部を改正する法律案	衆	六〇、二、二三	六〇、二、二三（予）	六〇、四、三可決	六〇、四、二四可決	六〇、二、二三	六〇、四、一八可決	六〇、四、一九可決	
23	お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案 右により「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」の題名を「お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」に改正	〃	二、二三	二、二三（予）	四、三可決	四、二四可決	二、二三	四、八可決	四、九可決	
101国会 72	日本電信電話株式会社法案	（衆）	五九、四、一〇	五九、七、五	五九、一二、一三修正	五九、一二、一四修正	五九、一二、一四	五九、一二、一九可決	五九、一二、二〇可決	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆 修正 参本会議趣旨説明 参 継続
101国会 73	電気通信事業法案	〃	四、一〇	七、五	一二、一三修正	一二、一四修正	一二、一四	一二、一九可決	一二、二〇可決	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆 可決 参本会議趣旨説明 参 継続
101国会 80	日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	四、一六	七、五	一二、一三修正	一二、一四修正	一二、一四	一二、一九可決	一二、二〇可決	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆 修正 参本会議趣旨説明 参 継続

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	六〇、三、五	六〇、三、五（予）	六〇、三、二八 承認	六〇、三、二九 承認	六〇、三、五	六〇、三、二五 承認	六〇、三、二六 承認	

NHK決算（二件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五九、二、一七（第百一回国会）	五九、三、一	六〇、六、一〇 議決	六〇、六、二四 議決	五九、三、一	六〇、六、一九 議決	六〇、六、二四 議決	百一回国会 未了
日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	六〇、一、一八	六〇、一、一八			六〇、一、一八			

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

要旨

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、通常郵便物の大きさの制限の緩和、料金後納制度の改善、転送料及び還付料の廃止

等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通常郵便物の大きさの制限緩和

通常郵便物の大きさの最大限については、現行法では長さ四十センチメートル、幅二十七センチメートル、厚さ十センチメートルとなつているが、これを万国郵便条約の大きさに合わせ、長さ六十センチメートル、長さ、幅及び厚さの合計九十センチメートルに拡大すること。

二、料金後納の担保の省令委任

郵便料金を後納とする場合は、現行法では月額利用料金額の二倍以上の現金又は有価証券を担保として提供することとされているが、情勢の変化に弾力的に対応できるよう、担保の提供条件を省令に委任すること。

三、転送料及び還付料の廃止

現行法では、小包郵便物又は書留郵便物を転送又は還付するときは、転送料又は還付料を納付することになつているが、これを不要とすること。

四、その他の改正

郵便のあて名変更及び取戻しを請求できる郵便局の範囲の拡大、速達郵便物の還付の際の取扱いの迅速化、付随的新サービス提供のための規定の整備など、サービス改善のための所要の改正を行うこと。

五、施行期日

昭和六十年七月一日

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便法の一部を改正する法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、通常郵便物の大きさの制限の緩和、料金後納制度の改善、転送料及び還付料の廃止等の措置を講じようとするものであります。

次に、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における郵便利用の動向にかんがみ、個人間の郵便利用の促進を図るため、お年玉つき郵便葉書以外にもくじ引きによる景品つき郵便葉書を発行できることとするほか、景品の単価の限度額の定め方を改めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、郵便事業の経営方針、小包郵便の利用回復施策、くじつき郵便葉書の景品のあり方、郵便局の将来ビジョン等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、両法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

要旨

本法律案は、最近における郵便利用の動向にかんがみ、個人間の郵便利用の促進を図るため、現行法ではお年玉付郵便葉書に限られているくじ引番号付きの郵便葉書の発行を、年賀葉書以外の郵便葉書でも発行できることとするほか、くじ引により贈る金品の単価の上限を、現行の五万円から、郵便葉書の料額印面の五千倍に相当する金額に改めようとするものである。

委員長報告

二一七ページ参照

日本電信電話株式会社法案（第百一回国会閣法第七二号）

要旨

本法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国内電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とするものとする。

二、会社は、その事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保

に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならないものとする。

三、政府は、常時、会社の発行済株式総数の三分の一以上の株式を保有するとともに、政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならないものとする。

四、新株等の発行、取締役、監査役の選任等の決議、定款の変更等の決議、事業計画、重要な設備の譲渡等については、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等会社の監督について所要の規定を設けるものとする。

五、政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六、会社の設立手続、日本電信電話公社の解散手続等について所要の規定を設けるものとする。

七、施行期日は公布の日から施行するものとする。ただし、日本電信電話公社法等の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行するものとする。

なお、本法律案は、第百一回国会、衆議院において、会社の附帯業務を郵政大臣の認可事項から除外する旨の修正が行われている。

修正要旨

本法律案の第二条に、新たに公平な提供、公共の福祉の増進を加え、同会社の持つ責務の公共性をより一層明確化しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

これら法律案につきましては、第百一回国会の本会議において趣旨説明を聴取しておりますので、簡単にその主な内容について述べさせていただきます。

まず、日本電信電話株式会社法案についてでありますが、第一は、国内電気通信事業を経営することを目的として日

本電信電話株式会社を設立し、その責務については、常に適正かつ効率的な経営に配慮するとともに、電話役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するほか、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとしております。

第二は、政府は、常時、会社の発行済み株式総数の三分の一以上の株式を保有するとともに、政府保有株式の処分については、その年度の処分限度数につき、予算をもって国会の議決を経なければならないこととしております。

第三は、新株の発行、取締役、監査役の選解任の決議、定款変更の決議、事業計画等については郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等会社の監督について所要の規定を設けようとするものであります。

第四は、附則において、政府は、会社の設立の日から五年以内に、会社のあり方について検討し、必要な措置を講じようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりますが、日本電信電話公社法等の廃止及びこれに伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行することといたしております。

また、本法律案は、衆議院において、会社の附帯業務を郵政大臣の認可事項から除外する旨の修正が行われております。

次に、電気通信事業法案についてでありますが、第一は、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止、利用の公平、重要通信の確保等について所要の規定を設けようとするものであります。

第二は、電気通信事業の種類を、みずから電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、第一種電気通信事業者から回線の提供を受けて電気通信役務を提供する第二種電気通信事業に区分し、それぞれ許可制及び届け出制としております。

ただし、特別第二種電気通信事業、すなわち不特定多数を対象とする全国的、基幹的な事業及び外国との間の事業については登録制にしようとするものであります。

第三は、第一種電気通信事業者は、電気通信役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないものとしております。

第四は、郵政大臣は、事業の許可、契約約款の認可等重

要な処分を行うに当たっては、政令で定める審議会に諮り、その決定を尊重して措置しなければならないものとしております。

第五は、附則において、政府は、この法律の施行の日から三年以内に、その施行の状況について検討し、必要な措置を講じようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、昭和六十年四月一日としております。

さらに、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についてでありますが、第一は、電話設備費負担臨時措置法等を廃止するほか、有線電気通信法等関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

第二は、会社の労使関係については、労働三法によることとし、公共企業体等労働関係法は適用しないものとするとともに、当分の間、国民経済及び日常生活に相当程度影響を及ぼすおそれがある場合、労働大臣の請求に基づき中央労働委員会の調停を行っている期間最大十五日間は争議行為をしてはならないものとしております。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

また、本法律案は、衆議院において、会社の争議行為を制限する特例措置については、法律施行の日から三年後に見直しを行う旨の修正が行われております。

委員会におきましては、三法律案を一括して質疑を行うとともに、第百一回国会において公聴会の開会、参考人の意見聴取、次いで閉会中においては、札幌市、福岡市、大阪市において地方公聴会を開催し、さらに今国会においては、内閣、地方行政、大蔵、社会労働、商工の各委員会との連合審査会を開会する等極めて熱心かつ慎重な審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、三法律案に対して、中野委員より、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブを代表して修正案が提出され、次いで討論に入りましたところ、日本社会党大森委員より、原案に反対、修正案について評価はできるも反対、自由民主党・自由国民会議長谷川理事より、原案並びに修正案に賛成、日本共産党佐藤委員より、原案並びに修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、片山理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブ及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案に係る通信主権の確保、情報基本法の制定、新電電株式の売却方法等十二項目の附帯決議が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

電気通信事業法案（第百一回国会閣法第七三号）

要旨

本法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等による通信需要の高度化・多様化に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入して、その効率化、活性化を推進するとともに、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、利用者の利益を保護し、電気通信の健全な発展を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止、利用の公平、重要通信の確保等について所要の規定を設けるものとする。

二、電気通信事業の種類を第一種電気通信事業（電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業）及び第二種電気通信事業（第一種電気通信事業以外の事業）とする。

三、第一種電気通信事業については郵政大臣の許可制とし、その許可基準を電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと、その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること等とする。

四、第二種電気通信事業を一般第二種電気通信事業（特別第二種電気通信事業以外の事業）及び特別第二種電気通信事業（電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供するものであって当該設備の規模が政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するもの）に区分し、前者の事業は届出制、後者については

郵政大臣の登録制とし、一定の欠格事由に該当する場合等においては、その登録を拒否するものとする。

五、第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする。

六、郵政大臣は、電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、通信の秘密の確保に支障が生じる等利用者の利益等が阻害されていると認めるときは、業務方法の改善等の措置をとることを命ずることができるものとする。

七、郵政大臣は、事業の許可、契約約款の認可等重要な処分をしようとするときは、政令で定める審議会に諮り、その決定を尊重して措置するものとする。

八、政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

九、施行期日は昭和六十年四月一日とする。

修正要旨

本法律案の第一条に、新たに国民の利便の確保、公共の福祉の増進を加え、本法の目的をより一層明確にしようとするものである。

委員長報告

二一九ページ参照

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会閣法第八〇号）

要旨

本法律案は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、関係法律の廃止及び改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、日本電信電話株式会社法の施行関係

㈠　電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法を廃止する。

㈡　日本電信電話公社が改組され日本電信電話株式会社となつた後も、引き続き共済制度を適用することとする。

㈢　日本電信電話株式会社の労使関係については、労働

三法によることとし、公共企業体等労働関係法は適用しないこととするとともに、当分の間、国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合、労働大臣の請求に基づき、中央労働委員会が調停を行っている間（その期間が十五日間を超えるときは十五日間）は争議行為をしてはならないこととする。

㈣　日本電信電話公社法の廃止に伴い、同法及び日本電信電話公社の名称を引用している関係法律について、引用部分の削除、名称の変更等所要の改正を行うこととしている。

二、電気通信事業法の施行関係

㈠　電話設備費負担臨時措置法を廃止する。

㈡　有線電気通信法及び電波法等の関係法律中、公衆電気通信業務の一元的運営を前提とする規定について所要の改正を行うこととしている。

㈢　公衆電気通信法の廃止に伴い、同法及び同法中に規定されている公衆電気通信役務等の用語を引用している関係法律について、引用部分の削除、用語の変更等の改正を行うこととしている。

三、施行期日

昭和六十年四月一日

なお、本法律案は、第百一回国会、衆議院において、日本電信電話株式会社の争議行為に関する規定を施行の日から三年後に見直す旨の修正が行われている。

修正要旨

国際電信電話株式会社の附帯業務について、郵政大臣の認可事項から除外し、同会社の経営の自主性を一層高めようとするものである。

委員長報告

二一九ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入三千三百八十億九千万円、事業支出三千二百八十四億九千万円で、事業収支は九十六億円の黒字となっておりますが、このうち八十九億円を債務償還等のため資本収支に繰り入れ、残余の七億円を翌年度以降の財政安定化財源としてその使用を繰り延べることといたしております。

また、事業計画におきましては、その重点をテレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送等ニューメディアの実用化、視聴者意向に即した放送番組の刷新、広報・営業活動の積極化、事業運営の効率化などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送衛星二号ｂの打ち上げ体制、ニューメディアの将来展望、国際放送の受信改善と番組の国際交流、技術革新に即応した放送法制の見直しなどの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、片山甚市理事より、放送の不偏不党の堅持、ニューメディアの計画的導入、衛星放送の正常運用の確保等五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

ただいま議題となりました「日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書」につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十七年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十七年度末にお

ける財産状況は、資産総額二千五百二十四億一千五百万円、負債総額一千四十八億一千六百万円、資本総額一千四百七十五億九千九百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千八百七十七億四千六百万円に対し、経常事業支出二千八百六億二千八百万円であり、差し引き経常事業収支差金は七十一億一千八百万円となっており、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支差金は七十一億一千六百万円となっております。

この当期事業収支差金は、翌年度の事業収支不足額を補てんするための財源に充てております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかをはじめ、公共放送としてのＮＨＫのあり方、放送衛星ゆり二号の打ち上げ延期等の諸問題について、政府、会計検査院並びに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○建設委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
6	昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案	衆	六〇、一二、五	六〇、一二、五（予）	六〇、二、一三 可決	六〇、二、一三 可決	六〇、一二、九	六〇、二、八 可決	六〇、二、九 可決	
34	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	二、一五（予）	三、二八 可決	三、二九 可決	二、一五	三、二五 可決	三、二六 可決	
35	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	三、五（予）	三、二八 可決	三、二九 可決	二、一五	三、二五 可決	三、二六 可決	
36	道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	二、一五（予）	四、一六 可決	四、一七 可決	二、一五	三、二七 可決	三、二八 可決	
37	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	〃	二、一五	四、一一（予）	四、一八 可決	四、一四 可決	三、一九	四、一〇 可決	四、一一 可決	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
101 国会 9	都市緑化促進法案	藤原房雄君外二名（五、五、四）			五、五、四	継続審査					

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
24	住宅基本法案	新井彬之君外二名（六〇、四、二四）	六〇、四、二六		六〇、四、二六（予）			六〇、四、二六	継続審査	継続審査	
26	半島振興法案	建設委員長（五、二四）	五、二五	六〇、五、二八	五、三一	六〇、六、四 可決	六〇、六、七 可決			六〇、五、二八 可決	
31	日本道路公団法等の一部を改正する法律案	建設委員長（六、一三）	六、一三	六、一四	六、一七	可決 六、一八	可決 六、一九			可決 六、一四	

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路事業の実施を一層促進するため、昭和五十八年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによって生じた決算調整額を、本来充当される昭和六十年度から一年繰り上げて、昭和五十九年度の道路整備費の財源に充てる特例措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事実の

実施を促進するため、昭和五十八年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによって生じた決算調整額を、本来充当される昭和六十年度から一年繰り上げて、昭和五十九年度の道路整備費の財源に充てることとし、道路整備緊急措置法の適用について特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、第九次道路整備五ヵ年計画の進捗状況、特定財源制度のあり方、自動車重量税をめぐるオーバーフロー問題及び道路整備における地方負担問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して賃貸住宅の建設等を行う場合、融資機関が資金の融通をするときは政府が融資機関と利子補給金を支給する契約を結ぶことができる期限を三か年延長し、昭和六十三年三月三十一日までとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を昭和六十三年三月三十一日まで三ヵ年延長しようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、

特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請、住宅金融公庫の貸し付けの特例についての適用期限を昭和六十三年三月三十一日まで三ヵ年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、農住賃貸住宅の需要と実績、農住制度改善の必要性、賃貸住宅の質的充実策、土地信託制度の活用と今後の動向、特定市街化区域農地の宅地化の実績、宅地化促進と都市農業政策との調整、線引き見直しの現状と調整区域内の開発問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、順次討論、採決に入りましたが、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論に入りましたところ、日本共産党上田耕一郎君より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う定地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、農地所有者が市に対して行う土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫が農地を転用して賃貸又は譲渡する住宅を建設しようとする者等に対して貸し付ける資金の利率の優遇措置についての適用期限を三か年延長して、昭和六十三年三月三十一日までとするものである。

委員長報告

二二九ページ参照

道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

要旨

本法律案の主な内容は次の通りである。

一、道路整備緊急措置法の一部改正

国は、地方公共団体に対し、昭和六十年度以降三箇年間は、毎年度、一定の地方道路の整備に要する経費の財源に充てるため、当該年度の揮発油税の収入額の予算額の十五分の一に相当する額を限度として、地方道路整備臨時交付金を交付するものとする。

二、道路整備特別会計法の一部改正

地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、揮化油税の収入の一部を、毎会計年度、道路整備特別会計の歳入に直接組み入れるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法及び道路整備特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和五十八年度を初年度とする第九次道路整備五ヵ年計画の整合のとれた推進を図るため、国は地方公共団体に対し、昭和六十三年度以降三ヵ年間は、毎年度、一定の地方道路の整備に要する経費の財源に充てるため、地方道路整備臨時交付金を交付することとし、その財源については揮発油税の収入の一部を道路整備特別会計の歳入に組み入れようとするものであります。

委員会におきましては、緊急地方道路整備事業の創設経緯と対象、国と地方の負担割合、地方の裏負担対策、財源の特別会計直入方式の是非及びオーバーフロー問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、青木理事より、地方道路整備臨時交付金交付に当たっての地方公共団体の自主性の尊重等三項目にわたる各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、宅地造成資金貸付けの対象者の拡大

宅地造成資金貸付けの対象者に土地区画整理組合の組合員で当該土地区画整理組合から委託を受けて土地の造成を行うものを追加するものとする。

二、災害復興住宅購入資金貸付けの新設

災害復興住宅の購入を対象とする貸付けを新設し、その貸付条件を定めるものとする。

三、住宅改良資金貸付けの償還期間の延長

住宅改良資金貸付けの償還期間を十年以内から二十年以内に延長するものとする。

四、貸付手数料の新設

公庫は、貸付けを受ける者から、その貸付けに関する申込みの審査、工事の審査その他の貸付けに際して必要な事務に要する費用の額を超えない範囲内において政令で定める額の貸付手数料を徴収することができるものとする。

五、公庫の特別損失に係る補塡措置

昭和六十年度から昭和六十五年度までの各年度の特別損失について、昭和六十六年度から昭和七十五年度までの間において国が交付金を交付して補塡するものとする。

六、その他

役員の任期その他について所要の改正を行うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、宅地造成資金貸し付けの対象者の拡大、災害復興住宅購入資金貸し付けの新設及び住宅改良資金貸し付けの償還期間の延長を行うとともに、貸付手数料の徴収に関する規定の新設、特別損失に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、住宅建設戸数の推移と今後の見通し、公庫融資制度の拡充策、貸付手数料新設の背景と住宅建設への影響、公庫補給金及び特別損失に係る補てん措置、宅地供給の促進策、公営住宅の入居基準等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して青木薪次君より反対の旨の、自由民主党・自由国民会議を代表して増岡康治君より賛成の旨の、公明党・国民会議を代表して馬場富君より反対の旨の、日本共産党を代表して上田耕一郎君より反対の旨の、民社党・国民連合を代表して柄谷道一君より反対の旨の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、増田盛君より、各派共同提案に係る六項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

半島振興法案（衆第二六号）

要旨

本法律案は、半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が低位にある実情にかんがみ、これらの地域について広域的かつ総合的な対策を実施して、地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展を図ろうとするものであって、その主な内容は次の通りである。

一、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、半島地域のうち二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的・経済的規模を有し、公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にあり、かつ、産業の開発の程度が低く、企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域を半島振興対策実施地域として指定することとする。

二、一の指定があったときは、関係都道府県知事は、振興の基本的方針に関する事項、基幹的な道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項等を内容とする半島振興計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととする。

三、国は半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならないこととし、また事業の実施に要する経費について、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならないこととするほか、地方債についての配慮、税制上の措置、地方税の不均一課税に伴う措置を設けることとする。

四、本法の有効期限は昭和七十年三月三十一日までとする

ことする。

委員長報告

ただいま議題となりました半島振興法案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、これらの地域について広域的かつ総合的な対策を実施して、地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展を図ろうとするものであります。

その主な内容は、第一に、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的・経済的規模を有する等所要の要件に適合する半島地域を半島振興対策実施地域として指定すること。第二に、その地域指定があったときは、関係都道府県知事は、振興の基本的方針に関する事項、基幹的な交通、通信施設の整備に関する事項等を内容とする半島振興計画を作成して、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととすること。第三に、国は半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならず、また、事業の実施に要する経費について、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならないこととするとともに、地方債についての配慮、税制上の措置、地方税の不均一課税に伴う措置に関し、所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案の有効期限は昭和七十年三月三十一日までとしております。

委員会におきましては、本法律案の提出者である衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取した後、振興対策実施地域の指定基準、振興計画に定められる事項、振興事業実施の財政措置及び半島地域が抱える問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、日本共産党を代表して山中郁子君より修正案が提出され、修正内容が予算を伴うものでありますので政府の意見を徴しましたところ、河本国土長官より反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入り、日本共産党を代表して上田耕一郎君より、原案に反対、修正案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の決果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本道路公団法等の一部を改正する法律案（衆第三一号）

要旨

本法律案の内容は次の通りである。

一、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、住宅・都市整備公団の業務上の余裕金の運用先として、建設大臣の指定する金融機関を追加することとする。

二、日本道路公団が、道路債券を失った者に交付するため、新たに債務を負担することとなる代わり債券を発行する場合、建設大臣の認可を受けることを要しないこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました日本道路公団法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、及び住宅・都市整備公団の業務上の余裕金の運用先として、建設大臣の指定する金融機関を追加するとともに、日本道路公団が、道路債券を失った者に交付するため、新たに債務を負担することとなる代わり債券を発行する場合、建設大臣の認可を受けることを要しないこととしようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出者である衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取し、別に質疑もなく、続いて討論に入り、日本共産党を代表して、山中郁子君より、本法律案に反対である旨の発言があり、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

○予算委員会

予　算（六件）

番号	件名	提出月日	本院受領月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1	昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）	六〇、一二、五	六〇、一二、九	六〇、一二、一五（予）	六〇、一二、一三 可決	六〇、一二、一三 可決	六〇、一二、一五	六〇、一二、九 可決	六〇、一二、九 可決	
2	昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）	一二、五	一二、九	一二、一五（予）	一二、一三 可決	一二、一三 可決	一二、五	一二、九 可決	一二、九 可決	
3	昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）	一二、五	一二、九	一二、一五（予）	一二、一三 可決	一二、一三 可決	一二、五	一二、九 可決	一二、九 可決	
4	昭和六十年度一般会計予算	一二、五	一三、九	一二、一五（予）	四、五 可決	四、五 可決	一二、五	三、九 可決	三、九 可決	
5	昭和六十年度特別会計予算	一二、五	一三、九	一二、一五（予）	四、五 可決	四、五 可決	一二、五	三、九 可決	三、九 可決	
6	昭和六十年度政府関係機関予算	一二、五	一三、九	一二、一五（予）	四、五 可決	四、五 可決	一二、五	三、九 可決	三、九 可決	

昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）
昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）
昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）、同特別会計補正予算（特第1号）、同政府関係機関補正予算（機第1号）の三案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一般会計の補正は、歳出につきまして、災害復旧費一千八百七十九億円、給与改善費一千四百四十八億円、義務的経費三千五百六十九億円等、当初予算作成後に生じた事由に基づき、緊要となった事項について追加補正を行うこととし、その総額は一兆一千九百六十三億円となっております。

他方、歳出の修正減少として、既定経費の節減一千三百二億円、予備費の減額一千八百億円の計三千百二億円の減額を行っております。

歳入につきましては、最近までの租税収入の実績を勘案して二千三百九十億円、前年度剰余金受け入れ三千九百八十五億円、四条公債一千八百五十億円の追加発行など、合計八千八百六十一億円の増加を見込んでおります。

本補正の結果、昭和五十九年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも八千八百六十一億円増加され、五十一兆五千百三十四億円となります。

特別会計におきましては、交付税及び譲与税配付金特別会計等十四の特別会計につき、また政府関係機関予算では国民金融公庫について、それぞれ所要の補正を行うこととといたしております。

補正予算三案は、一月二十五日に国会に提出され、三十日に竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二月十二、十三の両日、中曽根総理大臣及び関係各大臣に対し国政全般にわたり広範な質疑が行われましたが、以下質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

補正予算に関する質疑として、「既定経費の節減として一千三百二億円計上されているが、当初予算で厳しく抑制すべきではなかったか。不用額は財政再建の観点から赤字公債の減額に回してはどうか。近年、補正財源として予備

費が多く取り崩されているが、当初予算での予備費の計上額をもっと削減すべきではないか。また、税収の補正のうち法人税は成長率も高まっているので政府の見込みをさらに上回るのではないか」等の質疑があり、これに対し竹下大蔵大臣より、「五十九年度当初予算ですべての経費を削減するよう最大の努力を行っており、特に経常経費は八年間、前年同額以下に抑制した。また、予算の執行に当たってもぎりぎりの努力をした結果、既定経費の節減が捻出されたもので、予算や執行が甘かったわけではない。特に不用額をあらかじめ見込むことは困難で、予算執行の結果出てくる性格のものである。不用額を国債整理基金に繰り入れるとの提言は、財政改革を第一義とする立場からは建設的な意見だが、予算技術上それが可能かどうか検討してみたい。予備費はもともと予見しがたい予算の不足を補うという性格上、計上額の基準はなく、予算に対する割合等総合的に勘案し、決定してきた。近年では毎年度三千五百億円を計上しているが、予算に対する比率は年々減ってきている。予備費は主に災害対策に使われるので、災害が多い年には補正計上が少なくなる。法人税は三月期決算分の収納が全体の三割を占めている。企業は収益がふえると赤字企業が黒字に変わり、資産処分で配当していたものがなくなるので、景気上昇初期は企業の収益増より税収増が少ない。増収を見込んだ法人税の補正予算は達成可能である」旨の答弁がありました。

最近の円安に関連して、「市場介入が円安是正に効果がないとすれば、金利引き上げ等の措置が必要ではないか。ドル暴落説をどのように考えるのか」等の質疑があり、これに対し澄田日本銀行総裁より、「為替市場への介入は相場の乱高下を防止するため効果があり、さきの五ヵ国蔵相会議で合意した方向で今後も機動的、積極的に介入する。現在、相場が不安定であり、かつ日米の長期金利差も五％あるので、これを日本から拡大する方向はとるべきではなく、今後、円安が加速、長期化するようであれば金利措置の検討は必要である。基準外貸し出しは金利の引き上げを含めて常時検討しているが、現在のところ具体的に発動することは考えていない。ドル暴落は世界経済を混乱に陥れる原因となり好ましくないが、現在そのような状況にない。円安は輸入物価を通じ消費者物価へ波及してくるので警戒しなくてはならず、さらに貿易黒字が増大し、摩擦を激化させるので望ましくない」旨の答弁がありました。

なお、質疑はこのほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して志苫委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して井上委員が賛成、公明党・国民会議を代表して太田委員が反対、日本共産党を代表して内藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）外二案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十年度一般会計予算（閣予第四号）

昭和六十年度特別会計予算（閣予第五号）

昭和六十年度政府関係機関予算（閣予第六号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和六十年度予算は、我が国財政を取り巻く極めて厳しい環境のもとで、経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るとともに、財政改革を着実に実施するため、歳出面で経費の徹底した節減合理化を行い、歳入面ではその見直しに努め、これによって対前年度当初予算比一兆円の公債発行減額を行っておりますが、その内容は既に竹下大蔵大臣から財政演説で説明されておりますので、これを省略させていただきます。

予算三案は、一月二十五日国会に提出され、三十日に竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って三月十一日より審議に入りました。自来、本日まで審査が行われましたが、その間、二月二十一日長崎、神戸、新潟の三市で地方公聴会を行い、三月二十六日中央公聴会を開き、三月十四日財政・経済問題、同二十九日外交・防衛問題について集中審議を行い、さらに委嘱審査を四月二日から四日まで行うなど、終始慎重かつ熱心に審査を行ってまいりました。

以下、質疑応答のうち主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

中曽根総理の政治手法について、「審議会や懇談会等を多数設けて、総理のブレーンをメンバーに登用し、そこで出た結論を押しつけるやり方は議会政治に対する挑戦で許されない。また、総理の政治手法は、議院内閣制のもとにおける政党内閣のあり方として妥当かどうか。今後どのような方針で政治を行うか伺いたい」との質疑に対し、中曽根総理大臣より、「政権を担当したときから、国民にわかりやすい政治、国民に語りかける政治をモットーにしている。その根底には、今日の大衆民主主義と情報化の時代には丹念に国民の発想をいただき、そして国民にフィードバックして、国民の声を十分聞かないと政治は進めにくい背景がある。そういう意味で、審議会等を通じ国民の関心を呼び起こし、そして支持あるいは反対の立場や意見が形成され、国民が自分で判断する材料を得ていただく手法を考えてきた。中曽根内閣について賛成、反対の支持者がはっきりしてきている世論調査結果からも、私の政治手法が国民の自主判断の材料をより多く提供しているのではないかと思う。しかし、お尋ねする問題も、防衛や平和、教育の問題等大体終わりかけ、一応所期の目的を達しつつあると判断している。国民の草の根の意見を聞き、国民が関心を持ち、決めていただく政治手法と、一方で、議院内閣制のもとにおける政党政治あるいは議会政治を尊重することはもとより当然のことで、政党並びに議会の意見を十分拝聴し、御批判もいただき、戒心してやってまいりたい」旨の答弁がありました。

外交、経済協力に関する質疑として、「我が国の国際的地位と民主主義を基調とする西側陣営の一員にふさわしい外交の基本は何か。総理はことしを平和と軍縮の年と主張しているが、非核と平和を国是とする立場から核軍拡終結のニューデリー宣言等に同調し、積極的な核廃絶外交を展開すべきではないか。鈴木内閣当時の五年間倍増の海外経済援助計画が今年度で達成の目途が立ったが、第三次の倍増計画案策定を含め今後の方針をただしたい」などの質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣並びに安倍外務大臣より、「世界の中で日本の果たす役割は非常に大きく、同時に期待も寄せられているので、これにこたえていくことを基本に、自由国家群の一員として連帯して世界平和に協力し、またアジアの一員として、同地域への貢献を積極的にやっていきたい。また、情報が多様化し迅速に伝達される時代は

情報に振り回されるおそれがあるので、首脳が直接接触することで事実を確認し、信頼を高める手づくりの首脳外交を重視していきたい。軍縮と平和の問題は、現実の世界平和が核戦力を中心にした均衡と抑止力によって保たれている状況にかんがみ、核の凍結や廃棄を唱えるだけでは実効を期しがたいばかりか、資源とか経済とかあらゆる問題が作用している点を直視し、決して甘い幻想にとらわれず、一歩一歩着実に進む方向で協力をし、努力していく。発展途上国等への経済援助は着実に進めており、世界各国及びＤＡＣの評価も高く、六十年度も苦しい財政事情のもとで二けたの伸びとなっているが、しかし全体として見るとＧＮＰの〇・三三％程度で、目標の〇・七％にはまだまだの状況である。日本が国際的な国家としての責任を果たしていくためにはなお一層の努力が必要となる。五ヵ年倍増の計画は予算面ではほぼ達成されるので、今後、政府部内での検討と調整を図りつつ、次の目標を立て、世界に明らかにしていくことは大事なことと思う」旨の答弁がありました。

防衛問題につきましては、「ことし一月の総理訪米で、レーガン大統領のＳＤＩ構想に理解を示し、先ごろは研究参加の要請を受けるほどで、これは核廃絶の総理の主張と矛盾するし、宇宙軍拡を進める危険があるのではないか。防衛費はＧＮＰ一％以内の三木内閣以来の歯どめが六十年度中には突破必至の情勢にあるが、防衛費枠遵守のために経常経費削減の用意はあるか。昨年行われた米海軍のフリーテックス85に海上自衛隊が参加したのは集団自衛権に触れるのではないか。自衛力の整備は海と空に重点を置き、洋上撃破を目指しているのか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣並びに加藤防衛庁長官より、「ＳＤＩについては、レーガン・アメリカ大統領から、非核兵器で中距離弾道ミサイルの無力化を目指す防衛的な兵器で、最終的には核廃絶につながる構想であるとの説明があり、これに理解を示し、今後、情報の提供を受け、場合によっては協議を行うが、しかし未知の部分も多いので十分の留保をつけていることを御理解願いたい。これまでの核兵器による大量破壊の発想は、攻撃の均衡状態で平和が維持され、物騒な状態であるが、ＳＤＩ構想は有能な防御力の通常兵器で相手の企画を排除でき、終局的に業の兵器である核兵器の廃絶を目指す点で考慮と検討に値する。防衛費のＧＮＰ一％枠について、基本姿勢は守りたいという

ことで終始一貫している。追加需要の問題と経済の動向は、いろいろの不確定要素が多いことは御承知願いたい。なお、現在提出の予算案は現時点で絶対必要なものであり、おのおのしっかりした根拠に基づいて計上しており、今の段階で経常経費圧縮について明確なことは申し上げられない。フリーテックス参加の指摘は、同演習参加の米海軍の一部から針路変更をしてもらって海上自衛隊の対潜訓練に支援を受け、全然別個の訓練を行ったものである。米側と訓練を行う場合は、集団自衛権について疑義を差し挟まれないものであること、自衛隊の業務上必要なこと、そして自衛隊の防衛基本政策に合致していること等十分わきまえて行っている。自衛力の整備に当たっては、バランスのとれた防衛体系が何よりも必要で、三幕の連携統合、特に情報の統合等改善すべき点がある。そうした中で、我が国の地形、客観情勢等から一番大事なことは、海と空からの侵入に対抗し、洋上ないし水際撃破が必要である。そのためには航空及び海上の優勢確保を図らないと列島防衛は非常に難しいので、この点に重点を置いた整備を図りたい」旨の答弁がありました。

経済問題に関する質疑として、「五十九年度は五%台の成長が確実で、久しぶりに明るさを見出したものの、成長の中身は政府の意図とは違って外需依存であった。六十年度の経済運営を内需型に転換する具体策は何か。政府支出及び政府固定資本形成は、前年度対比で低い伸び、ないしマイナスで内需拡大に寄与しないのではないか。内需拡大の柱である個人消費支出は所得の伸び悩みから六十年度も期待困難であり、さらに五十年代の政府経済見通しでは個人消費を過大に見る弊害があったのではないか。外需主導の経済成長は巨額の貿易黒字を生み、国際経済摩擦を激化させ、特に対米関係では、年初の首脳会談で合意した通信機器等四分野の自由化が差し迫った課題であるが、対処策を聞きたい。なお、米国の高金利、ドル高の是正を強力に主張すべきではないか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣初め関係各大臣より、「今回の景気回復は五十八年度に輸出先導の形で始まり、五十九年度は設備投資が伸びて企業部門に及び、六十年度は家計部門に波及してくると考えられ、民間企業の設備投資の伸びと相まって経済の自律的拡大が期待される。六十年度の政府支出の伸びが落ちていることは、厳しい財政事情のためではあるが、大変残念である。ただし、公共投資につ

いてはいろいろ工夫をし、特に地方公共団体の協力を得て、一般公共事業は本年度比三・七％程度の増となる見通しである。また、設備投資は昨年の輸出中心からことしはハイテク等新分野での伸びが著しく、今後も相当期待できると思う。御指摘の個人消費支出の過大見通しについては、石油ショックやその後遺症等の影響で、ある程度狂うことはやむを得なかったが、今後十分注意して経済見通しを作成してまいりたい。経済摩擦問題は、ロサンゼルスの首脳会談で、両国間の経済問題は相互の協力と努力で市場開放を行い、保護主義の防止に努めることを確認しており、この線に沿って我が国の責任を果たす決意である。懸案となっている通信機器、木材等四分野については、日米双方で積極的な協議が行われており、四月九日に対外経済対策を発表する予定であり、さらに五月のボン・サミットに向けて日本なりの責任を果たすための努力を重ねる決意である。我が国の国際収支の大幅黒字については、米国の高金利、ドル高が原因となっている点は、米国自身の問題として適切に対応してもらうよう従来も主張してきたし、今後はより一層強く主張していく」旨の答弁がありました。

財政問題に関する質疑として、「歳出削減を主体に進められてきた財政再建は、数年間にわたる強力な経費節減の予算編成で限界に来たのではないか。政府は我慢の財政運営に固執し過ぎる嫌いはないか。財政の対応力の回復拡大を目標に進めてきた政府の財政再建は、対応力の諸指標から見て再建の実が上がっていない。また、歳出削減による財政再建も、その実態は、補助金削減の施策も六十年度限りの暫定措置であり、また行革関連特例法の一年延長というやり方で、当面の糊塗策ではないか。高率補助一律一割削減のやり方は、六十年度予算編成の行き詰まりを救済するため地方に負担を転嫁するもので許されないし、政府はこの措置が一年限りの暫定措置であるとの約束を守れるか」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣、竹下大蔵大臣、古屋自治大臣より、「六十五年度特例国債脱却は、初めから厳しいことは承知で最大限の努力をしている。増税なき財政再建のかんぬきを外すと、歳出増の圧力がかかり、予算編成ができなくなる危険があるので、この理念を堅持して財政再建を進めたい。歳出削減は、制度、施策の根本にさかのぼって個人、地方自治体等すべてにわたって役割分担や費用負担のあり方を引き続き検討し、実行していく決意である。

財政の対応力の回復については、公債依存度が低下したものの、国債残高、税収比率等々の諸指標は、まだまだ経済動向に対処して財政が弾力的に出動できる体力回復を示すには至っていない。したがって、昭和六十五年度の特例公債依存体質からの脱却と公債残高の減少の二つを重点に中長期的に対応力の回復を図りたい。六十年度予算編成で行った補助金の洗い直しや国と地方の負担区分の見直しは、極めて限られた財政事情のもとでいろいろの工夫をし、ぎりぎりの調和を図ったもので、当面糊塗策の批判は当たらない。高率補助一律一割削減の問題は、現下の財政状況にかんがみ、一年限りの暫定措置として、この一年の間にさらに関係省庁間で協議することにしている。また、この一割カットに伴う貸借については、国がこれを補てんする建前で、経常経費と投資的経費の合計五千八百億円のうち地方交付税に一千億円の上積みを行い、その事後処理は交付税で処理することにしており、地方に負担をかけないことになっている。しかし、補助金の整理合理化は、国と地方の任務分担や費用の見直し、福祉関係費用の国の基本的責務の貫徹等広範囲にわたって検討していく考えである」等の答弁がありました。

税制問題に関する質疑として、「総理は、戦後税制を見直し、税制全般にわたる改革を提唱しているが、改革の理念を伺いたい。総理のシャウプ税制見直しの真のねらいは、増税なき財政再建の行き詰まりを脱出するためのものではないか。さらに、第二臨調の答申との関連で、現行の国税の税目以外に新たな税目を創設することはできないのではないか。企業の海外進出や活動分野が国際的に広がるとともに税金逃れの弊害もふえているが、その対策を聞きたい」等の質疑がありました。

これに対し、中曽根総理大臣及び竹下大蔵大臣より、「戦後シャウプ博士による大がかりの税制改正が行われてから三十五年以上を経過し、その間の社会的、経済的なさまざまの変化に伴い税制も多くの影響を受け、税体系が複雑怪奇の状態になっており、税制の抜本改革をやるべき時期に来ているというのが国民及び与野党の大多数の声だと思う。税制改革に当たっては、公正、公平、簡素、選択、そして活力の五つの原則で根本的な見直しをやりたい。税制改革は増税、増収、財政再建等を目的とするものではなく、長い間に生じた税制のゆがみや国民の不満を解消し、ある程度税の重圧感から解放されるよう所得税、法人税の

減税を取り上げることにしたい。税制改革の検討項目の主なものは、一つは所得課税の再分配機能のあり方、二つは所得の捕捉の問題、三つ目は課税ベースの浸食問題、四つ目は間接税の課税ベースと税率構造等が考えられる。税制改革と財政再建の絡みで増税のための改革ではないかとの指摘が行われたが、歳入歳出は車の両輪で、安定的な税収を図ることはいつの時代にも必要であるが、初めに増収ありきとか、初めに財政再建のための税制改革だといった考え方はとらない。戦後から今日までに生じた税制のゆがみを抜本的に見直すことによって、まずは国民の理解と協力を得た後、どのような組み合わせで財政再建をやるかということもまた国民に問いかけて、国民総参加の税制改革、財政改革を目指したい。臨調答申と新税目の創設については、臨調答申は、「当面の財政再建に当たっては租税負担率の上昇をもたらすような新たな税制上の措置を基本的にはとらない」ということで、その税制上の新たな措置は必ずしも新しい税目を設けることを禁じていると考えるべきではない。例えば、新たな税目が設定された場合も、他方で既存税制の改廃が行われ、全体としての租税負担率が上がらないケースも考えられる。なお、自然増収やでこぼこ調整等による増収によって租税負担率が上昇しても、これは増税なき財政再建の範囲内である。我が国企業の海外進出と税制度の整備については、外国税務当局との連携強化に努め、海外取引体制の整備に一層の努力を払うと同時に、今日先進諸国が整備している移転価格税制を早い機会に税制調査会で論議していただき、できるだけ早急に制度化を図りたい」旨の答弁がありました。

また、税制論議の中で財政再建に関する本院決議の有権解釈の必要性が取り上げられましたので、その旨を議長に申し上げました。

なお、質疑はこのほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、日本社会党から提出された修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたしました。

修正の要旨は、軍事費を抑え軍縮元年予算とすること、制度改革に予算を先行させる財政運営を改めること、財政再建に寄与することに置かれております。

主な内容は、まず防衛費二千二十五億円の減額を行うとともに、高率補助一律一〇％削減のうち非公共相当分二千六百三十八億円を復活計上し、これに伴い地方交付税臨時

交付金として上積みされた一千億円の減額を行っております。これらの措置により生み出された財源のほか、予備費六百億円の減額を引き当てに、特例公債一千億円の発行減額を行うことにしております。この結果、六十年度一般会計の歳入歳出総額は、政府予算案より一千億円減の五十二兆三千九百九十六億円となります。なお、一般会計予算の修正に伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計と国債整理基金特別会計の二つの特別会計がいずれも減額修正となっております。

次いで、原案と修正案をあわせて討論を行いましたところ、日本社会党を代表して村沢委員が修正案に賛成、原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して亀井委員が修正案に反対、原案に賛成、公明党・国民会議を代表して中野委員が修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して内藤委員が修正案及び原案に反対、民社党・国民連合を代表して柄谷委員が修正案及び原案に反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、まず修正案は賛成少数をもって否決、政府原案につきましては賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、予算審査中に提示いたしました「委員長見解」について、その骨子を申し上げます。

まず、予算審議に当たり審議会等の参考人出席要求が相次いだ背景には、最近の内閣による審議会あるいは諮問機関の多用に対する立法府の懸念があり、この点で内閣に慎重な対応を要請することにいたしました。

次に予算の空白問題について、従来からの論議や本年度予算の経緯にかんがみ、かかる事態を生ぜしめないよう、政府において暫定予算の提出等国民に迷惑をかけないための諸般の対策に万全を期することを改めて強く要請いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（六件）

件名	議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	五九、一二、三	五九、一二、三（予）			五九、一二、三	継続審査	継続審査	
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	一二、三	一二、三（予）			一二、三	継続審査	継続審査	
昭和五十八年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	一二、三	一二、三（予）			一二、三	継続審査	継続審査	
昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	六〇、二、二六	六〇、二、二六（予）			六〇、二、二六	継続審査	継続審査	
昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	二、二六	二、二六（予）			二、二六	継続審査	継続審査	
昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	二、二六	二、二六（予）			二、二六	継続審査	継続審査	

決算その他（六件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書	五八、一二、二六（第百一回国会）	五九、六、二七	六〇、六、一五	六〇、六、一九	五九、三、一	継続審査	継続審査	百一回国会 大蔵大臣報告 継続
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額総計算書	五九、一、三一（第百一回国会）	一、三一	六、一五	六、一九	一、三、一	継続審査	継続審査	百一回国会 継続
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、三、一（第百一回国会）	一、三一	六、一五	六、一九	一、三、一	継続審査	継続審査	百一回国会 継続
昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書	一、二、二一	六〇、五、三一	継続審査		六〇、六、二四	継続審査	継続審査	六〇、五、三一 大蔵大臣報告
昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書	六〇、一、二九	一、二九	継続審査		一、二九	継続審査	継続審査	
昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二、九	一、二九	継続審査		一、二九	継続審査	継続審査	

昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十七年度決算は、昭和五十八年十二月二十六日国会に提出され、同五十九年六月二十七日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、同五十九年一月三十一日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会では、この決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

審査のために委員会を開くこと十七回、別にのべるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政再建、行政改革、外交、防衛に関する問題をはじめ、教育、医療、労働問題など行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

昭和六十年六月十五日質疑を終了し、討論に入りました。

議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する七項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して目黒理事、公明党・国民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して佐藤委員、民社党・国民連合を代表して井上委員、また二院クラブ・革新共闘を代表して喜屋武委員から、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して後藤理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 昭和五十七年度は、第二次石油危機に伴う世界経済の停滞が予想以上に長期化したこと及び政府の経済見通しが結果として見込み違いを生じ、六兆円を超える税収不足が発生し、その補てん策として特例公債を増発することとなった等により「五十九年度特例公債依存体質からの脱却」という目標が実現しなかったことは、誠に遺憾である。

政府は、可能な限り正確な経済見通しの策定に努めるとともに、行財政の無駄をなくし、「特例公債依存体質脱却」に向け、財政改革を強力に進めていくべきである。

(2) 貸金業規制二法が施行されて一年半を経過したが、いまだに過剰貸付けの事例がみられ、返済能力のない一部の債務者に悲惨な事態が生じており、さらに信販会社など複数のクレジット業者から多重・多額な貸付けが行われ、社会的な問題となっていることは遺憾である。

政府は、貸金業規制二法の厳正な運用を図るとともに、クレジット業者の貸付けを含め過剰貸付けが行われないよう指導することにより、関係省庁間の緊密な連携の下に多重債務者の問題の防止に努め、利用者の保護に万全を期すべきである。

(3) 一部の都道府県が、義務教育費国庫負担金の算定に当たって、小・中学校から事実と相違した過大な児童・生徒数の報告がなされ、これに基づき教職員の標準定数等を算定していたため、国から当該都道府県に対し、国庫負担金が過大に交付されたことは、極めて遺憾である。

政府は、今回の事態が学校教育の場で生じたことを厳正に受けとめ、このような事態の再発防止に努めるとともに、各都道府県及び各市町村に対して指導すべきである。

(4) 農林水産省の水田利用再編対策事業については、発足以来既に相当の期間を経過し、一定の成果は認められるが、事業の効果が十分発現されていない事例について、会計検査院から種々の指摘を受ける事態があったことは遺憾である。

政府は、これまでの会計検査院の指摘にも対応して五十九年度から発足した第三期対策の実施に当たり、その趣旨の周知徹底を一層図るとともに、適正な補助金の交付に努め、転作の定着化を促進するなど事業効果の向上を期し、補助目的を達成するよう努めるべきである。

(5) 昨年一月の三井石炭鉱業三池鉱業所有明鉱の坑内火災

事故に引き続き本年四月の三菱石炭鉱業高島礦業所及び五月の同鉱業南大夕張礦業所の坑内ガス爆発事故など、この一年間に繰り返し発生した事故は、生産重視と保安対策の不備による人災ともいえる惨事であり、昨年本院において炭鉱事故再発防止の決議が行われ、また、毎年、国から補助金が交付されていたにもかかわらず、このような事態が繰り返されたことは極めて遺憾である。

政府は、たび重なる事故の重要性にかんがみ、保安対策上の基本的な問題の所在をさらに徹底的に究明するとともに、今後の鉱山保安行政を進めるに当たっては、自主保安体制のより一層の整備拡充に配慮しつつ労働者の安全、衛生、保護などの各施策を充実させるため抜本的な対策を講ずべきである。

(6) 都市再開発法に基づく組合施行の市街地再開発事業は、国から補助金を受けて実施されているが、最近、一部の事業について、その契約方法、補償方法などをめぐっての疑いが指摘されたことは遺憾である。

政府は、今後、市街地再開発事業が適正に行われるよう、関係団体を一層指導すべきである。

(7) 決算審査は、予算に関する政府の施策及び予算執行に関する会計経理の適否を審査するものであり、その審査又は調査のためには政府の積極的な協力を必要とするが、政府の対応には必ずしも十分でなかった点が見受けられたことは遺憾である。

政府は、本院における審査又は国政調査権の行使に支障が生ずることがないよう最大限の努力をすべきである。

以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会決	衆議院 本会議決	備考
13	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案	議院運営委員長（六〇、三、二八）	六〇、三、二八	六〇、三、二八	六〇、三、二八（予）	六〇、三、二九 可決	六〇、三、二九 可決			六〇、三、二八 可決	
14	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長（三、二八）	三、二八	三、二八	三、二八（予）	可 三、二九 決	可 三、二九 決			可 三、二八 決	
35	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長（六、二四）	六、二四	六、二四	六、二九	可 六、二四 決	可 六、二四 決			可 六、二四 決	

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第一三号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、昭和六十年四月から基礎歳費月額を六十四万円（現行六十二万円）に引き上げた額に改定する。

二、国庫納付金を、昭和六十年四月から歳費月額の百分の九・七（現行百分の九・五）相当額に引き上げる。

三、年金額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について最高限度額を設けることとし、当分の間、現行の歳費月額をもつて最高限度額とする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定し、国庫納付金を歳費月額の百分の九・七相当額に改定するとともに、互助年金額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について限度額を設けることとし、当分の間、現行の歳費月額をもって限度額とするものであります。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、北海道開発庁に国立国会図書館の支部図書館を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、いずれも可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一四号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、北海道開発庁に国立国会図書館支部図書館を設ける。

二、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前掲委員長報告参照

国会法の一部を改正する法律案（衆第三五号）

要旨

本法律案は、政治倫理の確立のため所要の事項を定めようとするものであつて、その内容は、次のとおりである。

一、議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのつとり各議院の議決により定める行為規範を遵守しなければならないものとする。

二、各議院に政治倫理審査会を設けることとし、当該審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めるものとする。

三、本法律は、次の常会の召集の日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、議員の政治倫理確立のための措置について定めようとするものでありまして、衆参両議院の政治倫理協議会の答申に基づくものであります。

その内容は、国会法に新たに政治倫理の章を設け、議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならないこと、各議院に政治倫理審査会を設けること、並びに審査会に関する事項は各議院の議決により定めることとしようとするものであります。

なお、本法律案は、次の常会の召集日から施行することとしております。

委員会におきましては、提出者の小沢衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、原案のとおり可決すべきものと多数をもって決定した次第でございます。

なお、本法律案に関連する政治倫理綱領、行為規範及び参議院政治倫理審査会規程につきましては、議院運営委員会において、今国会閉会中にその案を取りまとめ、次の国会の冒頭に提出することといたしております。

以上、御報告いたします。

○科学技術特別委員会

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
101国会 7	海洋開発基本法案	塩出啓典君外二名（五九、四、三）			五九、二、一	継続審査					
101国会 8	海洋開発委員会設置法案	塩出啓典君外二名（四、二、三）			二、一	継続審査					

○環境特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決	
12	公害健康被害補償法の一部を改正する法律案	衆	六〇、一、二九	六〇、三、一九（予）	六〇、三、二七 可決	六〇、三、二九 可決	六〇、一、三一 環境	六〇、三、五 可決	六〇、三、六 可決	

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

要旨

大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分については、昭和四十九年度から五十九年度までの間においては自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額の政府の交付金をもつて充てることとなつている。本法案は、この措置を昭和六十二年度まで継続しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分について、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に交付する措置を昭和六十年度から昭和六十二年度までについても引き続き行おうとするものであります。

委員会においては、第一種地域の指定及び解除要件のあり方等に関する中公審への諮問理由及びディーゼル自動車に係る窒素酸化物削減方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、日本共産党を代表して近藤委員より、移動発生源に係る費用負担分を自動車製造企業から徴収する制度に改めること等を内容とする修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況にかんがみ、実効ある発生源対策の確立を図る等を内容とする八項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告いたします。

○災害対策特別委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
12	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	災害対策特別委員長（六〇、三、二六）	六〇、三、二六	六〇、三、二六	六〇、三、二六（予）	六〇、三、二七 可決	六〇、三、二九 可決			六〇、三、二六 可決	

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一二号）

要旨

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十五年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十五年三月三

十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、地震対策緊急整備事業の進捗状況、高率補助金削減問題との関係、大都市地域における地震防災体制の強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○補助金等に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
8	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案	衆	六〇、一二五	六〇、四、一七	六〇、五、一六 可決	六〇、五、一七 可決	六〇、三、二〇 大蔵	六〇、四、一二 修正	六〇、四、一六 修正	衆本会議趣旨説明 六〇、三、二〇 参本会議趣旨説明 四、一七

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、国の財政収支の改善を図るとともに、財政資金の効率的使用を図るため、累次の臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、国の負担金、補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時特例等の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、補助規定の削除

地方公共団体の事務又は事業として同化定着している補助金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振替え等を行う。

二、補助規定の交付金規定への移行

職員設置費等人件費に係る補助金等について、地方の自主性を尊重し、交付金措置への移行を図る。

三、補助金臨特法の措置の恒久化

「補助金等の臨時特例等に関する法律」に規定されている各特例措置は、既に三十年を経過し定着していることから、各措置を個別法に移して恒久化するとともに、「補助金等の臨時特例等に関する法律」は、これを廃止する。

四、行革関連特例法の一年延長

「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」に規定されている各特例措置について、所要の調査を行った上、昭和六十年度まで延長する。

五、二分の一を超える国の補助率等の引下げ特例

昭和六十年度において、地方公共団体に対する補助率が二分の一を超える補助金等について、補助率の引下げを行う。この対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずる。

本法律施行に伴う歳出の節減額は、昭和六十年度一般会計・特別会計予算において約八千四百二十億円と見込まれている。

なお、本法律案は、衆議院において、「山村振興法」及び「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の有効期限が延長されたことに伴い、「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」に定める従来の特例措置を一年延長することとするほか、施行期日「昭和六十年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案につきまして、補助金等に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国の財政収支の改善を図るとともに、財政資金の効率的使用を図るため、累次の臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、国の負担金、補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時特例等の措置を定めたものであります。

その主な内容は、第一に、地方公共団体の事務または事業として同化定着している補助金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振替え等を行うこと。第二に、職員設置等人件費に係る補助金等の交付金措置への移行を図ること。第三に、行革関連特例法に規定されている各特例措置を所要の調整を行った上、昭和六十年度まで一年延長すること。第四に、国の補助率が二分の一を超える補助金等について、昭和六十年度における補助率の引き下げ措

置を定めること等五十九本の法律に係る改正を行うものであります。

本法律案は去る一月二十五日国会に提出され、四月十六日に衆議院から送付されました。

本院においては、補助金等に関する特別委員会の設置を待って、四月十九日竹下大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、四月二十二日、五月十一日、十三日の三日間、中曽根内閣総理大臣並びに関係十大臣の出席を求め総括質問を行ったのを始め、一般質問、締めくくり総括質問等慎重かつ熱心に審議を行ってまいりました。その間、地方自治体関係者、学識経験者等多数の参考人の出席を求めて、二日間にわたる意見聴取と質疑を行いました。

質疑のうち主なるものを申し上げますと、まず改正法案に関する質疑として、法案の成立遅延に伴う国庫支出金の支払い留保、一括法案の妥当性、六十年度限りの暫定措置の厳守、予算と法律の成立時期のずれに伴う地方負担、三省協議申し合わせの内容と今後の取り扱い、義務教育教材費の交付金化、補助率引き下げと地方への負担転嫁、国庫支出金支払い遅延と地方財政法の関係、補助金整理のあり方、生活保護費に関する臨時調整補助金二百億円の配分方法等の質疑がありました。

次に、行政改革に関する質疑として、臨調答申と行政改革の進捗度合い、国と地方の業務分担の明確化、地方自治体の事務事業の簡素合理化、施設や職員の配置基準の見直し、国立病院の統廃合と地方への移譲、直轄事業分担金制度の見直し等の質疑が行われました。

さらに、財政問題に関する質疑として、税制改革と減税の実施時期、財政再建と内需拡大策、六十一年度予算での交付税率の扱い、公益法人への補助金支出、学校給食制度の見直し、後送り方式の財政再建策、失対事業のあり方、退職者医療制度の現状と対策等の質疑がありました。

その他、質疑は広範多岐にわたって行われましたが、質疑の詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

審議の経過にかんがみ、委員長は、参議院としての審議権確保の立場から、政府に対し、本法案のような多くの行政分野にわたる補助金を一括法とすることの問題点、予算成立後の後追い審議となる法案提出時期の問題点等に留意し、今後善処するよう要望する旨の委員長見解を申し上げました。

昨日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、

日本社会党を代表して穐山理事が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して井上理事が賛成、公明党・国民会議を代表して中野理事が反対、日本共産党を代表して橋本委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会の各派共同提案で、今回関係予算の執行が遅れたことに伴い地方公共団体に金利等について実質的な財政負担を生ぜしめることのないよう措置すること等六項目の附帯決議案が提出され、多数をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	提出	参議院			衆議院			備考
		先議院	月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
79	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	衆	六〇、四、二〇				六〇、六、二四 社会労働	未	了	
80	職業安定法等の一部を改正する法律案	〃	四、二〇				六、二四 社会労働	未	了	
81	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	四、二〇				六、一八 大蔵	継続審査		衆本会議趣旨説明 六〇、六、一八
82	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	四、二〇				六、一八 文教	継続審査		
83	農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案	〃	四、二〇				六、一八 農林水産	継続審査		
84	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	四、二〇				六、一八 地方行政	継続審査		

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議決	備考
18	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案	宮崎茂一君外四名（六・〇、四・一六）	六・〇、四・一九					六・〇、四・一九 農林水産	継続審査	継続審査	
25	地方公務員の給与の適正化に関する臨時措置法案	岡田正勝君外一名（五・一七）	六・二四					六・二四 地方行政	未了		
29	公職選挙法の一部を改正する法律案	金丸信君外六名（五・三一）	六・二四					六・二四 公職選挙法改正調査特委	継続審査	継続審査	六・〇、六・二四 衆本会議趣旨説明
30	国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案	伊藤宗一郎君外九名（六・六）	六・二五							継続審査（内閣）	
36	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案	稲垣実男君外四名（六・一四）	六・一七					六・一七 社会労働	継続審査	継続審査	
37	公職選挙法の一部を改正する法律案	田邊誠君外六名（六・一七）	六・二四					六・二四 公職選挙法改正調査特委	継続審査		六・二四 衆本会議趣旨説明

未付託

(4) 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	提出委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	北方領土問題の解決促進に関する決議案	堀江正夫君外八名	六〇、四、一九			六〇、四、二四 可決	

北方領土問題の解決促進に関する決議（決議第一号）

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還は、わが国民すべての悲願である。しかるに、戦後四十年を迎えた今日なおその実現を見ないばかりでなく、近年北方領土においてソ連の軍備増強が続けられていることは誠に遺憾である。

かかる状況のもとで、北方領土の日の設定、北方領土の返還を求める都道府県民会議の相次ぐ結成等に見られるごとく、北方領土問題の早期解決を望む国民の声は、地域と世代を超えて大きな高まりを見せている。

よって政府は、国民の総意と心情に応えるため、北方領土におけるソ連の軍事的措置の撤回を求めるとともに、北方領土の返還を実現して、平和条約を締結し、日ソ間の真に安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

委員会	委員会			本会議	備考
	付託	採択	未了	採択	
内閣	五八〇	一三五	四四五	一三五	
地方行政	四四一	一三九	三〇二	一三九	
法務	五四四	二	五四二	二	
外務	六一八	〇	六一八	〇	
大蔵	三四三	〇	三四三	〇	
文教	五三六	一〇	五二六	一〇	
社会労働	三七八三	三四五	三四三八	三四五	
農林水産	一九	四	一五	四	
商工	五	〇	五	〇	
運輸	五三八	八八	四五〇	八八	
逓信	二三七	一	二三六	一	
建設	一七四	一二六	四八	一二六	
予算	一一九	〇	一一九	〇	
科学技術	二	〇	二	〇	
災害対策	一	一	〇	一	
沖縄・北方	一四	一	一三	一	
補助金等	一〇九	〇	一〇九	〇	
計	八〇六三	八五二	七二一	八五二	提出総数は八〇六四件、取下げ一件

(2)　本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会　一三五件

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第六〇号外五件）

長野県の寒冷地手当改善に関する請願（第五五三号外一一件）

長野県下伊那郡の寒冷地手当改善に関する請願（第五五五号）

新潟県朝日村の寒冷地手当改善に関する請願（第五七四号外三件）

新潟県下田村の寒冷地手当改善に関する請願（第五七五号外三件）

兵庫県の寒冷地手当改善に関する請願（第六二五号）

兵庫県宍粟郡波賀町の寒冷地手当級地引上げ改善に関する請願（第六二六号外三件）

兵庫県宍粟郡千種町の寒冷地手当級地引上げ改善に関する請願（第六二七号外三件）

石川県の寒冷地手当改善に関する請願（第七二五号）

岐阜県の寒冷地手当改善に関する請願（第一一六六号外一件）

国の事務等の整理・合理化に関する請願（第一三〇六号）

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（第一六八〇号外七件）

中小企業専任大臣設置に関する請願（第三〇九九号外四三件）

中小企業専任の大臣設置に関する請願（第三五四〇号）

中小企業所管の専任大臣設置に関する請願（第四三八〇号）

中小企業専任大臣の設置に関する請願（第五二五四号）

旧軍人軍属恩給欠格者救済のため、恩給法の一部改正に関する請願（第六八一七号）

国家公務員に対する筑波研究学園都市手当新設に関する請願（第六八五一号外一二件）

傷病恩給等の改善に関する請願（第七一九九号外二四件）

中小企業施策の樹立を図るため、中小企業専任大臣設置に関する請願（第七五二九号）

○地方行政委員会　一三九件

消防機関の行う救助業務の実施基準の制定及び経費の財源措置に関する請願（第二八九号）

国庫補助負担率引下げによる地方公共団体への負担転嫁反対に関する請願（第三二三号）

交通安全施設等の拡充強化に関する請願（第一三三四号）

町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関する請願（第六六四三号外一三五件）

○法務委員会　二件

訴訟記録保存法制定に関する請願（第七九一〇号外一件）

○文教委員会　一〇件

私学助成の充実強化に関する請願（第二九二号）

私学助成大幅増額に関する請願（第一一六八号外一件）

義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第一一六九号）

四十人学級など教育の充実に関する請願（第一二三九号外一件）

史跡等の買上げ補助事業費の増額に関する請願（第三〇六一号）

私学助成充実強化に関する請願（第五五九七号）

てんかんに悩む児童・生徒の教育充実に関する請願（第七四七九号外一件）

○社会労働委員会　三四五件

民間保育事業振興に関する請願（第二号外五五件）

保育所制度の充実に関する請願（第六号外四〇件）

保育予算の大幅増額等に関する請願（第六四一号）

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一三三六号外三一件）

国立腎センター設立に関する請願（第一七一二号外九件）

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第二五三五号外三四件）

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第二五三七号外三四件）

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願（第二五四一号外三四件）
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願（第二五四二号外三五件）
社会福祉「中間施設」の制度化に関する請願（第三〇六四号）
小規模障害者作業所の助成に関する請願（第三〇六五号外二二件）
輸入食糧の安全性の確保に関する請願（第三〇六六号）
福祉予算の充実に関する請願（第三五四四号）
中国残留日本人孤児対策に関する請願（第四〇〇二号）
学童保育の制度化に関する請願（第六一九七号外三四件）
現行保育制度の堅持と充実に関する請願（第七八一六号）
保育事業の推進に関する請願（第七八一七号）

○農林水産委員会　四件

第七次漁港整備計画の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願（第二九三号）
森林・林業の振興等の対策強化に関する請願（第三六六六号）
畜産・養蚕経営の安定強化に関する請願（第五二五六号）
治山事業の拡充強化に関する請願（第五二五七号）

○運輸委員会　八八件

運転代行業のタクシー類似行為撲滅に関する請願（第四九七〇号外八五件）
不法な車検代行業者の排除に関する請願（第八〇二九号外一件）

○逓信委員会　一件

有線音楽放送の正常化に関する請願（第七二八号）

○建設委員会　一二六件

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願（第六六二六号外一二五件）

○災害対策特別委員会　一件

地震予知観測体制の充実強化に関する請願（第五二五八号）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会　一件

北方領土返還促進に関する請願（第一三九七号）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和六十年 三月　十四日　木曜日	今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び昭和六十年度内閣、総理府関係予算に関する件について藤波内閣官房長官から、 総務庁の基本方針に関する件について後藤田総務庁長官から、 防衛庁の基本方針に関する件について加藤防衛庁長官から、 昭和六十年度防衛庁関係予算に関する件及び昭和六十年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。
六月　二十日　木曜日	日米防衛首脳協議に関する件について加藤防衛庁長官から報告を聴いた後、同件、行革審内閣機能等分科会報告に関する件、洋上防空に関する件、米軍艦載機夜間着陸訓練用飛行場の選定問題に関する件、「五九中業」の策定状況等に関する件、防衛費に関する件等について藤波内閣官房長官、後藤田総務庁長官、加藤防衛庁長官、政府委員、外務省及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。

○地方行政委員会

昭和五十九年十二月十一日　火曜日	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第七九号）及びハウス食品脅迫事件に関する件等について古屋国務大臣、政府委員、警察庁、大蔵省、建設省及び日本電信電話公社当局に対し質疑を行つた。
十二月　十三日　木曜日（風俗営業等に関する小委員会）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく総理府令及び国家公安委員会細則の考え方について警察庁当局から説明を聴き質疑を行つた。
昭和六十年一月三十一日　木曜日（風俗営業等に関する小委員会）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈基準に関する件、同法施行条例の制定状況に関する件等について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行つた。
二月二十六日　火曜日	地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について古屋国務大臣から所信を聴いた。 昭和六十年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
三月二十六日　火曜日	地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について古屋国務大臣、政府委員、厚生省、文部省及び外務省当局に対し質疑を行つた。

四月二十三日　火曜日	昭和六十年度の地方財政計画に関する件について古屋自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
六月　十八日　火曜日	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行状況について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。
（風俗営業等に関する小委員会）	
六月二十一日　金曜日	豊田商事会長事件等に関する件について古屋国家公安委員会委員長、政府委員、通商産業省、法務省、大蔵省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○法務委員会

昭和五十九年十二月　一日　土曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
昭和六十年三月二十六日　火曜日	法務行政の基本方針について嶋崎法務大臣から所信を聴いた。 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

五月　三十日　木曜日

平沢死刑囚に対する人身保護請求裁判に関する件、外国人登録法の指紋押捺制度に関する件、靖国神社参拝に関する件、精神衛生行政に関する件、公安調査庁のスパイ強要に関する件、ロッキード事件の法理論に関する件、死刑の執行猶予制度に関する件、田中ロッキード裁判の控訴趣意書とP3－P3C問題に関する件、山口組抗争事件に関する件、刑務所在監者の処遇問題に関する件等について嶋崎法務大臣、政府委員、自治省、厚生省、公安調査庁、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った。

六月　二十日　木曜日

刑事警察の運営に関する件、豊田商事問題に関する件、狭山事件に関する件、外国人登録法の指紋押捺制度に関する件、輸血と宗教との関連に関する件、刑事裁判記録の保存に関する件、ロッキード事件の法理論に関する件、カネミ油症事件に関する件、スパイ防止法に関する件、アフガン難民に関する件、難民受入れセンター問題に関する件、刑務所在監者の処遇問題に関する件等について嶋崎法務大臣、政府委員、警察庁、最高裁判所、法務省、自治省、厚生省及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

昭和五十九年十二月　十一日　火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

昭和六十年四月十六日　火曜日	ＯＥＣＤ閣僚理事会に関する件、日米経済摩擦に関する件、経済協力に関する件、米国産穀物の買付けに関する件、ＳＤＩに関する件、アフリカ飢餓救援物資に関する件、人種差別撤廃条約に関する件、ユネスコ改革に関する件、日米共同作戦計画に関する件等について安倍外務大臣、政府委員、農林水産省、厚生省、通商産業省、文部省、運輸省、内閣官房及び防衛庁当局に対し質疑を行つた。
五月二十一日　火曜日	テルアビブ空港乱射事件の犯人の釈放に関する件、さけ・ます漁獲交渉に関する件、在日外国人の指紋押捺と地位に関する件、朝鮮問題に関する件、カンボジア問題に関する件、アジアにおける軍縮・軍備管理に関する件、日ソ関係に関する件等について安倍外務大臣、政府委員、法務省、水産庁、自治省、警察庁、厚生省、社会保険庁及び文部省当局に対し質疑を行つた。
六月　二十日　木曜日	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に関する決議を行つた。

○大蔵委員会

昭和五十九年十二月　六日　木曜日	当面の財政及び金融等に関する件について竹下大蔵大臣、政府委員、大蔵省及び自治省当局に対し質疑を行つた。

昭和六十年二月二十六日　火曜日	財政及び金融等の基本施策について竹下大蔵大臣から所信を聴いた。
三月　十四日　木曜日	財政及び金融等の基本施策に関する件について竹下大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。
五月二十三日　木曜日	租税及び金融等に関する件について竹下大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。

○文教委員会

昭和五十九年十二月　一日　土曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
昭和六十年二月二十六日　火曜日	文教行政の基本施策に関する件について松永文部大臣から所信を聴いた。 昭和六十年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
三月二十八日　木曜日	文教行政の基本施策に関する件について松永文部大臣、政府委員、文部省、法務省及び自治省当局に対し質疑を行つた。
四月　十六日　火曜日	文教行政の基本施策に関する件について松永文部大臣、政府委員、警察庁、文化庁及び厚生省当局に対し質疑を行つた。

四月二十五日　木曜日

臨時教育審議会における審議状況に関する件について参考人臨時教育審議会会長岡本道雄君及び臨時教育審議会会長代理石川忠雄君に対し質疑を行つた。

六月　二十日　木曜日

家庭科教育に関する件、文化庁長官の雑誌における記述に関する件、産学協同に関する件、北九州病院グループ、福島県立医科大学等医学分野の不祥事に関する件、臨時教育審議会の運営に関する件、高校生に対する交通安全教育に関する件、教員の資質向上に関する件、臨時採用教員の処遇に関する件、学校災害対策に関する件及び海外子女教育に関する件について松永文部大臣、政府委員、文化庁、警察庁、法務省及び労働省当局に対し質疑を行つた。

○社会労働委員会

昭和五十九年十二月　十三日　木曜日

労働大臣就任に伴う労働行政に対する基本施策に関する件、昭和六十年度労働省予算に対する基本姿勢に関する件、六十歳定年一般化に関する件、身体障害者の雇用問題に関する件、精神障害者の労働実態に関する件、パート労働者の労働条件問題に関する件、ＭＥ導入に伴う労働問題に関する件、最近における雇用、失業情勢に関する件、人材派遣事業の法制化等に関する件、労働時間短縮問題に関する件、二硫化炭素中毒に伴う労働災害認定に関する件、グリコ、森永事件に伴う雇用調整問題に関する件等について山口労働大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。

昭和六十年二月二十一日	木曜日	厚生行政の基本施策に関する件及び昭和六十年度厚生省関係予算に関する件について増岡厚生大臣から所信及び説明を聴いた。 労働行政の基本施策に関する件及び昭和六十年度労働省関係予算に関する件について山口労働大臣から所信及び説明を聴いた。
二月二十六日	火曜日	厚生行政の基本施策に関する件について増岡厚生大臣、政府委員、警察庁及び法務省当局に対し質疑を行つた。
三月二十六日	火曜日	厚生行政の基本施策に関する件について増岡厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。 派遣委員から報告を聴いた。
三月二十八日	木曜日	労働行政の基本施策に関する件について山口労働大臣、政府委員、北海道開発庁、建設省及び労働省当局に対し質疑を行つた。
四月二十五日	木曜日	長崎県三菱石炭鉱業高島礦業所の坑内ガス爆発災害に関する件について山口労働大臣に対し質疑を行つた。
五月二十三日	木曜日	三菱石炭鉱業株式会社南大夕張炭鉱の坑内ガス爆発災害に関する件について山口労働大臣及び警察庁当局に対し質疑を行つた。

五月二十八日　火曜日	京セラのセラミックス製人工関節問題に関する件について増岡厚生大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行った。 エイズ（後天性免疫不全症候群）の感染原因に関する件について政府委員に対し質疑を行った。
六月　四日　火曜日	恒久平和への決意及び被爆者対策充実に関する決議を行った。
六月　十八日　火曜日	昭和六十一年度の厚生省予算編成に関する件、退職者医療制度の運営に関する件、医療法人北九州病院の医療費不正請求等に関する件、聖マリアンナ医科大学における輸血拒否事件に関する件、臓器移植、脳死等生命倫理に関する件、心身障害者小規模共同作業所に関する件等について増岡厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和五十九年十二月十一日　火曜日	当面の農林水産行政に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、外務省当局及び参考人日本道路公団理事北村照喜君に対し質疑を行った。
昭和六十年二月二十一日　木曜日	昭和六十年度の農林水産行政の基本施策に関する件について佐藤農林水産大臣から所信を聴いた。 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

二月二十六日　火曜日	昭和六十年度の農林水産行政の基本施策に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、外務省、消防庁、農林水産省、環境庁、厚生省及び警察庁当局に対し質疑を行つた。
三月二十六日　火曜日	畜産物等の価格安定等に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、厚生省、公正取引委員会当局及び参考人農用地開発公団理事長岡安誠君に対し質疑を行つた。
三月二十八日　木曜日	日米漁業対策に関する決議を行つた。
五月　三十日　木曜日	農林水産物の市場開放問題等に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、外務省、経済企画庁、通商産業省及び文部省当局に対し質疑を行つた。 日ソさけ・ます漁業交渉の経過について佐藤農林水産大臣から報告があつた。 農林水産物の市場開放問題に関する決議を行つた。
六月　二十日　木曜日	当面の農林水産行政に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、大蔵省及び建設省当局に対し質疑を行つた。

○商工委員会

昭和五十九年十二月一日　土曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
昭和六十年二月二十六日　火曜日	通商産業行政の基本施策に関する件について村田通商産業大臣から所信を聴いた。 経済計画等の基本施策に関する件について金子経済企画庁長官から所信を聴いた。 昭和五十九年における公正取引委員会の業務概略に関する件について高橋公正取引委員会委員長から説明を聴いた。
三月二十八日　木曜日	通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について村田通商産業大臣、金子経済企画庁長官、政府委員、建設省、厚生省及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。
四月二十五日　木曜日	対外経済問題に関する件について参考人日本経済研究センター理事長金森久雄君及び対外経済問題諮問委員会委員赤澤璋一君から意見を聴いた後、両参考人、村田通商産業大臣、金子経済企画庁長官、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行つた。
五月　十四日　火曜日	三菱石炭鉱業株式会社高島炭鉱における災害に関する件について派遣委員から報告を聴いた。
五月　十六日　木曜日	三菱石炭鉱業株式会社高島炭鉱における災害に関する件について村田通商産業大臣、政府委員、通商産業省及び労働省当局に対し質疑を行つた。

五月　三十日　木曜日	三菱石炭鉱業株式会社南大夕張炭鉱における災害に関する件について派遣委員及び政府委員から報告を聴いた後、村田通商産業大臣、政府委員、通商産業省及び労働省当局に対し質疑を行つた。
六月　六日　木曜日	炭鉱災害に関する件、貿易摩擦に関する件、内需拡大に関する件、地場産業に関する件、レアメタルに関する件、原子力発電所に関する件、大規模小売店舗に関する件及び石炭対策に関する件について村田通商産業大臣、金子経済企画庁長官、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行つた。
六月二十一日　金曜日	豊田商事の金取引等にかかわる紛争に関する件について村田通商産業大臣、金子経済企画庁長官、政府委員、警察庁、法務省及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。

○運輸委員会

昭和六十年三月　七日　木曜日	運輸行政の基本施策に関する件について山下運輸大臣から所信を聴いた。 昭和六十年度運輸省及び日本国有鉄道の予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
三月二十六日　火曜日	運輸行政の基本施策に関する件について山下運輸大臣、政府委員、仁杉日本国有鉄道総裁及び日本国有鉄道当局に対し質疑を行つた。

三月二十八日　木曜日	運輸行政の基本施策に関する件について山下運輸大臣、政府委員、仁杉日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道、労働省及び気象庁当局に対し質疑を行つた。
四月　十一日　木曜日	国鉄問題に関する件について委員長から発言があつた。
四月　十六日　火曜日	国鉄問題に関する件について参考人日本国有鉄道再建監理委員会委員長亀井正夫君、早稲田大学商学部客員教授角本良平君、東京大学経済学部教授兵藤釗君、明治大学政治経済学部教授吉田忠雄君及び信州大学経済学部教授高梨昌君から意見を聴いた後、政府委員及び各参考人に対し質疑を行つた。
六月　十一日　火曜日	国鉄問題に関する件について参考人産業経済新聞論説委員山本雄二郎君、埼玉大学経済学部教授鎌倉孝夫君、京都大学経済学部教授伊東光晴君及び明治大学商学部教授山口孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。
六月　十八日　火曜日	三光汽船の再建問題に関する件、国鉄再建問題に関する件、岡山県の浅口タクシー紛争に関する件、大韓航空機撃墜事件に関する件、通勤新線に関する件、整備新幹線問題に関する件、第四次全国総合開発計画に対する運輸省の対応に関する件、総合交通体系に関する件、環状七号線におけるタンクローリー車の炎上事故に関する件、中標津空港における墜落事故に関する件、タクシーをめぐる諸問題に関する件、国内航空運賃の割引制度に関する件、気象観測体制に関する件等について山下運輸大臣、政府委員、仁杉日本国有鉄道総裁、大蔵省、日本国有鉄道、労働省、運

六月　二十日　木曜日	輸省、経済企画庁、消防庁、厚生省、気象庁当局及び参考人日本輸出入銀行総裁大倉真隆君に対し質疑を行つた。 国鉄問題に関する件について参考人秋田県知事佐々木喜久治君、香川県知事前川忠夫君及び佐賀県知事香月熊雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。 国鉄再建問題に関する件、通勤新線に関する件、東京国際空港の沖合展開計画に関する件、船員問題に関する件、新東京国際空港の二期工事に関する件、国鉄職員問題に関する件、整備新幹線問題に関する件、車検代行業に関する件等について山下運輸大臣、政府委員、仁杉日本国有鉄道総裁、日本国有鉄道、運輸省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行つた。

○逓信委員会

昭和五十九年十二月　四日　火曜日	派遣委員から報告を聴いた。
昭和六十年二月二十六日　火曜日	郵政行政の基本施策に関する件について左藤郵政大臣から所信を聴いた。
三月二十六日　火曜日	郵政行政の基本施策に関する件、郵便貯金非課税限度額引上げ問題に関する件、電気通信分野における日米貿易摩擦問題に関する件、日本電信電話株式会社の政府保有株式の売却益等の使途問

題に関する件、特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業との切り分け問題に関する件、電気通信端末機器の技術基準の在り方に関する件、通信衛星の購入問題に関する件、テレトピア構想モデル都市選定の在り方に関する件、日本電信電話公社当局による特定労働組合への差別的取扱いに関する件、都市におけるテレビ受信障害解消対策に関する件、広告付き葉書の拡充方策に関する件等について左藤郵政大臣、政府委員、真藤日本電信電話公社総裁、大蔵省、郵政省、通商産業省、日本電信電話公社、防衛庁及び労働省当局に対し質疑を行つた。

五月二十八日　火曜日

郵便局の将来ビジョンに関する件、米国製通信衛星の購入問題に関する件、電子郵便と電報の競合問題に関する件、ＮＴＴの資材調整問題に関する件、不法コードレスホン対策に関する件、近畿郵政局の同和問題に関する意識調査の在り方に関する件、電気通信分野における日米貿易経済摩擦問題に関する件、有線音楽放送の正常化に関する件、私設郵便への対応策に関する件等について左藤郵政大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行つた。

六月　二十日　木曜日

（電気通信の新体制等に関する小委員会）

新電電の新体制移行に伴う諸問題について参考人日本電信電話株式会社常務取締役児島仁君及び日本情報通信振興協会会長志場喜徳郎君から意見を聴いた。

○建設委員会

昭和五十九年十二月	一日	土曜日
	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。	
十二月	六日	木曜日
	公共事業費の確保に関する件、道路特定財源の取扱いに関する件、住宅金融公庫の融資条件の変更に関する件、民間活力の活用に関する件、地震予知に関する件、北海道開発に関する件、中小建設業者の育成に関する件、異常渇水と水資源開発に関する件、首都圏中央連絡道路の建設計画に関する件等について木部建設大臣、河本国務大臣、政府委員、建設省、林野庁、国土庁、資源エネルギー庁、環境庁当局及び参考人東京大学教授茂木清夫君に対し質疑を行つた。	
昭和六十年二月	十二日	火曜日
	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。	
三月	七日	木曜日
	建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について木部建設大臣及び河本国務大臣から所信を聴いた。	
六月	十一日	火曜日
	公共事業費の確保に関する件、規制緩和方策の在り方と実施状況に関する件、下水道整備に関する件、住宅減税に関する件、明石海峡大橋の建設問題に関する件、霞ヶ関中央官衙地区の整備計画に関する件、池子米軍家族住宅建設問題に関する件等について木部建設大臣、河本国土庁長官、政府委員、建設省、環境庁、防衛施設庁当局及び参考人本州四国連絡橋公団理事吉田厳君に対し質疑を行つた。	

六月　十八日　火曜日	明石海峡大橋の建設問題に関する件、都市緑化に関する件、志布志湾埋立造成工事に関する件並びに大阪湾岸道路及び関西国際空港連絡道路建設問題に関する件について木部建設大臣、河本国土庁長官、政府委員、資源エネルギー庁当局及び参考人本州四国連絡橋公団理事吉田厳君に対し質疑を行った。

○決算委員会

昭和六十年四月　四日　木曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○国民生活・経済に関する調査特別委員会

昭和六十年一月二十三日　水曜日	国民生活・経済に関する件について金子経済企画庁長官、政府委員、労働省、厚生省、総務庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った。
二月二十二日　金曜日（高齢化社会検討小委員会）	高齢者福祉について参考人聖マリアンナ医科大学教授長谷川和夫君、法政大学助教授高橋紘士君、社会保障制度審議会会長隅谷三喜男君及び大阪府企画部企画室長伴恭二君から意見を聴いた後、

二月二十二日　金曜日 （生活条件整備検討小委員会）	各参考人に対し質疑を行つた。 都市整備の現状と展望について参考人東京都都市計画局技監大崎本一君、住宅・都市整備公団理事救仁郷斉君及び横浜市都市計画局長佐藤安平君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。
二月二十七日　水曜日 （技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会）	技術革新と雇用・労働及び中小企業問題について参考人全日本電機機器労働組合連合会政策企画局長阿島征夫君、雇用促進事業団雇用職業総合研究所雇用開発研究部第二研究室室長亀山直幸君、横浜国立大学経済学部教授神代和俊君及び経済同友会労使関係プロジュクト委員長・電力中央研究所理事長成田浩君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。
四月　十二日　金曜日	派遣委員から報告を聴いた。 国民生活・経済の長期的課題について参考人前日本銀行総裁前川春雄君、東洋大学教授新田俊三君、東京大学教授村上泰亮君及び生活評論家藤原房子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。
四月　十九日　金曜日 （技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会）	技術革新、情報化と経済・社会について参考人大阪市立大学経済研究所助教授増田祐司君、株式会社野村総合研究所顧問石坂誠一君及び総合研究開発機構理事長下河辺淳君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

四月　十九日　金曜日 （高齢化社会検討小委員会）	我が国及び欧米の高齢化対策について参考人日本経営者団体連盟事務局長中宮勇一君、日本労働組合総評議会副事務局長内山達四郎君及び健康保険組合連合会企画部次長石本忠義君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。
四月　十九日　金曜日 （生活条件整備検討小委員会）	まちづくりと住民参加、海外事情及び景観・文化について参考人東京大学教養学部教授大森彌君、財団法人日本不動産研究所研究員前川俊一君及び多摩美術大学講師漆原美代子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。
四月二十四日　水曜日	経済摩擦と内需拡大に関する件について金子経済企画庁長官、村田通商産業大臣、河本敏夫国務大臣、安倍外務大臣、政府委員、外務省、厚生省、大蔵省当局及び参考人日本銀行総裁澄田智君に対し質疑を行つた。
五月三十一日　金曜日 （生活条件整備検討小委員会）	生活条件整備に関する件について意見の交換を行つた。
六月　五日　水曜日 （高齢化社会検討小委員会）	高齢化社会に関する件について意見の交換を行つた。
六月　七日　金曜日 （技術革新に伴う産業・雇用	技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について意見の交換を行つた。

構造検討小委員会）

六月　十二日　水曜日

経済摩擦と内需拡大に関する件について参考人経済団体連合会経済調査委員会経済調査ワーキンググループ座長・日本長期信用銀行常務取締役竹内宏君、全国農業協同組合中央会農畜産部長松本登久男君、日本労働組合総評議会経済局長宝田善君及び全日本労働総同盟政策室長幸重義孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

六月二十一日　金曜日

（技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員会）

技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

六月二十一日　金曜日

（高齢化社会検討小委員会）

高齢化社会に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

六月二十一日　金曜日

（生活条件整備検討小委員会）

生活条件整備に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

六月二十一日　金曜日

技術革新に伴う産業・雇用構造等に関する件について技術革新に伴う産業・雇用構造検討小委員長梶木又三君から、

高齢化社会に関する件について高齢化社会検討小委員長糸久八重子君から、

生活条件整備に関する件について生活条件整備検討小委員長亀長友義君からそれぞれ報告を聴いた。

国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

昭和六十年
二月二十一日　木曜日
（外交問題小委員会）

我が国の外交の現状と今後の強化策等に関する件について、政府委員及び外務省当局より意見を聴いた後、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行つた。

二月二十八日　木曜日
（国際経済問題小委員会）

経済摩擦問題について参考人株式会社野村総合研究所取締役青山浩一郎君及び通信機械工業会専務理事小澤春雄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行つた。

三月　八日　金曜日
（外交問題小委員会）

我が国の外交の現状と今後の強化策等に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行つた。

三月　十五日　金曜日
（国際経済問題小委員会）

経済摩擦について参考人在日米国商工会議所会頭ハーバート・F・ハイディ君及び京都精華大学教授クントン・インタラタイ君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行つた。

四月　十日　水曜日
（安全保障問題小委員会）

自衛隊の現状と問題点について参考人軍事評論家藤井治夫君、日本平和委員会理事長福山秀夫君、元統合幕僚会議議長竹田五郎君、元陸上幕僚長鈴木敏通君、前海上幕僚長前田優君及び日本電気株式会社衛星通信システム本部担当部長松尾雅史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

四月　十九日　金曜日
（安全保障問題小委員会）

日米安全保障体制の現状と問題点について参考人法政大学教授佐藤昌一郎君、評論家山川暁夫君、前統合幕僚会議議長村井澄夫君、元海上幕僚長大賀良平君、青山学院大学教授伊藤憲一君及び筑波大学助教授進藤榮一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

四月二十四日　水曜日

国際経済摩擦に関する件について参考人対外経済問題諮問委員会座長大來佐武郎君及び西武セゾングループ代表堤清二君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行つた。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

五月　十七日　金曜日
（国際経済問題小委員会）

経済摩擦について参考人欧州ビジネス協議会議長クラウディオ・E・ベラヴィータ君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行つた。

五月二十四日　金曜日
（安全保障問題小委員会）

軍縮問題と我が国の対応について参考人読売新聞客員研究員桃井真君、元毎日新聞論説委員高榎堯君、中部大学教授八木澤三夫君及び中京大学教授杉江栄一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

五月二十九日　水曜日 （外交問題小委員会）	我が国の外交の現状と今後の強化策等に関する件について意見の交換を行つた。
五月二十九日　水曜日 （国際経済問題小委員会）	経済摩擦に関する件について政府委員、外務省、水産庁、通商産業省、防衛庁、大蔵省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行つた。
六月　五日　水曜日 （外交問題小委員会）	我が国の外交の現状と今後の強化策等について参考人日本国際問題研究所理事長新関欽哉君、国際連合大学副学長武者小路公秀君及び東京大学教授関寛治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。
六月　七日　金曜日 （安全保障問題小委員会）	自衛隊の現状と問題点に関する件、日米安全保障体制の現状と問題点に関する件及び軍縮問題と我が国の対応に関する件について意見の交換を行つた。
六月　十二日　水曜日 （外交問題小委員会）	我が国の外交の現状と今後の強化策等に関する件について意見の交換を行つた。
六月　十四日　金曜日	外交・総合安全保障に関する件について佐藤農林水産大臣、村田通商産業大臣、政府委員、外務省及び大蔵省当局に対し質疑を行つた。
六月二十一日　金曜日	外交・総合安全保障に関する件について安倍外務大臣、加藤防衛庁長官及び政府委員に対し質疑

	を行った。 安全保障問題に関する件について安全保障問題小委員長代理中西一郎君から、 外交問題に関する件について外交問題小委員長大木浩君から、 国際経済問題に関する件について国際経済問題小委員長大木正吾君からそれぞれ報告を聴いた。 外交・総合安全保障に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
六月二十一日　金曜日 （安全保障問題小委員会）	安全保障問題に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
六月二十一日　金曜日 （外交問題小委員会）	外交問題に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
六月二十一日　金曜日 （国際経済問題小委員会）	国際経済問題に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○科学技術特別委員会	
昭和五十九年十二月　一日　土曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

昭和六十年三月八日　金曜日	科学技術振興のための基本施策に関する件について竹内科学技術庁長官から所信を聴いた。
四月十九日　金曜日	科学技術振興のための基本施策に関する件について竹内科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、通商産業省、北海道開発庁、文部省、大蔵省、消防庁当局及び参考人日本原子力研究所理事宮永一郎君に対し質疑を行つた。
五月二十四日　金曜日	新素材の研究開発に関する件について参考人長岡技術科学大学長齋藤進六君及び京セラ株式会社常務取締役・総合研究所長浜野義光君から意見を聴いた後、本件について意見の交換を行つた。
六月二十一日　金曜日	ＳＴＯＬ実験機の研究開発に関する件、宇宙開発に関する件、東京電力柏崎・刈羽原子力発電所の漏洩事故に関する件、海洋開発に関する件、国際科学技術博覧会の運営に関する件、関西学術研究都市構想に関する件等について竹内科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、厚生省、文部省、国土庁当局、参考人宇宙開発事業団理事船川謙司君及び同岩崎隆君に対し質疑を行つた。

○環境特別委員会

昭和六十年三月八日　金曜日	派遣委員から報告を聴いた。 公害対策及び環境保全の基本施策について石本環境庁長官から所信を聴いた。

三月二十九日　金曜日	昭和六十年度環境庁関係予算及び各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。 公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。
五月二十二日　水曜日	公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について石本環境庁長官、政府委員、防衛施設庁、防衛庁、環境庁、厚生省、建設省、農林水産省、通商産業省、警察庁、日本国有鉄道及び国土庁当局に対し質疑を行つた。 公害及び環境保全対策に関する件について石本環境庁長官、政府委員、厚生省、労働省、文部省、建設省、水産庁、林野庁、文化庁、警察庁当局及び参考人愛知県がんセンター研究所副所長兼疫学部長富永祐民君に対し質疑を行つた。
六月　十二日　水曜日	ナショナル・トラスト問題に関する件について参考人千葉大学教養部教授・全国歴史的風土保存連盟事務局長木原啓吉君、天神崎保全市民協議会事務局長外山八郎君及び前斜里町長・ナショナル・トラストを進める全国の会会長藤谷豊君から意見を聴いた後、各参考人、石本環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行つた。 ナショナル・トラスト運動の促進等に関する決議を行つた。

○災害対策特別委員会

昭和六十年三月二十七日　水曜日	災害対策の基本施策に関する件について河本国土庁長官から所信を聴いた。 昭和六十年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
四月　十九日　金曜日	桜島火山周辺地域における降灰対策等に関する件、鹿児島県菱刈町湯之尾地区の地盤沈下問題に関する件、新潟県青海町の土砂災害に関する件、震災対策に関する件、総合治水対策に関する件、航空気象業務に関する件等について河本国土庁長官、政府委員、文部省、建設省、気象庁、厚生省、通商産業省及び消防庁当局に対し質疑を行つた。
六月　十四日　金曜日	半島振興法に関する件、桜島火山周辺地域における降灰対策等に関する件、鹿児島県菱刈町の地盤沈下問題に関する件、津波対策に関する件等について河本国土庁長官、政府委員、建設省、外務省、文部省、通商産業省、中小企業庁、警察庁、環境庁、気象庁及び消防庁当局に対し質疑を行つた。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

昭和六十年三月二十七日　水曜日	昭和六十年度沖縄及び北方問題に関しての施策について安倍外務大臣、後藤田総務庁長官及び河

四月　十九日　金曜日	本沖縄開発庁長官から所信を聴いた。
六月二十一日　金曜日	北方領土問題の解決促進に関する決議を行つた。
	那覇空港における全日空機と自衛隊機の接触事故に関する件、石垣新空港整備計画と自然環境保全に関する件、沖縄戦についての教科書記述問題に関する件、那覇空港の民間機及び自衛隊機の安全利用に関する件、航空運賃料金に関する件、ＡＣＭＩ設置状況に関する件、米軍基地内日本人労働者の身分保障に関する件、沖縄の一定地域を関税免税地域とすることによつて生ずる問題に関する件、遠距離電話通話料金に関する件等について河本沖縄開発庁長官、政府委員、運輸省、防衛庁、労働省、法務省、文部省、外務省、防衛施設庁、海上保安庁、環境庁、大蔵省、郵政省当局及び参考人日本電信電話株式会社常務取締役寺島角夫君に対し質疑を行つた。

○エネルギー対策特別委員会

昭和五十九年十二月　一日　土曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
昭和六十年二月　十三日　水曜日	派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

三月　二十日　水曜日	最近の国際エネルギー情勢と主要国並びに我が国の対応について参考人日本エネルギー経済研究所理事長生田豊朗君及び一橋大学経済学部助教授室田武君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行つた。
三月二十七日　水曜日	エネルギー対策の基本施策に関する件について村田通商産業大臣及び竹内科学技術庁長官から所信を聴いた。 昭和六十年度エネルギー対策関係予算について政府委員、運輸省、文部省及び農林水産省当局から説明を聴いた。
四月　十日　水曜日	最近のエネルギー需要構造の変化と今後の見通しについて参考人日本エネルギー経済研究所理事・総合研究部長富舘孝夫君及び株式会社住環境計画研究所所長中上英俊君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行つた。
四月二十四日　水曜日	最近のエネルギー供給見通しとその課題について参考人電源開発株式会社総裁門田正三君、埼玉大学教養学部助教授室田泰弘君及び新エネルギー総合開発機構理事長綿森力君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。
五月二十二日　水曜日	三菱石炭鉱業株式会社高島炭鉱及び南大夕張炭鉱における災害に関する件について村田通商産業大臣及び政府委員から報告を聴いた後、村田通商産業大臣、政府委員、通商産業省、労働省及び警察庁当局に対し質疑を行つた。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

六月　五日　水曜日

エネルギー対策の基本施策に関する件並びに三菱石炭鉱業株式会社高島炭鉱及び南大夕張炭鉱における災害に関する件について村田通商産業大臣、竹内科学技術庁長官、政府委員、通商産業省及び労働省当局に対し質疑を行つた。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

六月　十四日　金曜日

新エネルギー利用技術の研究開発の現状と実用化の見通しについて参考人東京大学名誉教授大島恵一君、群馬大学長小野周君及び株式会社東芝電力事業部技監荻本和男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

六月　十九日　水曜日

エネルギー対策樹立に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

六月二十四日　月曜日

石炭鉱業の保安確保と安定対策の推進に関する決議を行つた。

（付）　Ⅰ　参議院役員一覧

役員		召集日	会期中選任
議長		木村睦男君	
副議長		阿具根　登君	
常任委員長	内閣	大島友治君	亀長　友義君　（60．6．24）
	地方行政	金丸三郎君	増岡　康治君　（60．6．24）
	法務	大川清幸君	二宮　文造君　（60．6．24）
	外務	平井卓志君	最上　進君　（60．6．24）
	大蔵	藤井裕久君	山本　富雄君　（60．6．24）
	文教	真鍋賢二君	林　寛子君　（60．6．24）
	社会労働	遠藤政夫君	岩崎　純三君　（60．6．24）
	農林水産	北　修二君	成相　善十君　（60．6．24）
	商工	降矢敬義君	下条進一郎君　（60．6．24）
	運輸	矢原秀男君	鶴岡　洋君　（59．12．21）
	逓信	松前達郎君	大森　昭君　（60．6．24）
	建設	本岡昭次君	小山　一平君　（60．6．24）
	予算	長田裕二君	安田　隆明君　（60．6．24）
	決算	佐藤三吾君	丸谷　金保君　（60．6．24）
	議院運営	遠藤　要君	
	懲罰	志村愛子君	森田　重郎君　（60．6．24）
特別委員長	国民生活	対馬孝且君	山田　譲君　（60．6．24）
	外交・安保	植木光教君	
	科学技術	高木健太郎君	馬場　富君　（59．12．21）
	環境	粕谷照美君	矢田部　理君　（60．6．24）
	災害対策	安永英雄君	志苫　裕君　（60．6．24）
	選挙制度	林　遁君	原　文兵衛君　（60．6．24）
	沖縄・北方	堀江正夫君	夏目　忠雄君　（60．6．24）
	エネルギー	田代由紀男君	沢田　一精君　（60．6．24）
	補助金		桧垣徳太郎君　（60．4．17）
事務総長		指宿清秀君	

備考　60.4.17　国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案を審査するため「補助金等に関する特別委員会」を設置。

（付）　Ⅱ　参議院会派別所属議員数表

（会期終了日60.6.25現在）

会派	議員数	①昭61.7.7任期満了			②昭64.7.9任期満了		
		全国	地方	計	比例	選挙	計
自由民主党・自由国民会議	139(7)	19(2)	50(1)	69(3)	20(4)	50	70(4)
日本社会党	42(3)	8(1)	13	21(1)	9(1)	12(1)	21(2)
公明党・国民会議	27(2)	9	4	13	8(2)	6	14(2)
日本共産党	14(5)	3(1)	4(2)	7(3)	5(2)	2	7(2)
民社党・国民連合	13(1)	3	3	6	4	3(1)	7(1)
参議院の会	3	1	0	1	2	0	2
新政クラブ	3	0	1	1	1	1	2
二院クラブ・革新共闘	3	1	0	1	1	1	2
各派に属しない議員	4(1)	2(1)	1	3(1)	0	1	1
欠員	4	4	0	4	0	0	0
合計	252(19)	50(5)	76(3)	126(8)	50(9)	76(2)	126(11)

※　( )内は婦人議員数